

未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}

第6次

山ノ内町総合計画



基本構想 令和3年度 ▶ 令和12年度

前期基本計画 令和3年度 ▶ 令和7年度



山ノ内町

“未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土^{まち}”を目指して



当町は“観光と農業のまち”として恵まれた自然環境、四季折々の多彩な景観、湯量豊富な温泉、また消費者ニーズの高い果樹の産地として昨年町制 65 周年を迎えました。

素晴らしい自然環境や豊かな資源は、先人たちの日々の営みやたゆまぬ努力によって守られ引き継がれてきたものであり、21 世紀は平和と環境の時代、今を生きる私たちの責任で後世に引き継ぐ“町の宝”です。

平成 23 年には“住む人、訪れる人に温もりのある郷土”を目指して第 5 次総合計画（10 か年計画）を策定し、行政は“住民の灯台の役目”となるべく諸施策を推進してまいりました。しかしながら、時代の流れとは言え、少子高齢化や人口減少、後継者問題、観光や農業の振興など、当町のみならず全国の市町村が抱える課題はさまざまであり、英知を結集し必死な取り組みが行われておりますが、いまだ改善の糸口すら見えない大変厳しい状況下にあります。

このような中、時代の潮流を的確にとらえ、住民や観光客、消費者ニーズをもとに、「次世代に夢と希望ある健康な郷土^{まち}」を目指した第 6 次総合計画（10 か年）を策定しました。

計画は策定が目的ではなく、住民・議会・行政がどう実現するか互いに知恵を出し、汗をかき、努力することが大切です。十年一昔といいますが、今日の社会、経済情勢は目まぐるしく変化しており、今こそ絆を大切に「自助・共助・公助」を再確認し、「1 人の 100 歩より 100 人の 1 歩」で困難はあろうとも 10 年後、20 年後の未来の町づくりを目指しともに手を取り歩みましょう。

「不易流行」で歴史や伝統を守りつつ、時代やニーズに即応する将来像「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土^{まち}」の目標に向かって、「目配り、気配り、心配り」を大切に「住んでいて良かった、訪れてよかった」町づくりが実現できるよう、一緒に取り組んでまいります。

最後に、本計画策定のためアンケート調査にご協力いただいた 828 名の方々、町内 13 か所での懇談会でいただいた貴重なご意見やご提言、また 7 回にわたる山ノ内町総合計画審議会・専門部会や山ノ内町議会でも、大変お忙しいなか慎重なご審議を賜り本計画が策定できましたことに心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

山ノ内町長

竹節義孝

山ノ内町町民憲章

(昭和50年4月1日制定)

わたくしたちは、雄大な志賀の山なみにかこまれて生きる
山ノ内町の町民です。

より美しく豊かな住みよい町にするためにこの憲章を定め、
心のかてとして、くらしのよりどころとします。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しい町にしましょう。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあい明るい町をつくりましょう。
- 1 元気ではたらき、楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 教養をふかめ、かおり高い文化の町をつくりましょう。

町花 りんご



うっすらと紅がさした小さな花卉のりんごの花は、春に咲く代表的な花です。斜面を染めるそのみごとな美しさはこの町を象徴しています。

町鳥 うぐいす



春になると雪の消えた山里に再びにぎわいが戻ってきます。そんなとき、透き通った大気にこだまするのはうぐいすの鳴き声。それは水と緑の町の象徴です。

町木 つが



つがは亜高山帯を代表する針葉樹。夏は日の光を一面に浴び、冬は風雪の重さに耐えて力強く立つ美しい勇壮なその姿は、この町の人々の象徴です。

第6次

山ノ内町総合計画

目次

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の構成と計画期間	3
第2章 山ノ内町の概況	4
第1節 位置・自然条件	4
第2節 志賀高原ユネスコエコパーク	5
第3節 人口・世帯	6
第4節 産業状況	7
第3章 山ノ内町を取り巻く時代の潮流と課題	12
第1節 本町を取り巻く時代の潮流	12
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	12
(2) 経済活動のグローバル化	13
(3) 経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 社会の実現	14
(4) 環境の保全と利活用による持続可能な社会の構築	14
(5) SDGs(持続可能な開発目標)	15
第2節 まちづくりの課題	16
(1) 人口減少対策と少子高齢化社会への対応	16
(2) 地域ブランドの磨き上げと基幹産業の強靱化	17
(3) 郷土愛の醸成と未来に羽ばたく人材の育成	18
(4) 自然と人が調和する安全・安心なまちづくり	18
(5) 健全な行財政運営と効率的な行政サービスの提供	19

第2編 基本構想

第1章 山ノ内町の将来像	22
第2章 まちづくりの基本目標	23
第3章 将来フレーム	24
第4章 土地利用構想	25
第1節 土地利用の基本理念	25
第2節 土地利用の現況と課題	25
第3節 土地利用の基本方針	26

第5章 施策の大綱	27
第1節 ひとつがつなく、魅力あふれる産業と交流の郷土 (産業・交流・移住定住)	27
第2節 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土 (保健・医療・福祉)	29
第3節 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土 (教育・文化・スポーツ)	30
第4節 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土 (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)	31
第5節 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土 (協働・行財政・人権)	33

第3編 前期基本計画

施策の体系	36
第1章 ひとつがつなく、魅力あふれる産業と交流の郷土	39
第1節 ひとつがつなく観光の郷土づくり	40
1. 観光	40
第2節 ひとつがつながらる産業の郷土づくり	46
1. 農業	46
2. 林業	51
3. 商工業	53
4. 雇用・就労対策	55
第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり	58
1. 都市・国際交流	58
2. 移住定住	60
第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土	63
第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり	64
1. 出会い～子育て	64
2. 児童福祉	68
第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり	70
1. 健康増進	70
2. 地域医療	72
第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり	74
1. 地域福祉	74
2. 高齢者福祉	77
3. 障がい者福祉	81

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土 ^{まち}	84
第1節 健やかで未来につながる人を育む	85
1. 学校教育	85
2. 青少年の育成	89
3. 高等学校以上の教育の振興	91
第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ	92
1. 生涯学習	92
2. スポーツ活動	95
第3節 未来につながる文化に親しむ	97
1. 伝統・文化	97
2. 町民文化	99
第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土 ^{まち}	101
第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土 ^{まち} をつくる	102
1. 土地利用	102
2. 住宅環境	104
3. 交通体系	106
4. 上・下水道	109
5. 公園・緑地	111
第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土 ^{まち} をつくる	112
1. ユネスコエコパーク	112
2. 景観	115
3. 環境・衛生	117
第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土 ^{まち} をつくる	120
1. 交通安全・地域安全	120
2. 消費生活	123
第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土 ^{まち} をつくる	125
1. 防災	125

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 山ノ内町の概況

第3章 山ノ内町を取り巻く時代の潮流と課題

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町は、平成23年度から平成32年度（令和2年度）を計画期間とする「第5次山ノ内町総合計画」を策定し、「人と自然を育み、次世代へつなげる 温もりのあるまち」を将来像として掲げ、その実現に向けまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の出生率の低下や転出超過による、依然として歯止めのかからない人口減少と少子高齢化の進行は本町にとっても喫緊の課題であるほか、社会経済の急速なグローバル化*と第4次産業革命と呼ばれるIoT*やAI*の技術革新による、工業社会、情報社会に続く超スマート社会への対応、世界規模の環境問題に対応する消費型社会から循環型社会*への転換、自然災害の激甚化や未知の感染症に対応する体制整備、社会インフラ*や公共施設の老朽化に対応する長期計画的な財政運営など、地方自治体を取り巻く環境は依然として大きな変革期の真っ只中にあります。

このような状況の中、第5次総合計画の成果と課題の洗い出しを行うとともに、世界の潮流を的確に捉え、今求められているまちづくりの将来像を明らかにし、町民と行政の協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指したまちづくりを推進するための指針として、「第6次山ノ内町総合計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

◆ まちづくりの最上位計画

本町におけるまちづくりの方向性を示す計画として最上位に位置し、行政の各計画及び施策の展開方針など、まちづくりの方向性と目標を示すものです。

◆ 行政運営の指針

長期展望に立った総合的、計画的な行財政の指針を示すものです。

◆ 広域連携の指針

国や県の政策・施策の方向性を踏まえ整合性を図るとともに、広域団体や周辺自治体と相互に連携・協力した取り組みを推進するための本町の指針を示すものです。

◆ SDGs（持続可能な開発目標）*の達成に寄与するもの

SDGsの17の目標に対して統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

第3節 計画の構成と計画期間

第6次山ノ内町総合計画は、「基本構想」（10か年計画）、「基本計画」（5か年計画）及び「実施計画」（3か年計画）をもって構成します。

● 基本構想

長期的な視点に立ち、山ノ内町の将来像やまちづくりの基本目標、その実現に必要な施策の大綱を定めたものです。

計画期間は令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年次とする10年間とします。

● 基本計画

基本構想を実現するための具体的な施策を示すものです。

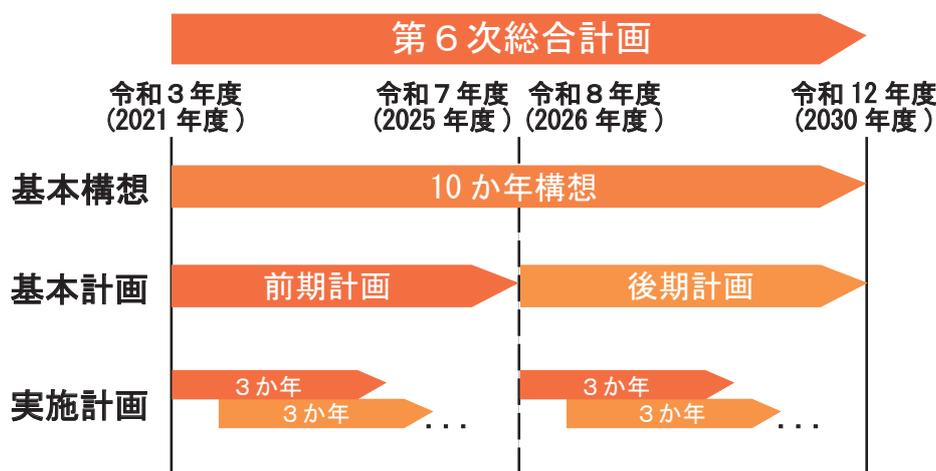
施策ごとの課題や施策の方針を体系的に整理し、具体的な内容や指標を示します。

計画期間は前期と後期に分け、前期基本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、後期基本計画は令和8年度から令和12年度の5年間とします。

● 実施計画

基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施するための事業計画で、予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年間とし、ローリング方式*により毎年度見直しを行います。



第2章 山ノ内町の概況

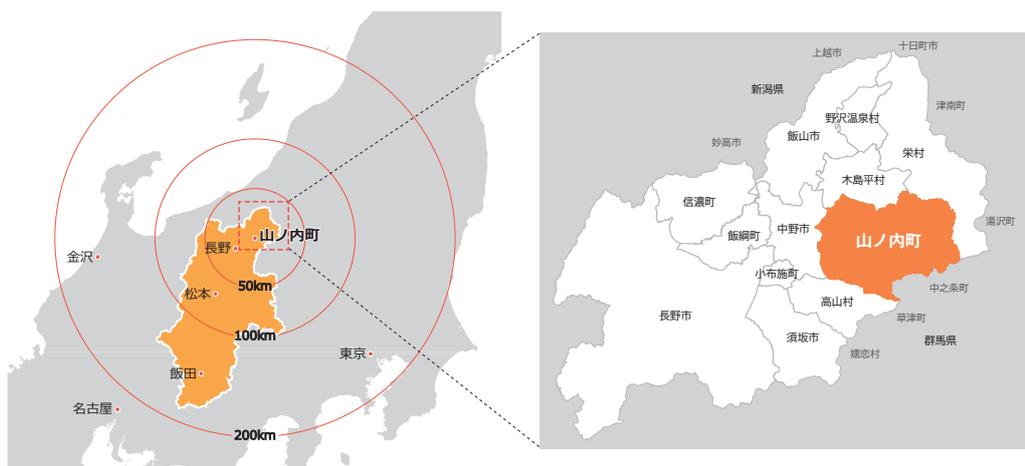
第1節 位置・自然条件

位置と地勢

本町は、長野県の北東部に位置し、志賀高原ユネスコエコパーク*・上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km の行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、88%（うち 7 割余が志賀高原）が山林原野で占められ、約 1,900 m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。

さらに、本町は四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原と北志賀高原、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、日本を代表する観光エリアとして、全国にその名を知られています。



自然条件

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏季の最高気温は 30 度を超え、冬季は最低気温が -10 度以下になります。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹栽培やそば、きのこ等の農業生産に適した環境となっています。

年間降水量は平均で 1,000mm 程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。

第2節 志賀高原ユネスコエコパーク

志賀高原ユネスコエコパーク*は昭和55年（1980年）に登録され、志賀山を中心とした大沼池や四十八池を含む約700haについて長期的に保護を図っていくため『核心地域*』と定め、それを囲む約17,600haを自然環境の保全を優先しながら利用する『緩衝地域*』としています。長野県（山ノ内町・高山村）と群馬県（中之条町・草津町・嬬恋村）の5町村にまたがるエリアにより構成され、上信越高原国立公園の志賀高原地域、須坂・高山地域及び草津・万座地域に位置しています。

平成26年（2014年）には、持続可能な形で農業や生活を営み、生産物や地域の価値を高める取り組みを進めるための『移行地域*』約12,000haを新たに設定し、本町はほぼ全域が志賀高原ユネスコエコパークのエリアとなりました。

標高2,000m級の山々に囲まれ雄大な自然が広がる本町は、日本有数の山岳高原リゾートとしてスキー場を中心に急速な開発が進められてきましたが、一方で、町民の努力により今も『核心地域』はほとんど人為の影響がなく、原生的な森林が大面積で保たれています。

これらの豊かな自然を活用したエコツーリズム*や環境教育に力を入れているほか、環境にやさしい農業の推進や自然の力を活用した新エネルギー*導入などの環境対策、伝統文化の保護継承など自然と共存した活動を通して、自然と人間社会が共生した持続可能なまちづくりと活性化に取り組んでいます。

志賀高原ユネスコエコパークの区域



第3節 人口・世帯

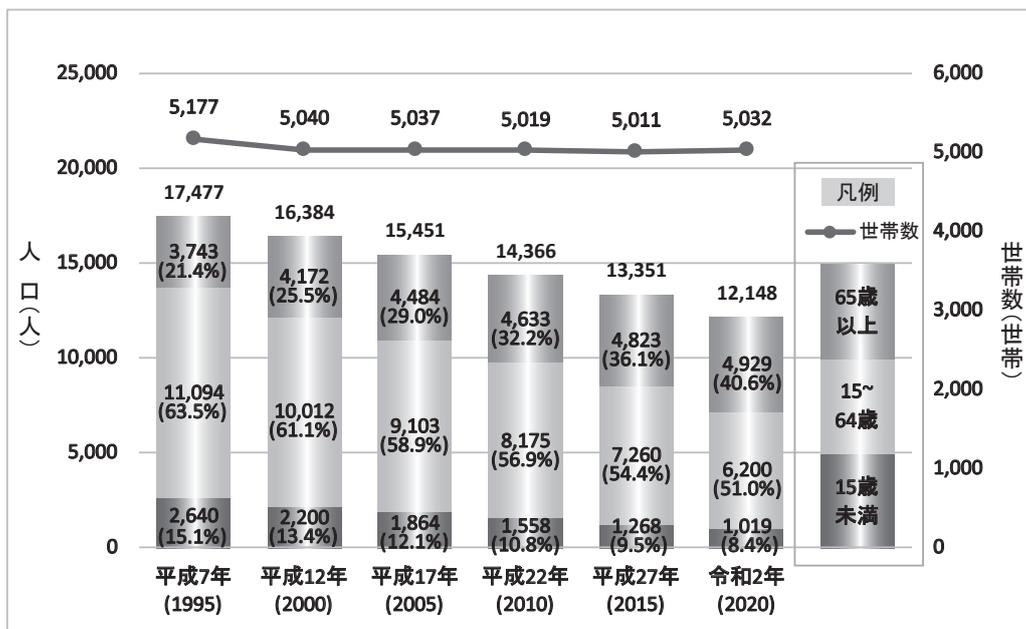
本町の人口は、令和2年4月1日現在12,148人で、昭和30年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、65歳以上（老年人口）が4,929人（40.6%）、15～64歳（生産年齢人口）が6,200人（51.0%）、15歳未満（年少人口）が1,019人（8.4%）となり、生産年齢人口と年少人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であるものの、本町の年齢構成は高齢者の割合が多く、現役世代の人口が減少傾向となっており、将来的には、地域のコミュニティ*や経済活動等を支える人材の不足等が懸念されます。

世帯数は、人口が減少傾向の中において一定数で推移しており、世帯主以外の若年層の転出や、ひとり世帯の期間雇用外国人の転入等が要因として考えられます。

人口と世帯の推移



資料：住民基本台帳（4月1日）
※平成27年、令和2年は外国人を含む

日本人と外国人数

	日本人 (人)	外国人 (人)	総数 (人)
平成27年	13,207	144	13,351
令和2年	11,911	237	12,148

資料：住民基本台帳（4月1日）

第4節 産業状況

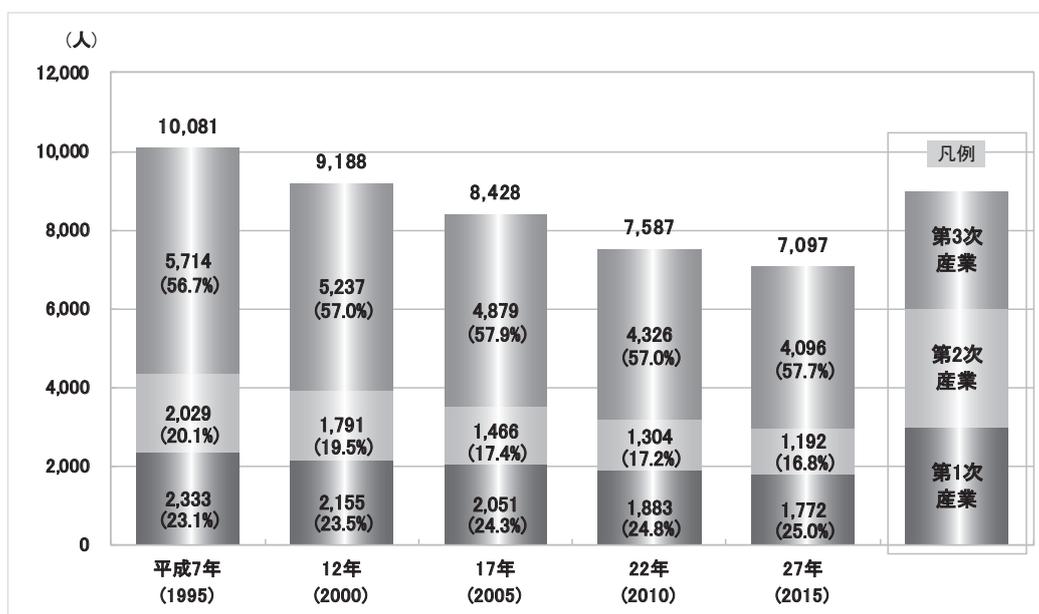
産業別 就業人口

本町の就業人口は、平成27年に7,097人であり、20年前（平成7年）と比べて2,984人減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が25.0%、製造業を中心とする第2次産業が16.8%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が57.7%となり、就業割合の増減は、第1次産業と第3次産業が微増、第2次産業が減少傾向にあります。

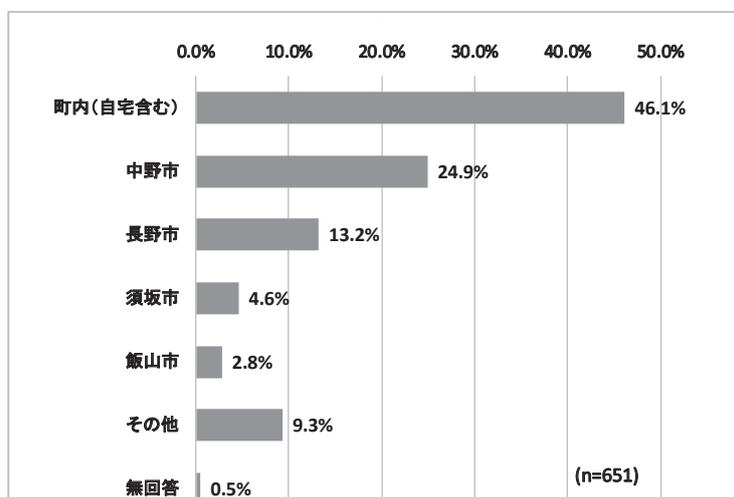
まちづくりアンケートから勤務先をみると、町内が46.1%で半数近くあり、次いで中野市24.9%、長野市13.2%となっています。

産業別就業人口の推移



資料: 国勢調査(※総数に分類不能数を含む)

主な勤務先



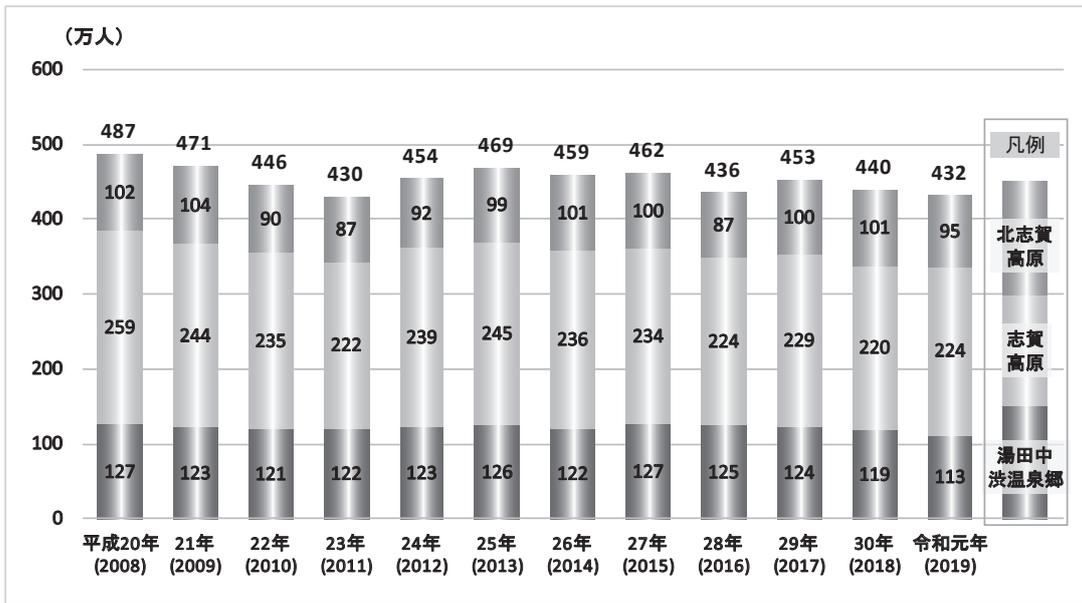
資料: まちづくりアンケート(令和元年)

観光

本町の観光地延利用者数は、平成20年からの10年間では、平成23年に発生した東日本大震災などの要因を除くと年間約450万人となっており、観光地別の割合と同様に概ね横ばいに推移しています。

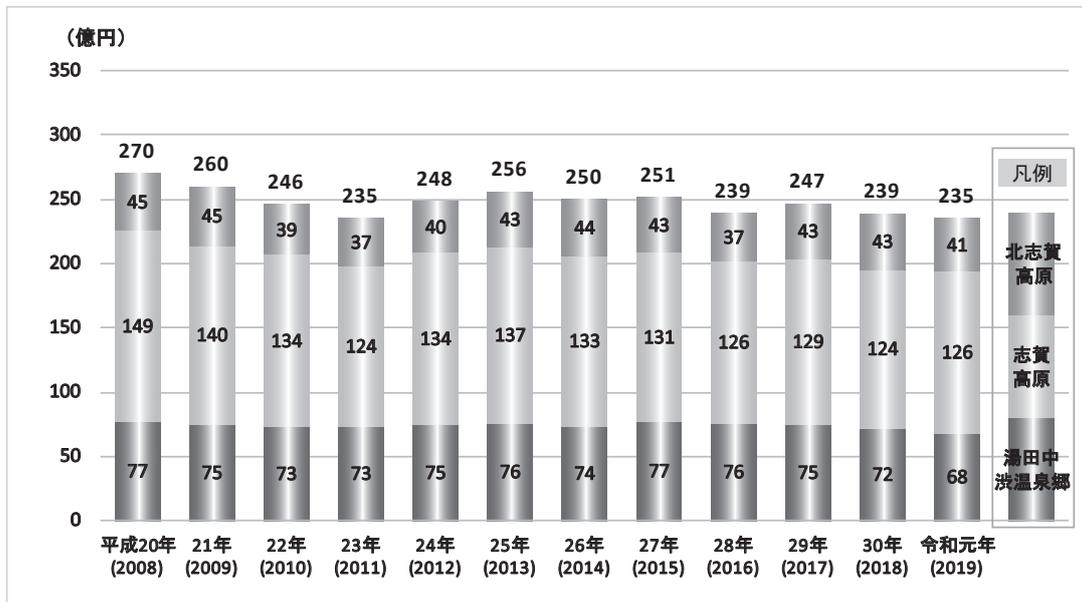
観光消費額は、年間平均約250億円で観光地延利用者数の推移に比例して横ばいに推移しています。

観光客数の推移



資料：観光地利用者統計調査

観光消費額の推移

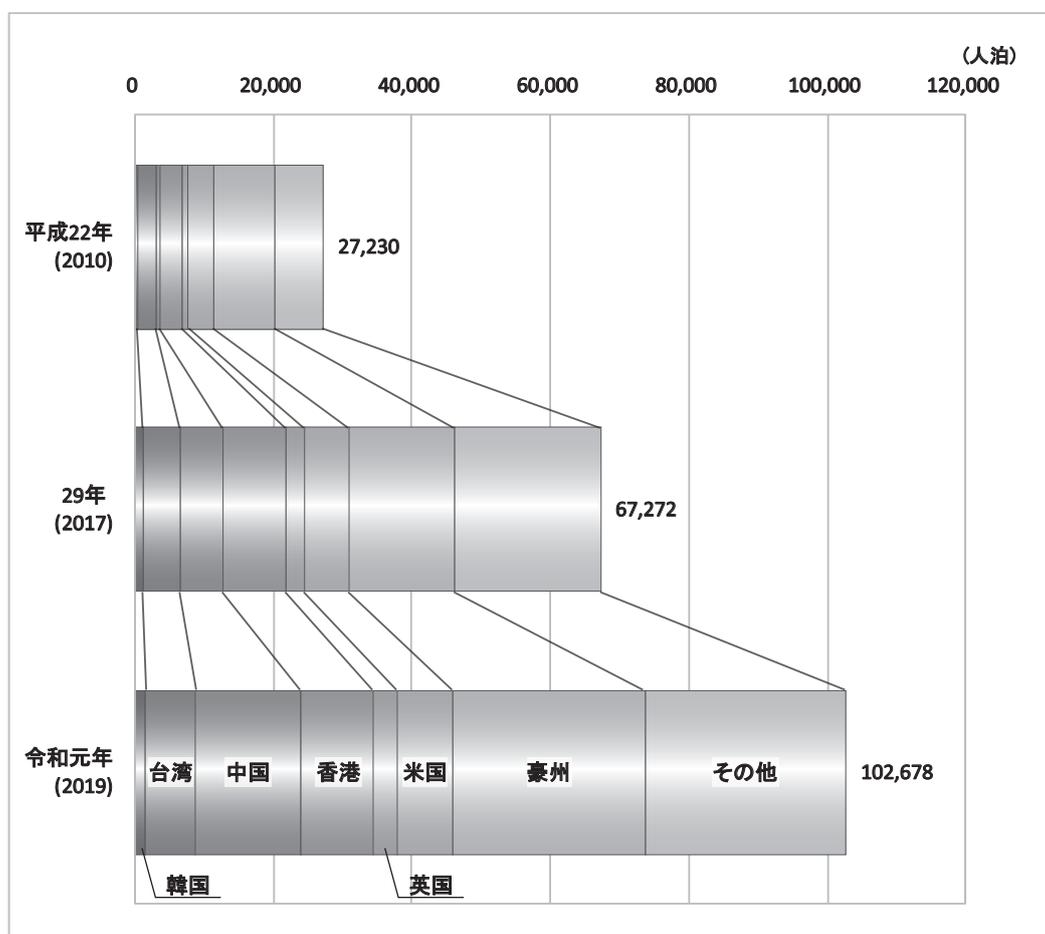


資料：観光地利用者統計調査

本町に宿泊する外国人旅行者数は、スノーモンキー、スノーリゾートを中心に人気があり、国の「ビジット・ジャパン・キャンペーン*」が平成15年に開始されて以降増加傾向にあり、行政と関係団体や事業者が連携を図り受入基盤整備や海外プロモーションを強化する中で、令和元年には102,678人と急増し、10万人を超えています。

地域別ではオーストラリアとアジア地域が最も多く、オーストラリアや中国、台湾からの宿泊者数が増えています。

外国人延宿泊者数の推移



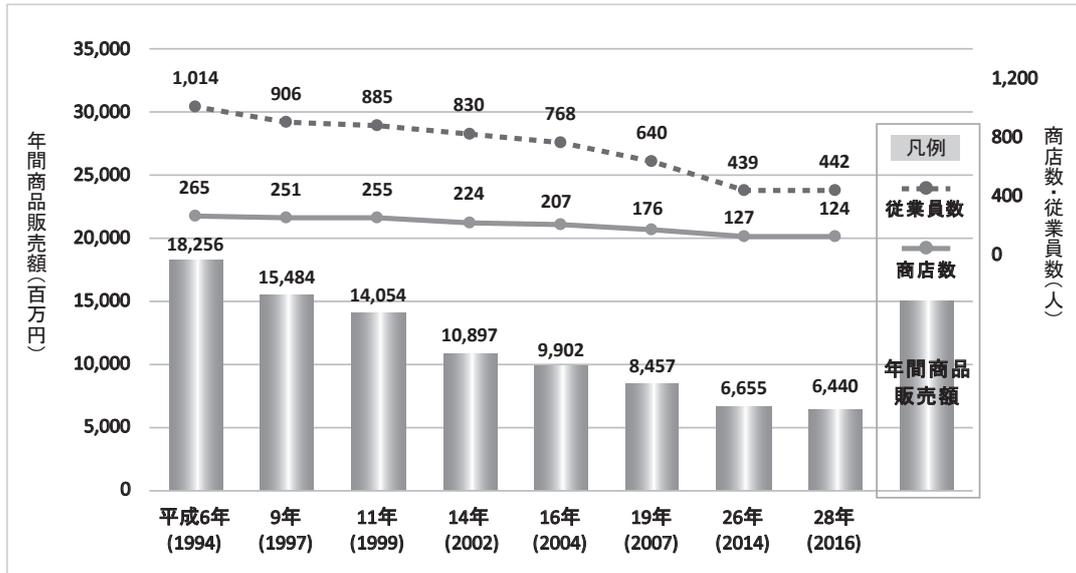
資料：外国人延宿泊者数調査

商工業

本町の商業は、飲食料品や身の回り品、お土産物を扱う小売業等がありますが、近隣他市の大規模小売店やインターネット等を利用した無店舗販売等への流出などの影響を受け、町内の商店数は減少傾向にあり、平成28年では124店舗となっています。

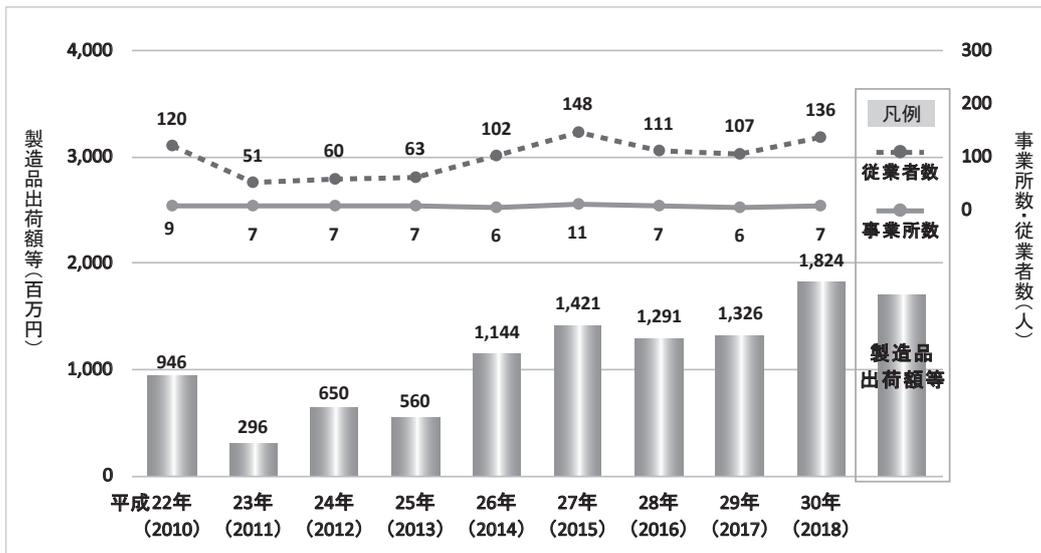
また、製造業では平成30年現在従業員4人以上の事業所が7か所あり、出荷額は景気低迷の影響から減少傾向にありましたが、世界的な景気回復の動きを受け、製造品出荷額や従業者数が再び増加しています。

商品販売額と商店数の推移



資料：商業統計調査（～26年）※26年で調査終了
経済センサス-活動調査（28年）

製造品出荷額等と事業所数の推移



資料：工業統計調査
経済センサス-活動調査（23年、27年）

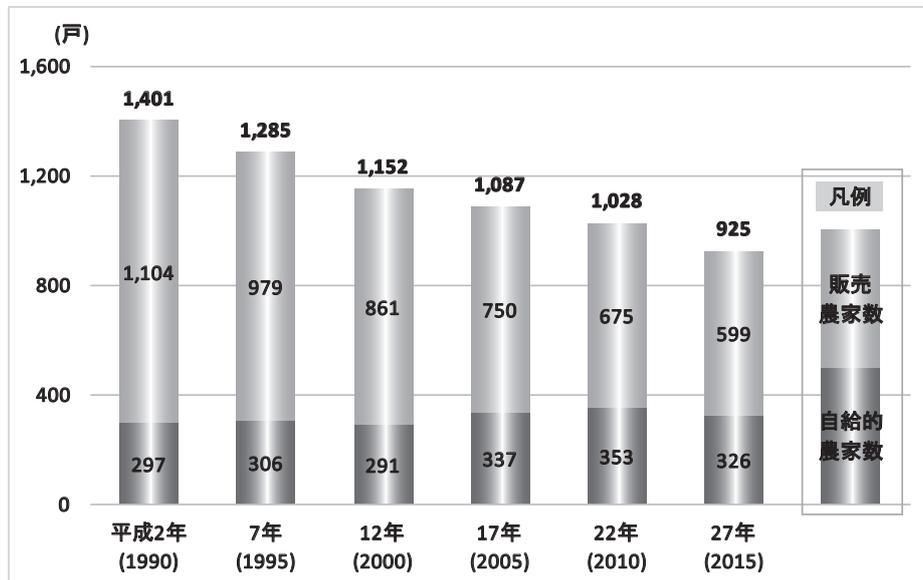
本町の農業は、豊かな自然環境を生かし、果樹、菌茸、水稻などを中心に品質の向上とブランド力の強化に取り組むとともに、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の認定など食と農産物、観光の連携を推進しています。

近年、町内での新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化とそれに伴う遊休農地の増加などの課題があります。

農家数は、平成 27 年には 925 戸と 1,000 戸を下回り減少傾向が続いており、特に販売農家数は、平成 27 年に 599 戸と平成 2 年に比べて約 54%減少しています。

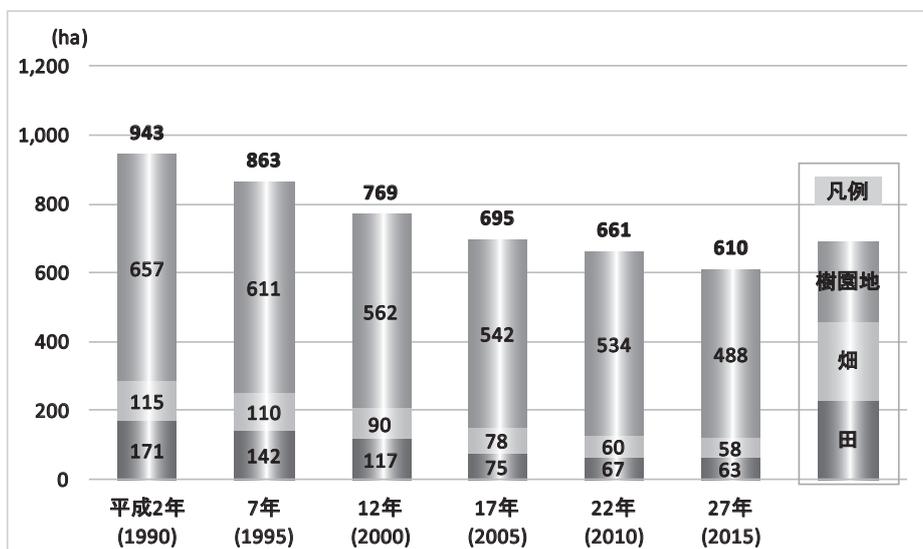
経営耕地面積も減少傾向がやや緩やかになっていますが、樹園地を中心に減少傾向は続いており、平成 27 年に 610ha と平成 2 年に比べて約 35%減少しています。

農家数の推移



資料：農林業センサス

経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

第3章 山ノ内町を取り巻く時代の潮流と課題

第1節 本町を取り巻く時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

これまで、「ベビーブーム世代」という大きな人口の塊があったために、出生率が低下しても出生数が大きく低下しなかったことや、平均寿命の延伸により死亡数が減少したことにより日本の総人口は増加を続けてきましたが、2008年をピークに減少局面に入り、平成30年(2018年)の総人口は1億2,644万人、年少人口(0～14歳)1,541万人(12.2%)、生産年齢人口(15～64歳)7,545万人(59.7%)、高齢者人口(65歳以上)3,558万人(28.1%)となり、高齢化率は調査開始以来最も高くなっています。

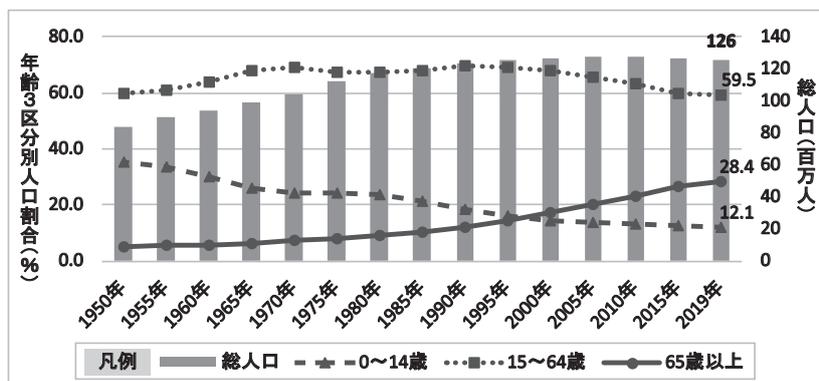
依然として未婚化や結婚・出産の高年齢化、出生率の低下と長寿命化等の要因から人口減少と少子高齢化は進行しており、何も対策を講じない場合、2053年には総人口1億人を割り込むと見込まれています。

また、大幅な転入超過が続く東京一極集中の状況は是正されておらず、地方においては、若い世代が少なくなり地域から子どもの数が減少する一方で高齢者が増加することから、地域社会の担い手が減少するだけでなく、消費市場の縮小とともに地域経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じ始めています。さらに、この状況が続くことにより、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという「負のスパイラル*」に陥ることとなり、持続的な地域活動・都市機能の維持が困難になるなどの影響が懸念されています。

同時に医療・介護負担の増大などにより財政がひっ迫することが見込まれ、人口減少に伴う社会システムの効率化や公共施設等の長期的視野に基づく再編成をどのように行うかが課題となっています。

このため、それぞれの地域が独自性を活かし潜在能力を引き出すことで、若年層や大都市圏からの移住者に選ばれるまちづくりを推進し、流出人口の抑制と流入人口の増加を図り、子どもを産み育てやすい社会環境の整備により出生率の上昇を図ると同時に、高齢者が健康にいきいきと活躍できる社会づくりが求められています。

日本の人口推移



資料：1950年～2015年は国勢調査

2019年は総務省統計局 人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)

(2) 経済活動のグローバル化

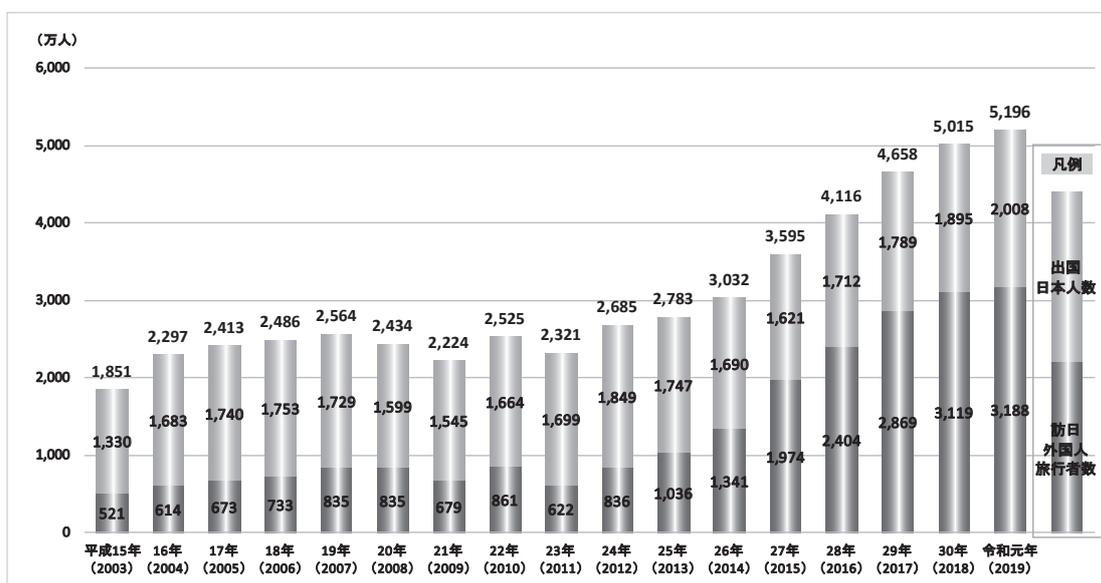
社会経済は急速にグローバル化*しており、日進月歩で変化する世界経済の荒波の中で、地域経済も世界情勢・世界経済に大きく影響される時代になっています。

世界経済は緩やかな回復が続き、同時に日本の輸出や生産は持ち直す傾向にあって、雇用・所得環境も緩やかな回復基調となり、民間企業設備投資やインバウンド*需要の高まり等を踏まえ、好循環となっています。

また、観光面でもインバウンドに対して2030年までに旅行者数6,000万人・観光消費額15兆円を目標とし、国策として多くの誘客施策を展開し、着実な増加の実績を残しています。

しかしながら、地震や台風などの大規模自然災害や未知の感染症の世界的流行など、予期せぬ因子の影響により、世界経済とともに日本経済も失速の兆しが見られます。世界的な閉塞感を打破し、景気低迷の長期化を避け、経済や人の循環を加速させる取り組みが急務となっています。

訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



資料：観光庁

(3) 経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 社会の実現

ICT*の進化により、地理的な要件に左右されずに人と人がつながり、膨大なデータを瞬時にやりとりできる社会が実現し、教育現場や災害時の情報収集や情報提供など幅広い分野で活用され始めています。

また、あらゆるモノをつなげるIoT*技術の発達により、自動運転技術やバイオテクノロジー、農作業の自動化など、情報社会の中で蓄積されたデータやAI*を生かした科学技術の発展、技術革新が急速に進んでいます。

人口減少の影響によって、労働力の不足や地域経済の維持、生活環境など私たちの身近にある様々な課題を科学技術の革新（イノベーション）で解決することに結び付けていく新たな社会の姿として、『Society 5.0*』が提唱されています。

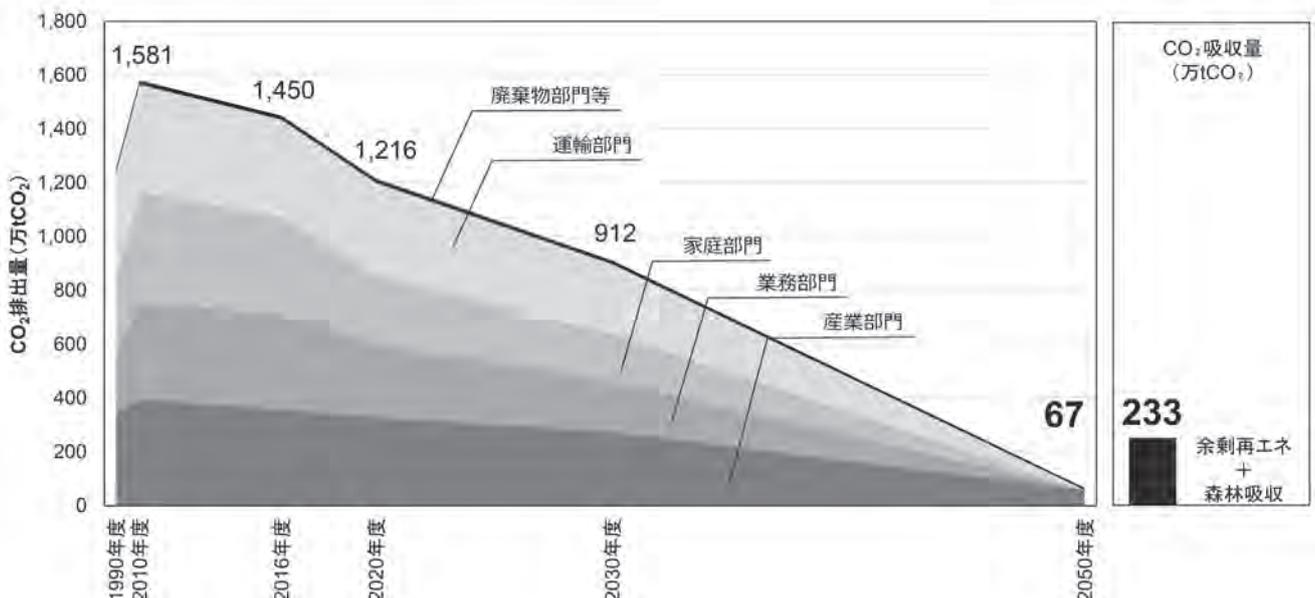
(4) 環境の保全と利活用による持続可能な社会の構築

温室効果ガス*の排出による地球温暖化*など、地球規模の環境問題が一層深刻化しており、自然災害の激甚化や経済活動などに大きく影響してきています。将来にわたり人々が持続的に生活し続けていくために、環境負荷の低減と環境の保全が世界共通の課題となっています。

長野県は2019年に「気候非常事態」を宣言し、本町を含む県内全市町村がこれに賛同する中で、2050年二酸化炭素排出量ゼロを決意するとともに、将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面で地域循環共生圏に取り組んでいます。

本町はユネスコエコパーク*に登録され、「自然と人間社会の共生」のモデル地域として国際的な認定を受けており、豊かな自然環境の保全と持続可能な利活用を実践するなど、人間社会と自然環境の調和を維持したまちづくりに取り組んでいます。

長野県二酸化炭素排出量の実質ゼロシナリオ



(5) SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標(SDGs)*は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット(達成基準)を掲げています。

経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指し、SDGs達成に向けた取り組みが先進国・開発途上国を問わず始まっています。

日本国内のSDGs達成に向けた取り組みとして、国が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(2016年)において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することを推奨しています。



- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続的な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2節 まちづくりの課題

(1) 人口減少対策と少子高齢化社会への対応

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中であって、本町においても急速な人口の減少とともに高齢化率が上昇しており、令和2年4月1日現在における人口は12,148人、高齢化率は40.6%に達し、今後はこの傾向が加速していくと推測されています。さらに、このまま何も対策を講じない場合、国が人口変化のパターンとして示す「第三段階」と呼ばれる、若年人口の減少が更に加速し、老年人口も減少していく段階へと突入し、総人口が急速に減少していく可能性が示唆されています。

地方における人口急減の要因として、将来世代の形成が期待される若い世代が進学や就職などにより町外へ転出する社会動態による減少と、出生率の低下に伴い死亡が出生を大きく上回る自然動態による減少が挙げられます。

一方、東京都在住者への意向調査（平成30年度、内閣府）によると、約4割が「移住に興味がある」と回答しており、地方への移住に関する国民の関心や希望は高い水準にあると考えられます。

まちづくりアンケート調査でも将来像実現のための取り組みとして、「若者定住促進対策」に要望が寄せられており、町外からの移住・町内の若者定住の促進や少子化対策は喫緊の課題と捉え、引き続き取り組みを強化していく必要があります。

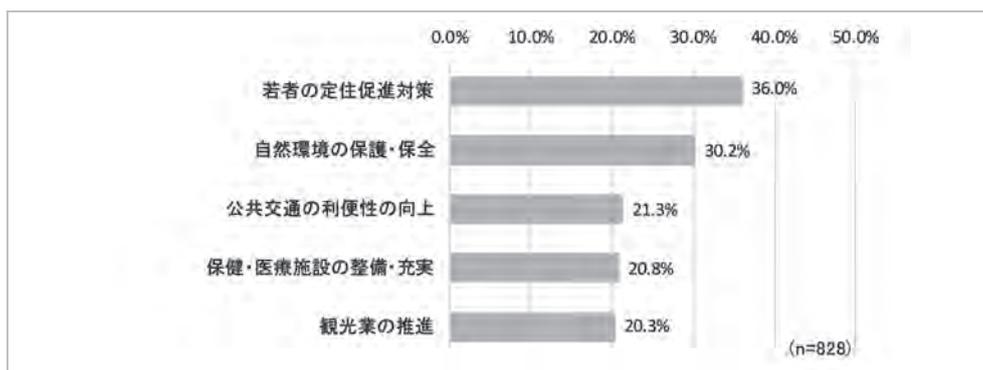
そのためには、基幹産業を中心とした起業支援や新規就農支援、移住促進に向けたSNS*での発信や大都市圏等での情報提供等の取り組みを推進し、定住に向けた若者にとって住み続けたい、住んでみたいと感じるまちづくりを促進していくとともに、少子化対策として、婚活イベントの開催や結婚相談体制の充実、子育て世帯への支援、地域ぐるみの子育て支援など、結婚を希望する男女への場の提供と、安心して子どもを産み、健全に育てることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、高齢化社会に対応していくためには、福祉サービスや地域医療の充実により健康寿命*の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を営み、地域社会を支える担い手として生きがいを感じ活躍できる場の創出が求められます。

また、人口減少により日常の買い物や医療など、地域での生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる可能性が示唆される中において、急速な発展を遂げる技術革新の分野を活用することにより、今まで以上に快適な生活を営める方法を研究する必要があります。

まちづくりアンケートによる将来像実現のために必要な取り組み(トップ5)

[複数回答]



(2) 地域ブランドの磨き上げと基幹産業の強靱化

本町は、恵まれた自然環境や地域資源を活かした観光と農業を基幹産業として、発展してきました。

観光においては、観光客はピーク時の約半分まで減少していますが、観光旅行形態の多様化や旅行者のニーズの変化への対応、国が進めるインバウンド*への対応などを強化し、国内観光地全体の観光客数が減少する中であって、現在も国内有数の観光地として地位を築いています。

一方、農業においては、国内全体が農業従業者の減少や高齢化、後継者不足等の課題を抱える中、地域ブランド*の確立や高品質な農産物の大都市圏向け出荷、新規就農者に対する様々な支援などに取り組み、販売価格の安定と新規就農者確保に成果を得ていますが、人口の高齢化と同様に、農業従事者の高齢化と農地の維持・保全が顕著な問題として挙がっています。

さらに、昨今の激甚化する自然災害や未知の感染症の世界的な流行などの予測不能な因子によって、経済活動の急激な失速と長期にわたる景気低迷などが与える地域経済への影響が懸念されます。

地域の持続的発展のためには、地域経済の発展が何よりも重要であり、本町の基幹産業である「観光」と「農業」の振興を図っていくことが不可欠です。

そのため、本町が誇る豊かな自然環境や美しい景観、そこに暮らす人や地域に根づいた文化、歴史を磨き上げ活用し、今後更に多様化する旅行者のニーズに柔軟に対応できる組織づくりを進めるとともに、不測の事態による景気変動や「新しい生活様式*」に対応し得る体制の構築と地域経済の強靱化が必要です。

さらに、観光と農業の分野が互いに連携することにより生まれる付加価値、ストーリーをもった独創的な魅力により地域ブランド力を高め、さらには町内雇用へと結びつけることが町の活性化に必要です。



(3) 郷土愛の醸成と未来に羽ばたく人材の育成

本町における様々な活動は、それらに関わる一人ひとりによって支えられており、グローバル化*、高度情報化など時代が大きな変化を迎える中で、まちづくりにおいては、新たな価値観を創造し未来に羽ばたく人材の育成が重要な要素となります。

未来を担う子どもたちの育成に関しては、本町の全小中学校がユネスコスクール*に登録しており、ESD*活動に取り組み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進しています。

さらに、本町の豊かな自然環境や歴史・風土、ユネスコエコパーク*としてのまちの特性を家庭や学校、地域が連携を図りながら、社会全体で理解し共有することが大切で、子どもたちの成長の先には、自然を愛し地元を愛する心を持った子どもたちが、一定の社会経験を積んだ後に本町に戻り、地域のリーダーとして活躍してくれるための時間をかけた人材育成と地域の見守りが重要となります。

また、地域の活力を生む産業においても、後継者の確保を図るとともに、IoT*、AI*、ビッグデータ*等を活用した新たな時代に応える高度な技術や知識を有する人材の育成、さらに、生涯を通じた多様な学習や交流のための指導者や団体の育成、地域おこし活動の担い手や組織の育成など、あらゆる分野で多彩な人材や組織を育成していく必要があります。

こうした人材や組織が積極的にまちづくりに参画していけるよう、町民参加や協働のまちづくりを実践する仕組みや環境を構築する必要があります。

(4) 自然と人が調和する安全・安心なまちづくり

これまで都市基盤や公共施設などの整備及び維持に努めながら、快適な生活環境の構築を進めてきました。引き続き安定した生活環境をつくっていくためには、町道や上下水道等の整備や改修、長寿命化を進めライフサイクルコスト*の低減に努める必要があります。公共施設に関しては、老朽化の度合いやコスト等を勘案し、長期的な計画に基づき改修や長寿命化などの対策を講じる必要があります。

また、豊かな自然との共生を図るため、町民一人ひとりが家庭や職場、地域において、環境への負荷を低減するための努力と工夫がより一層求められており、環境に対する意識の改善、省エネルギーや地域資源を有効活用した新エネルギー*利用の取り組みを始めるなど、ユネスコエコパークのまちとして「自然と人の調和と共生」の理念実現を目指し、持続可能な循環型社会*の転換に向けた活動を町民と行政が一丸となって進める必要があります。

さらに、近年の大規模台風、豪雨、地震等自然災害の頻発化・激甚化に対し、減災や町土の強靭化、災害に強いライフラインの整備を進めるとともに、多様化・巧妙化する犯罪に対しては町民と地域社会・行政が互いに連携し、防災・交通安全・防犯意識の向上と体制整備を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

(5) 健全な行財政運営と効率的な行政サービスの提供

高度情報化と地方分権、規制緩和の進展により、行政サービスを提供する手段や内容の幅が広がっています。特に高度な情報通信ネットワークの急速な普及は、民間だけでなく行政サービスを展開する手段として、マイナンバー制度*（社会保障・税番号制度）によるマイナンバーカード利用や電子自治体*サービスを活用したオンラインによる手続きなど、今後ますます利用範囲が拡大されると予測されるため、より効率的に情報通信技術の活用を図る必要があります。

また、リーマンショック*などの金融危機や大型台風などの自然災害、未知の感染症の流行など突発的な社会問題を抱える中であって、多様化する町民ニーズに応える、より確実に充実した行政サービスの必要性が高まっています。

このため、より強い危機意識と使命感をもち、既存施設等の活用については長期的な計画に基づき合理的に運営し、簡素で効率的な行政経営を進めるとともに、国や県、近隣の自治体との広域連携を図りながら、財政の健全化に努める必要があります。



第2編 基本構想

第1章 山ノ内町の将来像

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 将来フレーム

第4章 土地利用構想

第5章 施策の大綱

第1章 山ノ内町の将来像

第5次山ノ内町総合計画では、町民が生活しやすく、地域や人々がふれあい、助け合うまちづくりに取り組み、豊かな自然環境や歴史ある文化を大切にしていくなかで、住んでいる人や訪れる人も、みんなが笑顔で元気を養える、そんな温もりのある郷土づくりを理想として「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」を目指してきました。

また、町民や地域と行政が自主性と独自性を発揮し、社会の潮流の中で共に成長しながら、人々がにぎわい、自立した温もりのある郷土を次世代へ“つなげる”ため、「人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち」を目指す将来像として取り組んできました。

第6次山ノ内町総合計画では、「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}」を将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを進めます。

未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}

山ノ内町は、恵まれた豊かな大自然と、その恩恵を受けて「観光と農業」「生命と暮らし」をテーマ^{*}に発展してきました。自然豊かな郷土は、先人たちが守り、育て、伝えてきたかけがえのない財産であり、次世代に引き継いでいくことで、郷土に自信と誇りを持ち、一人ひとりが夢と希望をもって未来に羽ばたく礎となります。

我が郷土^{まち}の観光や農業の振興、生命と暮らしを守り、にぎわいの創出に向けて、新しい発想で取り組む原動力が大切です。

21世紀は「平和と環境の時代」であり、何にも増して、健康は^{ひとびと}町民や郷土^{まち}づくりにとって「幸福の基礎」であります。

未来に羽ばたく子どもたちへ“夢と希望のある郷土^{まち}”を育むため、町民や企業、行政が互いに絆を大切に、地域の自主性と自立性、独自性を発揮しながら、新しい郷土愛・魅力あふれる“健康な郷土^{まち}”の更なる創造を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}」の実現に向けて取り組む、まちづくりの基本目標（まちづくりの5本の柱）を次のとおり定めます。

基本目標 1

ひとつがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土^{まち}
（産業・交流・移住定住）

基本目標 2

いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち}
（保健・医療・福祉）

基本目標 3

未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち}
（教育・文化・スポーツ）

基本目標 4

自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち}
（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

基本目標 5

みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土^{まち}
（協働・行財政・人権）

人口減少・少子高齢化対策

第3章 将来フレーム

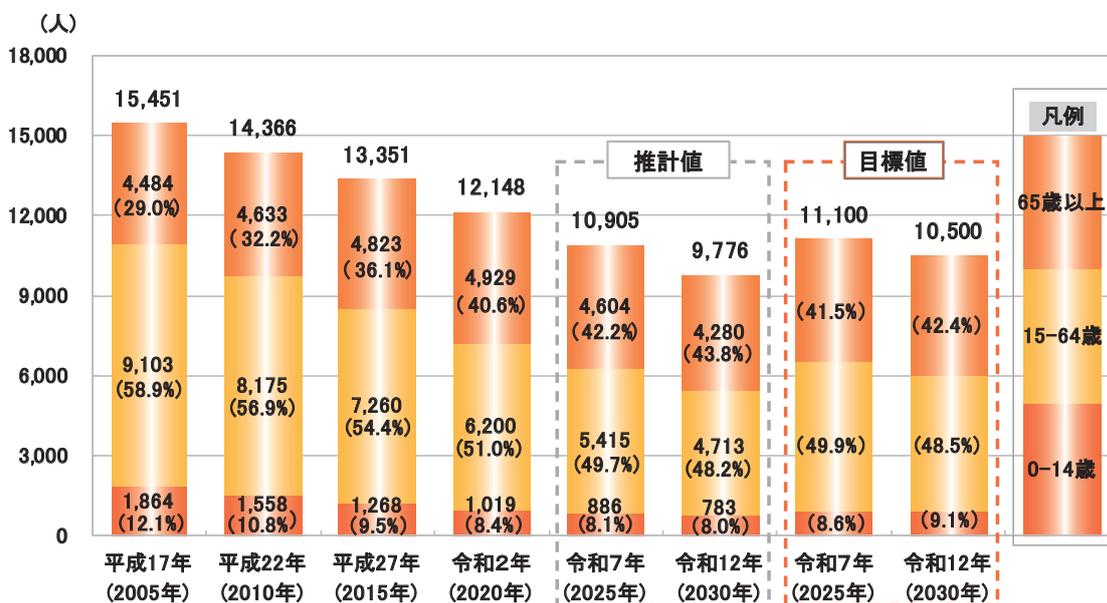
国は人口減少に対応するため「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定しました。山ノ内町はこれらに基づき、「山ノ内町人口ビジョン」（以下、人口ビジョン）及び「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を平成27年度に策定し、人口減少対策に取り組みました。

しかし、更に加速する東京一極集中と人口減少に歯止めをかけるため、国は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を令和元年に閣議決定しました。

これに合わせて、本町も人口ビジョン及び総合戦略の第2期改定を実施することとし、令和2年4月現在のデータに基づき、改めて将来人口について長期的な推計・検討を行いました。

その結果、令和12年の人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所*の推計モデルで推計)は9,776人となる見通しであることが算定されました。

この推定人口を参考に、目標年(令和12年)の人口を、人口ビジョンで設定した数値10,500人と設定します。



資料：平成17年から令和2年は住民基本台帳人口（※平成27年、令和2年は外国人を含む）
 令和7年と令和12年は国立社会保障・人口問題研究所の推計（人口ビジョン パターン1）
 目標値は第2期山ノ内町人口ビジョンによる推計（人口ビジョン パターン5）

第4章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本理念

土地は将来につながる資源であるとともに、町民の生活及び生産活動の共通の基盤であり、さらに、本町の恵まれた自然は、町民共通の貴重な財産です。

このため、土地利用にあたっては町民の理解と協力を得ながら、豊かな自然環境や良好な景観の保全を基本としつつ、地域の自然的、社会的・経済的及び文化的特性に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と土地の特性に応じた発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うこととします。

第2節 土地利用の現況と課題

- 本町の豊かな自然環境は、町の基幹産業を支える重要な基盤となっています。農業は、恵まれた栽培環境の中で高品質な農産物が生産され、市場価格の高値安定や新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化や少子化が進む中で、耕作放棄地が増加するとともに、良好な田園の景観の維持が困難になっています。また、観光業においては、国内外から年間450万人が来訪する国内有数の観光地ではありますが、旅行形態の変化による町内消費の低下とともに空き店舗等が増えつつあり、土地の再活用を進める必要があります。
- 本町の土地利用区分は森林や原野が89%を占め、農地や宅地等に利用している面積はわずか5.4%程度です。温泉街を中心に住宅地や商業地等が混在・密集し、それが本町特有の景観を形成しているという価値もありますが、道路の拡幅や公園等の設置など、都市基盤や防災の面では合理的に土地を利用していく必要があります。
- 高速道路網や新幹線網などの高速交通基盤を十分に活かすとともに、快適で利便性の高い町民生活や産業の振興など、地域の発展を下支えするための土地利用や、本町の特徴である豊かな自然と共生するための土地利用など、その指針を明確化し、機能的な土地利用を誘導することが重要な課題となっています。

第3節 土地利用の基本方針

本町は、スノーリゾートや避暑、温泉などを活かした観光業、高品質な農産物を生産する農業など、豊かな自然から多くの恵みを受けた産業を基盤として発展しており、今後もこれら自然環境との共生なくして、町の発展はありません。これら自然環境は人為的に維持管理されてはじめて保全が可能であり、本町の特徴であるユネスコエコパーク*の理念に基づき、かけがえのない自然の保全と利活用を図ります。

一方、人口減少と少子高齢化が喫緊の課題である現在、町の持続的な発展とコミュニティ*の維持とを図るためには、安全・安心・快適に本町で暮らすことができる定住環境が不可欠です。

このため土地利用については、本町の豊かな自然環境や良好な景観の保全、暮らしやすい居住環境の形成を基本とし、災害に強いまちづくりに配慮しながら総合的な施策の推進を図ります。

■自然環境の保全

本町の豊かな自然は貴重な財産であることから、適正な保全と利活用を図ります。

特に、農用地や森林等の自然的土地利用については、自然の循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動やうるおいのある生活環境維持の役割を認識し、耕作放棄地などの適正な管理を促進するとともに、農用地や森林形成に欠かせないエリアについては利用形態の適正化に向けて調整します。

また、農用地や山林などの土地利用の転換については、復元が困難であることや生態系などの自然環境に及ぼす影響を考慮し、計画的かつ慎重に行うこととします。

■快適な生活環境の形成

道路や下水道等の都市施設の整備が進み住環境の整備は整いつつありますが、一方で人口減少と少子高齢化が進行し、地域経済の縮小やコミュニティの維持が大きな課題となっています。

このため、町中心部や郊外集落地の生活基盤や、福祉、商業等の機能を維持するとともに、低・未利用地や空き家（店舗）等の有効利用の促進などに取り組み、生活環境の改善を図ります。

また、公共交通の維持・確保と町内外の交通ネットワークの形成により、生活圏の維持と持続可能な生活環境づくりや土地利用の効率化を図ります。

■安全・安心に暮らせる環境の確保

自然的な土地利用においては、環境負荷の低減や水環境の改善等の観点から、森林が持つ国土保全機能の向上、水資源の保全・循環を図るとともに、治山・治水、砂防等の防災・減災対策を進めることにより、町の安全性を総合的に高めます。

また、都市的な土地利用においては、道路や公園などのオープンスペースの確保や建物の耐震化を図るなど、都市の防災機能の向上を図ります。

第5章 施策の大綱

第1節 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土(産業・交流・移住定住)



まちづくりの方向性

本町の恵まれた自然環境を先人たちがどのように守り、基幹産業である観光・農業にどのように活用してきたかを学び、理解することで、郷土の真の価値を打ち出した地域ブランド力の強化に努め、様々な地域資源＝魅力を有機的に結びつけることで未来につながる産業の活性化を目指します。

また、「働き方改革」の推進により今後様々な働き方に対する考えが進む中で、恵まれた郷土の地域資源を生かした働き場の提案により、移住定住者の獲得を目指すとともに、友好都市・協定都市との関係を更に深化させることにより、交流人口*や関係人口*の増加を目指します。

基本施策

1 ひとつながり観光の郷土づくり

旅行者のニーズが多様化する中、様々な旅行スタイルに対応するため、地域や観光資源の魅力が郷土に暮らすひとや歴史と関連付けることにより、地域のブランド力の強化に努めます。

また、テクノロジーの発展に伴う旅行形態の多様化への対応が求められている中、ICT*の活用により、地域の情報を旅行者にタイムリーにつなぐ環境整備に努めます。

観光の活性化を図るうえでは、ユネスコエコパーク*として守りながら活用する自然、歴史の中で連綿と続く資源の保全、清流に育まれた旬の食材など、訪れたひとが安心して楽しむ、観光に携わるひとが働きがいのある観光地の実現に向けて、基盤づくりと魅力発信を進めます。

2 ひとつながり産業の郷土づくり

清流に育まれた農産物とそれに携わるひとと生活に焦点をあて、伝統やストーリー性のある特徴的な地域ブランド力の強化を図り、東京圏等の大消費圏に向けて情報発信を強化するとともに、旅行者を中心とした消費者ニーズに対応し、生業となる儲かる産業の創出に向けて生産基盤の整備と経営体制の充実を進めます。

また、情緒豊かな温泉街の街並みや伝統文化の保全を図りつつ、観光商業空間の再生に向けて温泉街や商店街、関係機関と連携し、空き店舗の利活用支援や新たな就業場所の提供に向け、店舗の再生やサテライトオフィス*の誘致に取り組みます。

そして、気候変動や「新しい生活様式*」に対応するため、金融支援制度の拡充や異業種連携による雇用確保などひとつながり産業振興を進めます。

3 ひとつをつなげる交流の郷土づくり^{まち}

高速交通網やICTの発達により、都市間や国内外間の距離はますます縮まっており、ひと・もの・情報の交流は地域経済の活性化や人材育成、文化の発展等に大きく寄与することから、地域資源を活かした活動に取り組みます。

本町と提携する国内外の友好都市に対し、行政及び民間レベルでの観光・農業・スポーツ・教育・文化などの幅広い交流を推進することにより、相互に有益となる交流人口*の増加に努めます。

U I J*ターンなど移住定住促進に関しては、SNS*や東京圏等の大都市圏でのPR活動などを通じ情報の発信を強化し、希望者に対して求める住居や職場などを提示できるよう、受入体制基盤の整備を進めます。

また、町外の人材が本町の課題解決や活性化事業等に継続的に関わる機会を作り、多様な移住に至るプロセスの中で、本町に何が必要なのか特定するとともに、移住希望者に対して魅力あるまちを目指します。

さらに、移住には至らないが本町に興味・関心があり多様に関わる者に対しても、より関心・関与を深めてもらう取り組みを強化し、関係人口の増加に努めます。



第2節 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土(保健・医療・福祉)



郷土づくりの方向性

誰もが心身ともに健康であることが元気につながり、子どもから高齢者まですべての人、お互いが支え助け合える地域共生社会を目指すとともに、町民誰もが住み慣れた地域の中で夢と希望をもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉の充実に努めます。

基本施策

1 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

結婚を望む男女の希望を叶えるため、相談体制整備や婚活イベントの実施など、出会いの場の創出に向けて支援体制の充実に取り組みます。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目ない支援の充実と地域社会で支える環境づくりに取り組みます。

特に幼児期は人間としての健全な発達や生活習慣を習得するための大切な時期であることから、家庭と地域、保育園や小学校が連携し、すくすくと育つ子どもたちとそれを支える家庭への支援の充実に取り組みます。

さらに、本町の恵まれた大自然の中で、充実した支援を受けて子育てできることを最大の魅力と捉え、移住希望者に対してもPRします。

2 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

健康づくりに対する意識の啓発と知識の普及を進めるとともに、健診（検診）受診率の向上及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の推進を図り、生活習慣病の予防・重症化予防、認知症・フレイル*予防など保健活動の充実に努め、町民の健康長寿を支援します。

また、地域医療体制の確保や広域医療機関との連携強化に努め、救急医療体制を維持し、誰もが安心して必要な医療を受けられる環境を目指します。

3 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

少子高齢化が進み、現役世代の減少が進む中、地域包括ケアシステムを推進し、町民・関係団体・行政が連携してお互いに支え合い、福祉意識の高揚を図るとともに、地域共生社会の実現を目指します。

高齢者が地域の中で役割と生きがいをもって、健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、多様なニーズに対応した介護サービスの提供と整備を図ります。また、就労の機会を拡大し、住み慣れた地域社会でいきいきと活躍し続けることができるよう高齢者福祉の充実に努めます。

障がい者が地域の一員としての自立した生活や社会参加への途切れのない支援をしていく中、地域でその人らしくいきいきと安心して暮らせる郷土づくりを推進し、障がい者福祉の充実に努めます。

第3節 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(教育・文化・スポーツ)



まちづくりの方向性

SDGs*の基本理念に基づき、次世代を担う子どもたちの一人ひとりに応じた学びと成長を促し、だれもが平等に質の高い教育を受けられる環境づくりを目指します。

また生涯を通じ、いくつになっても誰もが自由に学び、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習環境の向上に努めます。

グローバル化*、多様化する社会の中にあっても先人たちが培ってきた地域の文化を尊重し、その価値を理解し、自信と誇りをもつことが重要です。これからも大切に保全し、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

基本施策

1 健やかで未来につながる人を育む

情報化やグローバル化、少子高齢化が急速に進む社会において、多様な社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育むことが重要です。そのためには知識・技能の習得や、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力などの伸長、そして自ら学ぼうとする意欲と態度の育成を重視し、国際感覚をもった人づくりを目指します。

また、本町の豊かな自然環境や歴史・文化などに根差したESD*の更なる推進により、未来につながる郷土づくりの担い手を育みます。

2 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

健康寿命*が延伸する社会の中で、町民一人ひとりが豊かな心を育み、様々な学びを楽しみ、共に学び、その成果を自らの暮らしに生かすことのできる生涯学習の環境づくりを進めます。

誰もがスポーツ活動に参加できる環境整備とスポーツを通じた交流の機会を提供するとともに、スキー競技の選手育成強化や競技大会の開催支援、生涯スポーツ活動の支援を図ります。

3 未来につながる文化に親しむ

本町の豊かな自然・歴史・文化の中で、郷土への誇りと愛着を育み、伝統と芸術文化の価値を学び親しむ機会の提供により町民意識の向上を図ります。

さらに、先人たちから受け継いだかけがえのない文化遺産を、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

第4節 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち} (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)



郷土づくりの方向性

緑豊かな自然と美しい景観を生かし、誇りをもって住み、来訪者を迎え、人と自然が共生する夢と希望のある環境づくりを目指します。

さらに地球温暖化*対策に伴う循環型社会*への転換や環境に対する町民の意識を高めるとともに、自然災害や犯罪等の社会不安から町民の生命・財産を守り、町民協働による安全で安心な住みよい環境の構築を目指します。

基本施策

1 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土^{まち}をつくる

本町の豊かな自然と調和した土地利用を進めるとともに、住んでいる人や本町への移住希望者が快適に暮らせる住宅や上下水道などの住環境整備、風土を生かした魅力ある市街地形成のため、都市計画区域の用途地域や農業振興地域の見直しを進め、適正な土地利用の推進や地域基盤の整備に努めます。

近隣市町村を結ぶ国道・県道の幹線道路や、町民生活を支える生活道路の改良など実施するにあたり、災害に強い公共土木施設の整備を進めるとともに、長寿命化を進めライフサイクルコスト*の低減に努めます。

また、運転免許を持たない町民の移動手段として欠くことのできない地域公共交通網の維持や確保に努めるとともに利用促進を進めます。

2 自然と人が調和する持続可能な郷土^{まち}をつくる

自然と人の共生を目指すユネスコエコパーク*は、SDGs*の達成に貢献するモデル地域として国際的に位置づけられています。

その立場や理念に沿って、町民や地域が理解を深め、様々な関係者・団体等と連携しながら、本町の貴重な財産である豊かな生態系と生物多様性、美しい景観を保全し、受け継がれた自然や遺産に学ぶとともに、その恵みを活かして文化的、社会・経済的に持続可能で国際貢献するまちを目指します。また、国内及び国際ネットワークの一員として、国内外での多様な連携、様々な協力活動も積極的に推進します。

さらに、循環型社会の実現のため、町民が自らの日常生活や事業活動に伴い廃棄物等を発生させていることを認識し、それぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、広報や環境学習を通じ、廃棄物の減量化とリユース・リデュース・リサイクル*への取り組みを継続します。また、環境を保全するための省エネルギーや地域資源を活用した新エネルギー*の導入など環境にやさしい取り組みを進めるとともに、地域ぐるみの不法投棄等監視体制の強化と環境美化意識の醸成に努めるなど、自然と共生した住みよい郷土づくりを推進します。

3 人とのつながりで希望ある安心な郷土をつくる

交通事故や犯罪などに対する不安のない生活を確保するため、交通事故防止啓発、防犯パトロールを中心とした犯罪被害防止啓発、消費者被害やトラブルから、町民自らが身を守れるよう情報提供や意識啓発など、必要な活動を継続的に進め、隣近所の声かけなど人のつながりを大切に、安心して生活できる郷土づくりを推進します。

4 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

町民や旅行者など、本町にいるすべての人の生命財産を守るため、想定されるあらゆる災害に対し、町民と行政が一丸となって対応できる体制の充実強化を進めます。

近年の異常気象によるゲリラ豪雨や災害の甚大化など、過去に経験したことのない災害も懸念され、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の安全確保、災害の種類や危険度に応じた避難行動や避難場所・避難所の選択、伝達手段の確立など、様々な面で町民相互の協力体制の見直しを進めます。さらに、地域内のみならず、地域間、市町村間、行政と民間企業との連携など、より広域にわたる相互応援体制の強化を推進します。

また、一人でも多くの町民や旅行者に対し、災害情報を提供し共有することが重要であるため、正確な情報を迅速に収集・提供するとともに、情報手段の多様化・多重化を図ります。



第5節 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土(協働・行財政・人権)



郷土づくりの方向性

少子高齢化が進み人口の減少も進む中、豊かな自然環境を活かし「夢と希望のある健康な郷土」を町民と行政が一体となって作り上げるため、協働の郷土づくりを進めるとともに、町民一人ひとりが郷土づくりに関心を持ち積極的に参加できる仕組みづくりを推進します。

また、人口減少や医療・介護負担の増大などによる財政状況の悪化が見込まれることから、社会システムの効率化や公共施設等の長期的視野に基づく再編成を進め、健全な財政運営に努めます。

広報などを通じ情報の公開を行い、開かれた行政運営に努めるとともに、行政サービスの向上や行政改革の推進、市町村の枠組みを越えた広域的連携を行い、健全で持続可能な行政運営を目指します。

基本施策

1 みんなが活躍する協働の郷土づくり

町民との協働は「郷土づくり」には欠くことのできないものであり、これからも安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成するために地域のコミュニティ*は今後更に重要な要素となります。

町民一人ひとりがお互いの役割や責務などを理解し、力をあわせて地域の課題解決に取り組める体制の構築と、町民や地域の主体的な活動支援を継続します。

2 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

少子高齢化社会が進行する中、情報通信技術の著しい発展と普及は、まちづくりにおいても様々な面で活用が期待されています。地域の経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す研究（Society5.0*社会の実現）を進め、町民の利便性向上とともに簡素で効率的な郷土づくりや行政経営に努めます。

また、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに合った行政組織・機構のあり方を常に検討し、より効果的な行政運営に努めます。

さらに、限られた経営資源（人材・財源）の中で地方分権社会に対応していくため、事務事業の見直しやICT*を活用し業務の標準化・効率化に努めるとともに、アウトソーシング*や公共施設などの最適な規模での維持・更新・複合化を計画的に推進し、課税対象者の的確な把握や収納率の向上、町有財産の有効活用など自主財源の確保に努めながら、持続可能な行財政運営を進めます。

3 人と人が尊重し合う絆の郷土をつくる^{まち}

「人権の視点」に立った町政と教育・啓発、交流の推進により、偏見や差別の抑止・解消を推進するとともに、一人ひとりの人権を擁護するための相談・支援体制を整備します。

また、行政、教育、地域、企業等のあらゆる場における人権施策の推進を図るとともに、情報化の進展や価値観の多様化などの社会情勢の変化を加味した様々な人権課題別施策の推進により、町民一人ひとりが人権問題を「自分のこと」として捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違い認め合うことのできる共生社会の実現を目指します。

第3編 前期基本計画

第1章 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土^{まち}

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康の郷土^{まち}

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち}

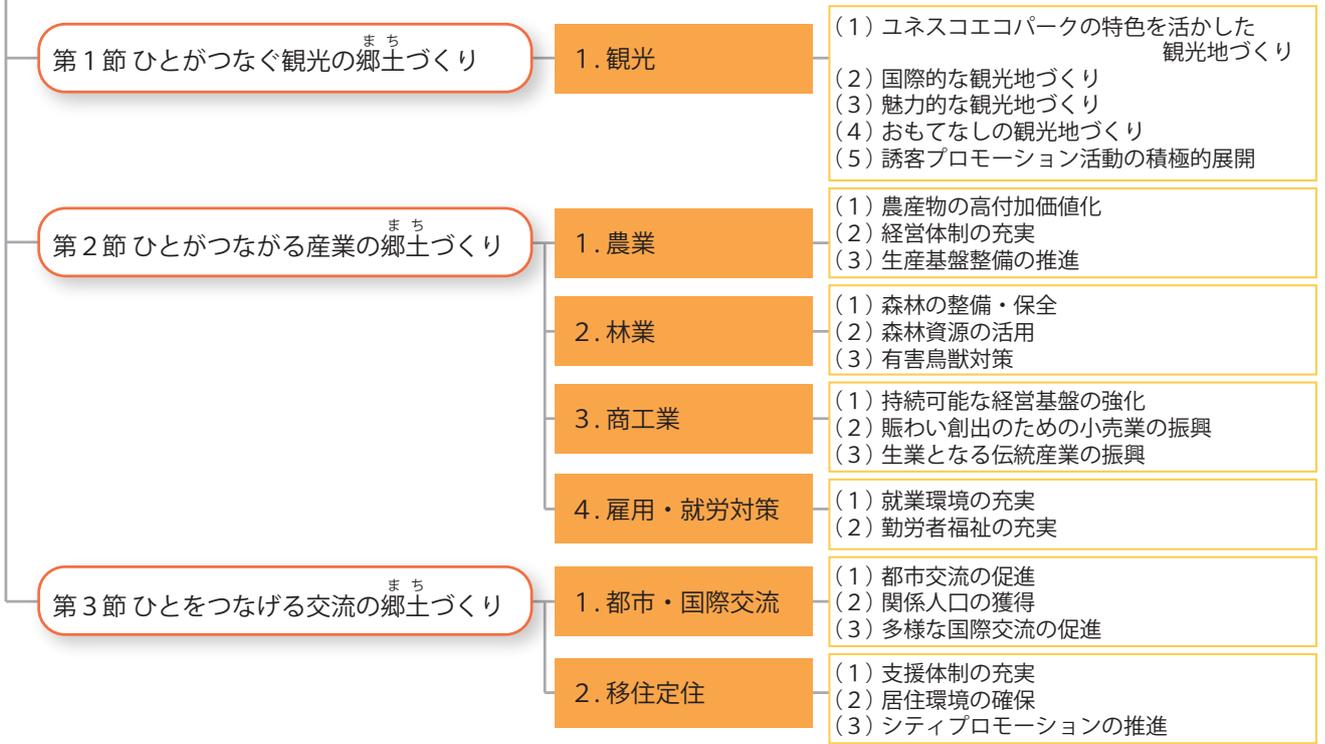
第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち}

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土^{まち}

第6章 イノベーション戦略プラン 2.0（重点施策）

施策の体系

第1章 ひとつがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土^{まち} (産業・交流・移住定住)



第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち} (保健・医療・福祉)



第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち} (教育・文化・スポーツ)

第1節 健やかで未来につながる人を育む	1. 学校教育	(1) 就学環境の充実 (2) 確かな学力の育成 (3) 地域とともにある学校づくり
	2. 青少年の育成	(1) 健全育成のための協働 (2) 豊かな心を育む教育の充実と支援
	3. 高等学校以上の教育の振興	(1) 就学の支援
第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ	1. 生涯学習	(1) 生涯学習の充実 (2) 図書館サービスの充実
	2. スポーツ活動	(1) 生涯スポーツ活動の充実 (2) 競技スポーツの振興 (3) スポーツ環境の充実
第3節 未来につながる文化に親しむ	1. 伝統・文化	(1) 文化財の保護と活用 (2) 町文化を生かした交流支援
	2. 町民文化	(1) 文化芸術活動の充実 (2) 文化芸術団体、指導者の育成

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち} (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)

第1節 うるおいと安らぎのある 誰もが住みたくなる郷土 ^{まち} をつくる	1. 土地利用	(1) 国土利用計画との調整 (2) 適正な土地利用の誘導 (3) 魅力ある街並みの形成
	2. 住宅環境	(1) 良好な住環境づくり (2) 公営住宅の整備・改善
	3. 交通体系	(1) 地域を結ぶ道路づくり (2) 人にやさしい道づくり (3) 地域公共交通の充実
	4. 上・下水道	(1) 飲用水の安定供給 (2) 水道事業の健全運営 (3) 下水道事業の推進 (4) 下水道事業の健全運営
	5. 公園・緑地	(1) 公園・緑地の整備
第2節 自然と人が調和する 持続可能な郷土 ^{まち} をつくる	1. ユネスコ エコパーク	(1) 自然環境の保護保全 (2) 自然・遺産を引き継ぐための 調査研究と教育 (3) 文化的・社会経済的に持続可能な 地域づくり
	2. 景観	(1) 良好な景観の形成 (2) 町民の景観育成活動の促進
	3. 環境・衛生	(1) 快適な生活環境づくり (2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり
第3節 人とのつながりで 希望のある安心な郷土 ^{まち} をつくる	1. 交通安全・ 地域安全	(1) 交通安全対策の充実 (2) 地域防犯対策の充実
	2. 消費生活	(1) 消費生活に関する啓発活動の推進 (2) 消費生活相談の充実
第4節 守りあい・支えあいによる 安全な郷土 ^{まち} をつくる	1. 防災	(1) 地域防災力の向上 (2) 防災体制の充実強化 (3) 災害未然防止対策の充実

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土^{まち} (協働・行財政・人権)

第1節 みんなが活躍する協働の郷土 ^{まち} づくり	1. コミュニティ	(1) コミュニティ意識の醸成 (2) コミュニティ活動の充実
	2. 町民参加	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 情報共有の充実
第2節 健全な財政運営と 確実な行政経営の郷土 ^{まち} づくり	1. 行政サービス	(1) 窓口サービスの充実 (2) 職員の資質向上の推進
	2. 行財政運営	(1) 行政経営の効率化 (2) 健全な財政運営
	3. 広域行政	(1) 広域行政の推進
第3節 人と人とが尊重し合う 絆の郷土 ^{まち} づくり	1. 人権の尊重	(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、 差別を生まないまちづくり (2) 偏見・差別を解消し、 異文化・多様性を認め合うまちづくり (3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり (4) 人権課題別施策の推進 (5) 平和のまちづくりの推進
	2. 男女共同参画社会	(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり (2) 男女がともに活躍できる環境づくり (3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

第6章 イノベーション戦略プラン 2.0 (重点施策)

第1節 産業活性化で、稼ぐ郷土 ^{まち} をつくる	1. 地域資源を活かした観光地の競争力強化 2. 農産物ブランド化による成長戦略 3. 海外市場の拡大強化 4. 起業・経営安定支援 5. 働きやすい就業環境と担い手の確保
第2節 新しい人の流れで、 住みたくなる郷土 ^{まち} をつくる	1. 情報発信の強化による移住・定住の推進 2. 住環境の整備による移住・定住の推進 3. 経済的支援による移住・定住の促進 4. 新しい働き方支援による移住・定住の促進 5. 関係人口の創出・拡大
第3節 出会いから子育てまでのサポートで、 希望がかなう郷土 ^{まち} をつくる	1. 出会いのサポート 2. 妊娠・出産のサポート 3. 子育てのサポート 4. 児童育成・教育のサポート
第4節 魅力的なまちづくりで、 活力あふれる郷土 ^{まち} をつくる	1. 安全・安心な生活圏の形成 2. 魅力的な地域圏の形成 3. 生涯学習・生涯スポーツの推進 4. 健康寿命の延伸

第1章 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土まち (産業・交流・移住定住)

第1節 ひとつながり観光の郷土まちづくり

1. 観光

第2節 ひとつながる産業の郷土まちづくり

1. 農業

2. 林業

3. 商工業

4. 雇用・就労対策

第3節 ひとつを繋げる交流の郷土まちづくり

1. 都市・国際交流

2. 移住定住

1. 観光

現況と課題

- 本町の観光は、上信越高原国立公園の中心において、2,000 m級の山々に囲まれた絶景と清流を発する志賀高原、開湯 1,300 年余の歴史と情緒豊かな街並みを誇る湯田中渋温泉郷、日本の原風景をも楽しめる北志賀高原の3つのエリアが連携し、ウィンタースポーツと温泉、豊かな自然環境に恵まれた環境にあります。
- 観光ニーズの多様化・個性化、少子化による合宿・修学旅行の減少、頻発する自然災害や未知の感染症等により、これまでの志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原といった3つの観光地の魅力発信に加えて、地域の「ひと」や「歴史」、「安心」などのキーワードが重要になっています。
- 昭和 55 年（1980 年）に志賀高原がユネスコエコパーク*に登録され、平成 26 年（2014 年）には移行地域*の設定により町のほぼ全域にエリアが拡大されました。ユネスコエコパークを活用した観光のまちづくりとして、エコツアーの企画・実施や、環境学習プログラムの発展を支援する取り組みを進めていますが、引き続き、「生態系の保全と持続可能な利活用の調和」との理念に基づきながら、ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくりが求められています。
- 全国的に訪日外国人が増加している中で、スノーモンキーなど本町独自の観光資源が脚光を浴びており、アジア・オセアニア地域を中心に外国人観光客が増加してきました。滞在期間が長く、消費額の大きい外国人観光客は、地域経済の活性化のための重要なターゲットであり、外国人観光客の受入環境整備と豊富な観光資源を組み合わせ、観光地としての魅力を更に高めていくことが課題です。
- 志賀高原総合会館 9 8 などの観光施設は、建設から 20 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な施設改修や修繕が必要となっています。
- 北陸新幹線の延伸を見据えた関西方面からの誘客、広域関係団体と連携した広域観光の推進、観光関連団体・旅行業者・報道関係者等との連携強化、「ひと」や「食」、「歴史」などの地域資源の利活用、農業など他産業との連携、ユネスコエコパークの利活用などハード・ソフト両面から総合的・計画的に取り組み、多様化するニーズに対応できる通年観光への展開と、観光 P R の強化や顧客満足度の向上とともに、頻発する自然災害や未知の感染症等に耐え得る受入環境の改変や交通インフラの強化、観光関連団体の組織維持に向けた取り組みが求められています。

施策の体系

1. 観光

- (1) ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり
- (2) 国際的な観光地づくり
- (3) 魅力的な観光地づくり
- (4) おもてなしの観光地づくり
- (5) 誘客プロモーション活動の積極展開

施策展開

(1) ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり

施策目標

令和6年(2024年)のユネスコ定期報告に併せて、ユネスコエコパークのエリア拡張が再び予定されており、これにより町の全域にエリアが拡大されることとなります。

あらためてユネスコエコパークの理念を踏まえながら、認定されていることの特色や優位性を活かした観光地づくりの取り組みを進めます。

なお、国際的に認められた「自然と人間社会の共生」モデル地域として、SDGs*の目標達成への貢献を意識しつつ、あらゆる関係団体や産業との連携を図りながら進めます。

施策方針1	エコツーリズム*・環境学習プログラムの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 地域の自然や歴史、ひとの暮らしや文化伝統を地域の魅力として、また大切な観光資源として捉え、これらを守りながら活用するエコツアーの創出を検討、支援します。■ 志賀高原観光協会が実施する環境学習プログラムは本ユネスコエコパークの特長的なメニューであり、そのプログラム拡充や対外PRなど、受入体制の充実に向けて更なる支援を行います。
施策方針2	連携によるユネスコエコパークの活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 民間企業も含めた様々な関係団体と、多様な分野で連携を図りながら、実際に誘客につながる新たな商品の開発を検討、支援します。■ 環境学習と農業体験の連携や、グリーンツーリズム関連との連携など、観光と農業の更なる連携強化を図ります。■ 国内外ネットワークの活用と連携により、国際的モデル地域として認められた優位性を活かした取り組みを検討します。

指標

指標名	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
自然観察等ガイドツアー参加者数	15,021人	17,500人

(2) 国際的な観光地づくり

施策目標

全国的に訪日外国人が急増する中、当町ではスノーモンキーや国内屈指の上質な天然パウダースノーなど町独自の観光資源が注目を浴び、外国人観光客が増加を続けてきました。

今後は、旅行者のストレスをなくするための環境づくりやユネスコエコパークに認定された豊かな自然、地域の食や風土、伝統文化といった観光資源を活用したプロモーション活動を展開し、国際的な観光地づくりを推進します。

施策方針 1	外国人観光客の受入体制整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設や看板などに多言語やピクトグラム*を併記し、誰もがわかりやすい案内標識の整備を進めます。 ■ 外国人観光客のニーズに対応した商品開発を支援します。 ■ 国際交流員（CIR）を活用し、外国人観光客受け入れ研修会や外国語教室を開催するなど、外国人観光客を温かく迎えるための人材育成を図ります。 ■ 無料 Wi-Fi*を含めた通信環境の整備促進やキャッシュレス決済*導入を検討します。
施策方針 2	海外に対するプロモーション活動
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユネスコエコパークや国立公園の認知度を活用した情報発信の強化を図ります。 ■ 地域の食と風土、伝統文化等の魅力を一連にした取り組みを推進します。 ■ 海外観光展への出展、海外旅行会社等への訪問や商談会への参加を図ります。 ■ 海外マスコミ、旅行会社の招請によるマスメディアへの露出を強化します。 ■ 観光宣伝用パンフレットやホームページ・プロモーションビデオなどを多言語で情報発信します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
外国人延宿泊者数	102,678 人泊	130,000 人泊

三 (3) 魅力的な観光地づくり

施策目標

本町は、ユネスコエコパークに認定された雄大な自然を背景とした豊富な観光資源に恵まれており、この観光資源の質的向上を図り活用してきました。

今後は、多様化する旅行者のニーズに対応するため、地域の「食」や「暮らし」、「ひと」を観光資源と連動させる取り組みを推進します。また、安心して訪れることのできる「新しい生活様式*」に対応した観光地づくりを推進します。

また、当町における観光施設は建築から20年以上経過しているものも多く老朽化が進行していることから、計画的な改修、修繕に努め、観光客にとって魅力ある施設整備を進めます。

施策方針 1	観光地の魅力向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客のニーズに対応した参加体験型・長期滞在型観光の推進を図ります。 ■ 観光関連企業の誘致等、空き店舗の再生を含めた町の賑わい創出を推進します。 ■ ユネスコエコパークであることの優位性を活用した旅行商品の造成を支援します。 ■ 地域住民や関係団体、行政が一体となった魅力向上に向けての取り組みを進めます。 ■ 地域関係団体と連携し、国立公園内における廃屋対策などを進めるなか、魅力的な景観形成を推進します。 ■ 外国人観光客を含む来訪者が、心地良く利用しやすい公衆トイレの整備を進めます。 ■ 国立公園整備事業などを活用し、遊歩道や登山道などの改修、修繕を進め、安全に利用しやすい観光地づくりを推進します。また、地域が行う施設の維持管理に対する支援を図ります。 ■ 老朽化の進む志賀高原総合会館98などの観光施設については、計画的に改修、修繕を進めます。
施策方針 2	観光資源の発掘と活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の「ひと」や「食」を観光資源として捉え、地域と大都市圏を「つなぐ」観光誘客プロモーションやイベント造成を推進します。 ■ 雄大な自然、歴史ある街並みなどを地域の「暮らし」と結び付け、新しい視点による観光プロモーションを推進します。
施策方針 3	体験型交流の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光関連事業者と農業従事者を「つなぐ」ことで、各種農業体験の支援や観光事業者による農産物の活用の推進を図ります。 ■ 地形、気候、自然を活かした各種ツーリズムの推進を図ります。

施策方針 4	合宿等の誘致促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地理的特徴を活かしたイベント開催、情報発信により、合宿等の旅行商品造成を進めます。 ■ 「新しい生活様式」に対応した宿泊施設の基盤整備を支援し、合宿等の誘致を進めます。
施策方針 5	広域的な観光連携の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信越9市町村広域連携会議、草津町・山ノ内町広域宣伝協議会、スノーリゾート受入観光地協議会等との連携強化により、町と周辺観光地を「つなぐ」広域観光エリアとしての魅力発信を推進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
観光地利用者統計における延利用者数	4,318,800 人	4,400,000 人
公衆トイレにおける洋式化率（※町管理の公衆トイレに限る）	55%	100%

(4) おもてなしの観光地づくり

施策目標

高齢者や障がい者、外国人など、訪れた人誰もが気軽に安心して楽しめる観光地づくりを進めるとともに、おもてなしの心を伝えることのできる「ひと」づくりを推進します。

施策方針 1	おもてなしの心を育む人づくり
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルツーリズムの推進を図り、地域のリーダーとなる「ひと」づくりを推進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
ユニバーサルフィールドコンシェルジュの修了者	0 人	5 人

(5) 誘客プロモーション活動の積極的展開

施策目標

様々なメディアや旅行会社、交通機関との連携による魅力発信のほか、ICT*を活用した情報収集・発信を推進します。

施策方針 1	プロモーション活動の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 名誉町民、観光大使、スポーツ・文化大使などの「ひと」に焦点をあてた情報発信を推進します。■ インターネット等を活用した幅広い世代への情報発信を行います。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町公式 SNS*のフォロワー数（フェイスブック、インスタグラム、ツイッター）	4,935 件	10,000 件



第2節 ひとつつながる産業の郷土づくり

1. 農業

現況と課題

- 本町の農業は、気候、立地、標高差、昼夜の寒暖差等、農産物栽培に適した環境が揃った中で、果樹・米・そば・野菜・菌茸類など、地域性に富んだ様々な農産物が生産されています。それぞれの農産物がもつ特徴と合わせ、「志賀高原ユネスコエコパーク*」「清流」「自然」など、本町ならではのアピールポイントを消費者へ浸透させることにより、単なる「旨い」ではなく、ストーリー性をもった「だから旨い！清流育ち。」を印象付け、ブランド力の強化を図ってきました。

また、三観光地を有する本町ならではの強みを活かし、観光との連携により相乗効果につながる取り組みを進め、町の産業振興及び活性化を推進しています。

- 主力作物である果樹については、栽培農家の技術や努力及び最適な栽培条件による高品質化に加え、志賀高原ユネスコエコパークの独自性を活用した高付加価値化により市場等でも高い評価を得ていますが、優良産地としての信頼確保のためには更なる生産量の増加が求められています。

高齢化や後継者・担い手不足等により農業従事者の減少が進むとともに、労力不足等により経営規模の拡大ができない農家が増えており、こうした状況は、農地の遊休廃地化が進む原因になるほか、有害鳥獣被害の拡大につながる事となるため、優良農地を後世へつなぐための実質的な取り組みや地域ぐるみでの人材及び労働力の確保が急務となっています。

- 農業経営においては、自然災害等による収量減や市場価格の低下等の状況変化が起こる可能性があるため、様々なリスクに備え、安定した経営対策を図ることが必要となっています。
 - 基盤整備されておらず、不整形地や農道が狭いなど条件が悪い農地が多いことから、県や関係団体等との連携のもと地域が一体となった取り組みの推進が必要です。また、傾斜がきつい農地や農地が点在しているなどの問題もあることから、省力化や効率化の導入に対する支援を進めます。
 - 畜産業については、経営環境は厳しさを増すものと想定されることから、施設整備等による畜産環境の改善、消費者ニーズに対応した安全・安心な家畜の飼育、優良品種の導入、伝染病防疫対策等について十分な配慮と、担い手の育成確保が求められています。
- 養殖業については“信州サーモン”などの安定した供給体制の構築とブランド力の強化が必要です。

施策の体系

1. 農業

(1) 農産物の高付加価値化

(2) 経営体制の充実

(3) 生産基盤整備の推進

施策展開

(1) 農産物の高付加価値化

施策目標

農産物の生産拡大を進めながら、JAや関係団体等と連携し幅広く積極的なPRを実施するとともに、地域食材がもつストーリー性や伝統などの魅力を活かし、地産地消による地元消費拡大のほか、観光客等を対象とした地産旅消・地産外消に向けた取り組みを推進します。

施策方針 1	地域特性を活かしたブランド化の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ トップセールスなどの取り組みによりブランド化の促進、市場との関係性の確保及び販路拡大を図り、地産外消を推進します。■ 消費者ニーズに対応した市場性の高い優良品種・品目の導入を支援し、安定的な生産量を確保します。■ 「志賀高原ユネスコエコパーク」の活用によりブランド力をもったストーリー性のあるPRを実施します。■ 友好交流都市及び大量消費地での直接販売によるPRを実施し、ブランド力向上を図ります。
施策方針 2	農業と観光の連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 農林業体験によるグリーンツーリズムやインターネットを使ったPR展開など、観光との連携により、地域の食を活用した町の産業振興につながる取り組みを進めます。■ ユネスコエコパークと関連性をもたせ、ESD*学習と農業体験の連携を推進します。
施策方針 3	環境にやさしい安全・安心な農業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 土づくりの技術向上、化学肥料や化学合成農薬の低減など、安全で安心な農産物の推進を図ります。■ ユネスコエコパークの理念に基づく持続可能な農業の展開に向けて、環境にやさしい農業を推進します。

施策方針 4	地産地消・地産旅消・食育*の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元農産物の地産地消の意識高揚のため、健康志向などの消費者ニーズに対応したPRを図り、消費拡大を図ります。 ■ 学校給食や農業体験学習等を通じて地消及び食育の推進を図ります。 ■ 地元農産物を観光客に消費してもらうための取り組みにより、地産旅消を推進します。
施策方針 5	6次産業*の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農産物の生産・加工・販売の一体化に向けた取り組みを支援するとともに、農業と第2次産業・第3次産業との融合を通じて新たな産業の創出を図ります。



（2）経営体制の充実

施策目標

地域農業を担う意欲的な農業者の確保と育成支援に努めるとともに、集落営農の促進や農繁期の労力確保対策等により、営農体制の強化を図ります。また、農業への新規参入を促すべくUターン就農者の受入体制を整備するほか、親元へのUターン者や一般法人等の新規参入を含めた担い手確保対策に引き続き取り組み、地域農業の活性化を図ります。

施策方針 1	多様な担い手の育成・確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町農業再生協議会と連携し、里親制度や認定農業者*制度の活用及び集落営農組織*の育成支援などにより、担い手の中核となる農業経営体の育成に取り組めます。 ■ 県や関係機関等と連携し、U I J*ターン就農者を誘致するための担い手支援策の充実により、次世代に「つながる」新規就農者の確保を図ります。
施策方針 2	農業経営基盤の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営基盤の強化を図るため、農業制度資金利子補給、農業用機械・施設整備や環境整備に必要な経済的支援とともに、自然災害等に備えた共済制度活用の推進を図ります。
施策方針 3	集落営農の組織化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県や関係機関等との連携により、地域を担う集落営農組織を育成し、積極的な活動に対し支援します。
施策方針 4	生産体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光や他産業との連携や援農ボランティア活動など、農繁期の労力不足に対応した雇用等の促進により、地域をつないだ営農体制づくりを進めます。 ■ 北信農業農村支援センター、J A等の関係機関と連携し、農業者が主体性をもって農業経営に取り組むことのできる支援策を推進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
新規就農者数（5年間累計）	59名	60名

(3) 生産基盤整備の推進

施策目標

多様な農産物の生産性向上を図るため、優良農地の確保に努めるとともに、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を計画的に進めます。

特に、中山間地域については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能の確保を図ります。

施策方針 1	農業生産基盤の整備・保全
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興地域整備計画*を見直し、効率的かつ持続的な優良農地の確保を図るとともに、耕作放棄地対策を推進します。 ■ 施設整備や ICT*活用等による省力化や効率化を推進し、生産性向上を図ります。 ■ 関係機関と連携のもと、農地や農道、用排水路施設の適正な維持・整備を図ります。
施策方針 2	農地の有効活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人・農地プランの実質化を図るため、農地利用意向調査等により農地情報を集約・一元化し、農地情報を活用した円滑な流動化の促進に努めます。 ■ 農地中間管理権や利用権の設定等により、規模拡大を目指す担い手等への農地集積や農作業受託を推進するとともに、荒廃農地再生に対し支援するなど、農地の保全と有効活用を促進します。
施策方針 3	畜産環境の改善
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設整備等による畜産環境の改善と適正な管理に努めます。 ■ 伝染病の発生予防やまん延防止に努め、畜産物の安全性を確保します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
農地流動化面積	20.5ha	23.0ha

2. 林業

現況と課題

- 本町の森林面積の約8割が民有林であり、各所有の面積が1ha未満の小規模な所有形態に起因しての境界不明確な山林が多く、森林整備が進まなかった森林が多く見受けられるとともに、所有者の高齢化も進んでいます。
- 県や森林組合と連携し、林業従業者への支援や森林整備などを継続しながら林業生産機能の維持と確保を図る一方、森林の国土保全・水源かん養などの環境機能や、観光・保健・レクリエーション機能などの森林の公益的機能の活用を進めるとともに、特用林産物や間伐材など、豊富な森林資源の有効活用を図ることが求められています。
- 野生鳥獣による農作物の食害等の発生により、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林植生への影響が懸念されています。また、民家や商店、旅館等の施設への被害に加えて、町民や旅行者に対する人的被害の危険もあり、安全対策も含めたより効果的な有害鳥獣対策が求められています。

施策の体系

2. 林業

- (1) 森林の整備・保全
- (2) 森林資源の活用
- (3) 有害鳥獣対策

施策展開

(1) 森林の整備・保全

施策目標

森林整備事業を促進するとともに、森林病虫害の防除等の対策を講じ、森林の健全育成に努めます。また、SDGs*の目標達成に寄与する社会づくりや今後本格的に開始される森林経営管理制度を見据え、目指すべき森林の姿を地区ごとに定め、望ましい森林資源への誘導もしくは維持を図ります。

施策方針 1	森林の健全な育成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業活動、森林整備に対する経済支援を推進します。 ■ 森林資源の健全な育成のため、病虫害の防除を図ります。 ■ 森林経営管理制度を見据えた森林施策を検討します。
施策方針 2	林道の適正な維持管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の適正な維持管理が行えるよう、計画的な林道整備や維持管理に努めます。 ■ 林道の橋梁等について、定期的な点検、修繕を計画的に実施します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
境界明確化事業実施面積	2,723ha	3,250ha
森林経営計画策定面積	1,888ha	2,400ha

(2) 森林資源の活用

施策目標

森林経営管理制度及び森林経営計画による適切な森林管理に努め、公共施設や公共事業における間伐材の利用を推進するとともに、町民参加の森づくりや環境学習など森林資源の有効な活用を目指します。

施策方針 1	森林資源の利用促進
取組内容	■ 間伐材などの有効活用と林業活動振興のための基盤整備を積極的に推進します。
施策方針 2	森林空間の活用
取組内容	■ ユネスコエコパーク*の理念に合った ABMORI プロジェクト*などの森林再生活動を通じての環境学習プログラムの実践、豊かな森林から得られる癒しを活用した森林セラピー*イベントなど、森林空間の活用を推進します。

(3) 有害鳥獣対策

施策目標

農業や林業などの産業を保全し、町民や来訪者が安心して活動できるよう、引き続き県や猟友会、地域が一体となった主体的・総合的な取り組みを支援するとともに、新たな技術を活用したより効果的な有害鳥獣対策を目指します。

施策方針 1	捕獲対策の推進
取組内容	■ ICT*技術を積極的に活用し、より効果的な対策を推進します。 ■ 適切な檻・罠の設置に努めるとともに電気柵への補助等を拡充し、地域が一体となった対策を支援します。
施策方針 2	情報提供の強化
取組内容	■ 有害鳥獣被害や目撃情報を町民等へ迅速・正確に発信し、人的被害の防止と安全対策に努めます。 ■ 観光客に対して、被害防止を目的とした環境保護の観点からの啓発活動を推進します。

3. 商工業

現況と課題

- 本町の商業は、観光産業と密接な関係により発展してきており、観光客をターゲットとする商店・飲食店・卸売などと町民の日常生活用品を取り扱う商店に大別されてきました。しかしながら、旅行形態の変化や町民の生活エリアの拡大等により、町内消費は低下傾向にあります。
- 町内消費の低下とともに増えつつある空き店舗について、補助金活用による起業者の誘致による賑わいの再生を進めていますが、今後、地域のまちづくりの方向性に合致した空き店舗活用と誘致を進める必要があります。
- 商工事業者の高齢化と後継者不足は、事業承継や伝統的な地場産業における技術の継承も困難な状況になりつつあります。
- 頻発する自然災害や未知の感染症等により事業継続が困難な状況に陥る事業者が増えています。
- 観光や農業など他産業と連携しながら地場産業や特産品開発等の経営資源の活用に傾注するとともに、既存工業の体質強化を支援していくことが求められています。

施策の体系

3. 商工業

- (1) 持続可能な経営基盤の強化
- (2) 賑わい創出のための小売業の振興
- (3) 生業となる伝統産業の振興

施策展開

(1) 持続可能な経営基盤の強化

施策目標

商工会との連携により、融資制度や補助事業の活用などを見据えた経営指導を進め、中小企業の経営安定化に向けた支援に努めます。

施策方針 1	商工業等振興の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商工会との連携により、経営発達支援計画の推進による商工団体活動の支援に努めます。 ■ 商工会との連携のもと、事業継続力強化支援計画の策定に向けての検討を行います。 ■ 観光客等のまち歩き提案などを行い、滞在時間と消費額の増加を図ります。 ■ 商工会との連携による情報発信機能を強化し、国等の支援制度の周知に努めます。
施策方針 2	制度融資による企業支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業の経営安定化を図るため、融資制度の拡充を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
商工会員の組織率	50.7%	55.0%

(2) 販わい創出のための小売業の振興

施策目標

空き店舗や休眠スペース等の活用を含め、独自性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。

また、自主的な取り組みを支援し、地域の認知度を高めるとともに販わいの創出を進め、地元消費の拡大を図ります。

施策方針 1	特色を活かした地域づくりの促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 商工会等と連携し、地域活性化に向けたイベント事業を支援します。■ 空き店舗等を活用した新規創業を支援し、地域の活性化に取り組みます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
空き店舗利活用による起業者数（累計）	19 件	24 件

(3) 生業となる伝統産業の振興

施策目標

販路拡大に向けてのPR活動やイベントに「酒」や「ろくろ細工」など伝統的な技術をもった職人の露出を図り、「ひと」による伝統産業の振興と次世代に技術が「つながる」後継者の発掘に努めます。

施策方針 1	地場産品の販路拡大
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 「ひと」や「地域」に焦点をあてた地場産業のPR強化を進め、販路の開拓を支援します。
施策方針 2	地場産業の継承
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 生業としての地場産業の後継者育成支援に努めます。

4. 雇用・就労対策

現況と課題

- 中小企業は、大きな企業に比べて経営基盤が弱く、景気の変動は経営を大きく左右します。このような中で、中小企業に働く勤労者の福利厚生や職場環境は必ずしも十分な状況とは言えないため、労働環境の向上を図る必要があります。
- 移住者や若者の安定的な就業を確保するため、きめ細やかなキャリア研修を視野に入れた就業支援、総合的な創業支援を継続的に行っていく必要があります。
- 社会情勢の変化や人々の価値観の変化により、より多様な働き方が求められる中で、ICT*の活用により「新しい生活様式*」に合った働き場所の必要性が高まっています。ワーケーション*を求める人の増加に合わせ、テレワーク*オフィスの開設支援や、コワーキングスペース*の確保など、ソフト・ハード両面からの支援が必要となっています。
- IT産業の振興やインバウンド*対応など、高度化するニーズに対応できる人材を確保し育成するための環境を整備する必要があります。
- 自然災害や未知の感染症等による雇用機会の減少に対応するため、異業種連携による雇用機会の向上を図る必要があります。
- 人口減少や就労者の高齢化により地域の人手不足は深刻化する中において、高齢者も障がい者も勤労意欲のある町民の就業相談体制を充実させ、積極的に支援していく必要があります。

施策の体系

4. 雇用・ 就労対策

- (1) 就業環境の充実
- (2) 勤労者福祉の充実

(1) 就業環境の充実

施策目標

飯山公共職業安定所などと連携した就業支援に努めます。また、観光関連及び農業関連産業を中心に雇用機会の創出や業務の支援交流を図ります。

インバウンド対応に向けた講習会等の開催・異業種連携による通年雇用環境の確保を進めます。

施策方針 1	就業支援体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の雇用を促進するため、飯山公共職業安定所やきたしなの職業安定協会等の関係機関と連携を図り、雇用相談体制の充実、情報の提供に努めます。 ■ 多様な職業訓練の場として、地域職業訓練センターの運営を支援します。 ■ 地域職業訓練センターと連携し、地域特性に応じた必要性の高いカリキュラムの構築を推進します。 ■ 天候や災害、未知の感染症等により雇用調整が必要となる可能性の高い観光と農業従事者について、相互に連携することにより安定した雇用に結び付ける支援体制の構築を検討します。
施策方針 2	多様な起業支援の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域おこし協力隊員や地域力創造アドバイザーなど地域力創造事業の活用により「ひと」がつながる様々な支援制度によるサポートを進めます。 ■ 「新しい生活様式」の普及に伴いテレワークオフィス開設の支援を行います。 ■ リゾートテレワークを推進し、関係人口*の構築と交流人口*の増加を図ります。 ■ 新たに起業にチャレンジする取組に対する支援を行います。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町の特性に応じた地域職業訓練センターでのカリキュラムの創出	0 件／年	1 件／年
テレワークオフィスの開設数	1 か所	5 か所

（2）勤労者福祉の充実

施策目標

勤労者の生活安定のため、ワークライフバランス*の啓発と有効な制度導入の支援に努めるとともに福祉の充実を図り、健康的で働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策方針 1	勤労者福祉の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 町勤労者互助会の運営を充実させ、勤労者の福祉向上を図ります。■ 関係機関と連携し、勤労者の多様な働き方の実現に取り組む事業者を支援します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町勤労者互助会の会員数	122 名	150 名



第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり

1. 都市・国際交流

現況と課題

- 交通網や通信技術の発達により、国内外での交流が身近なものとなっています。本町では、東京都足立区や群馬県玉村町と友好交流都市提携し、行政、友好交流協会を通じての文化、イベントでの交流や小・中学校でのスポーツ、教育の交流など幅広い交流を行うことでお互いの友好を深めています。
- 平成 19 年度中国北京市密雲区と友好交流提携、平成 29 年度アメリカ合衆国コロラド州ベイル町と国際友好交流協定を結び、各友好交流都市と本町を訪問し合いながら友好を深めています。
- 本町の国際化を進展していくためには、在住外国人や外国人観光客との日常的な交流の場を設け、言語や文化の違いを越えて多方面にわたる交流を展開することが求められます。

施策の体系

1. 都市・国際交流

- (1) 都市交流の促進
- (2) 関係人口の獲得
- (3) 多様な国際交流の促進

施策展開

(1) 都市交流の促進

施策目標

経済面や教育文化面などでの交流を促進するとともに、民間の各種団体等が活発に交流できる場の支援に努め、より一層の友好交流を推進します。

施策方針 1

友好都市との交流の促進

取組内容

- 友好都市との互いのイベントへの参加による住民間交流を進めます。
- 町民との協働により、物産展等を通じて本町の魅力ある景色、食、文化の PR に努めます。
- 友好交流協会に所属する個人や団体を通じて民間レベルでの交流促進を図ります。

(2) 関係人口の獲得

施策目標

本町のファンである関係人口*の獲得は、移住・定住者の増加や地域コミュニティ*活動の活性化につながっていくため、ふるさと納税制度による返礼品等を通じて、寄附者に本町の魅力を知ってもらうほか、寄附いただいたことによる特徴的な活用事例をお知らせするなど、一過性のものでない当町の関係人口を獲得できる取り組みを目指して、より一層の拡充を図ります。

施策方針 1	ふるさと納税受入窓口の拡充
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ より幅広く認知いただけるようサイトの取捨選択を含め窓口の拡充を図ります。
施策方針 2	ふるさと納税返礼品の拡充
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「もの」から「こと」につながる体験メニューの充実を含め返礼品の見直しを図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
ふるさと納税者延べ人数	5,376人	6,000人

(3) 多様な国際交流の促進

施策目標

国際友好都市への交流派遣や日本語教室、各種交流イベント等の推進や支援を行い、町民と外国人との国際交流の輪を広げています。また、在住外国人にも住みよい町づくりを目指すため、相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

施策方針 1	国際友好都市との交流
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベイル町との学生間交流により、互いの文化に関する理解と交流を深めるための派遣事業を推進します。 ■ 本町の国際化が進むよう、住民が国際友好都市での研修事業等により、異国文化や多文化共生について学ぶための環境づくりを推進します。
施策方針 2	国際理解の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区行事や学習交流、友好都市の人々が来町された際の文化交流などを通じて、町民と外国人の双方に対する意識啓発や相互理解の促進を図ります。
施策方針 3	相談体制、生活情報の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国や県、関係機関等と連携を密にし、外国人に対する相談窓口の充実に努めるとともに、紙媒体、HPでの多言語及びやさしい日本語による相談内容別標記の充実や生活情報の提供に努めます。

2. 移住定住

現況と課題

- 人口減少をくい止める対策は喫緊の課題です。基本計画策定にあたっての地区や保育園保護者との懇談では、町が行う様々な独自の施策が周知されていないほか、他の市町村からみれば羨むほどの町の魅力ある資源が認知されていない状況にありました。観光の「おもてなし」充実のためにも、住む人が「郷土を誇りに思い、愛着をもってもらえるまちづくり」の推進が必要です。地域の資源や町独自の施策を情報として積極的に発信し、移住・定住希望者の後押しする取り組みが必要です。
- 本町で育った多くの子どもたちが進学や就職により転出しています。未来ある若者が地域のリーダーとして活躍できる教育の促進と環境の充実を進める必要があります。
- 多様な交流活動がもたらす人、もの、情報などが地域の人材育成や文化の発展、経済の活性化に大きな効果をもたらします。地域資源を積極的に活かした交流活動が、地域のまちづくりや人づくりの基盤となります。これらの活動を通じ、移住・定住者に「つなげる」取り組みが必要です。
- 移住者にとって住宅の確保は必須です。希望に添えるような空き家の確保と情報の提供を行う体制の強化とともに、新たな居住環境の確保に向けた検討が必要です。

施策の体系

2. 移住定住

- (1) 支援体制の充実
- (2) 居住環境の確保
- (3) シティプロモーション*の推進

施策展開

(1) 支援体制の充実

施策目標

地方への移住を考える若者は増えています。「新しい生活様式*」に対応した働き方に変化しつつある中で、本町の魅力を大いに発信し移住を求める人たちの後押しにつながるお手伝いを進め、役場内においても移住定住推進体制の強化を図るとともに、各課横断的に支援の充実を図ります。

施策方針 1	移住定住推進体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域おこし協力隊等の任用を継続するとともに、移住定住推進体制の強化を図ります。 ■ 移住定住に関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、町の魅力を広く発信します。 ■ 大都市圏で開催される移住セミナーや相談会に参加し移住希望者の掘り起こしを進めます。
施策方針 2	移住体験の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移住体験住宅「須賀川んち」を活用し移住希望者の生活体験を進めます。 ■ 田舎暮らし体験ツアーや移住希望者が求めるメニューを組み立てて実施するオーダーメイドツアーなどの企画と運営により町の魅力体験の充実を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
体験住宅の年間利用日数（組数）	135日（10組）	183日（13組）

(2) 居住環境の確保

施策目標

移住者にとって直面する課題は住居の確保です。空き家バンク*事業を充実させ住宅の確保を進めるとともに、長野県宅地建物取引業協会長野支部との協働により物件の売買・賃貸借のお手伝いを行います。

また、住宅を確保するための支援を継続し移住定住しやすい環境整備を進めます。

施策方針 1	空き家バンク事業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報の発信を強化し登録物件の掘り起こしと相談体制の充実を図ります。
施策方針 2	住居確保支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移住者や若者の定住促進を図るため、マイホーム取得等の補助による支援や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援策を検討します。 ■ 空き家を活用した住宅の改修や購入などを支援し、移住定住しやすい環境を促進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（各年度）
空き家バンクマッチング件数	4	5

(3) シティプロモーションの推進

施策目標

人口減少対策として町独自に実施している様々な施策を町民に理解してもらうことで、町に住み続けようとする動機付けを図るほか、町の魅力ある資源を認知することで、郷土愛の醸成を図ります。

また、移住者にとって魅力ある内容で情報発信を有効に行うためには、どのような人たちを誘致したいのか、具体的なペルソナを設定し戦略的に進める必要があることから、シティプロモーション*の積極的な推進に取り組みます。

施策方針 1	戦略的な移住推進
取組内容	■ ペルソナ設定*による戦略的な移住推進を図り移住者の獲得を目指します。
施策方針 2	広報の充実
取組内容	■ 町を誇りに思い愛着をもってもらえるような、ソーシャルメディア等も駆使しながら広報の充実に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町に住み続けたいと思う人の割合 （まちづくりアンケート）	64.8%	70.0%



第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち} (保健・医療・福祉)

第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土^{まち}づくり

1. 出会い～子育て

2. 児童福祉

第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土^{まち}づくり

1. 健康増進

2. 地域医療

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土^{まち}づくり

1. 地域福祉

2. 高齢者福祉

3. 障がい者福祉

1. 出会い～子育て

現況と課題

- 全国的に少子化が進む中で、子育てや教育にかかる経済的負担が大きいこと、晩婚化や未婚化の影響もあり少子化に拍車をかけています。
- 結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供や婚活力向上のための関係機関が一体となった総合的な支援の充実が必要です。
- 明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことが、地域の将来を発展させるための大きな原動力となります。すべての家庭が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。
- 子育て支援センター等の充実を図り、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、切れ目のない支援や子育てについて相談しやすい環境づくりが必要です。
- 本町には5か所の公立保育所が設置されていますが、入所園児数は減少傾向にあります。一方で核家族世帯の増加、就労環境の変化などにより多様化する保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図る必要があります。
- 子育て家庭やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りながら、妊娠や出産、子育てしやすい環境づくりが重要です。

施策の体系

1. 出会い～子育て

- (1) 婚活支援活動の推進
- (2) 子どもと母親の健康づくりの推進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 保育サービスの充実

施策展開

(1) 婚活支援活動の推進

施策目標

晩婚化や未婚化の進行が少子化・高齢化に拍車をかけ、人口減少による地域力の低下も課題となっていることから、結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供、各種セミナーの開催やマッチングシステムの活用などによる婚活支援の充実を目指します。

施策方針 1 婚活支援活動の推進

取組内容 ■ 結婚を望む男女に対する支援の充実を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（各年度）
婚活支援からの成婚数	0 組	1 組

(2) 子どもと母親の健康づくりの推進

施策目標

安心して子どもを産み育てる環境を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

施策方針 1 妊娠・出産・子育ての環境づくり

取組内容 ■ 不妊や不育症に対する支援を行い、不妊及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
■ 子育てに関する制度、情報の周知や広報に努めます。

施策方針 2 母子保健の充実

取組内容 ■ 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制により、健やかな妊娠・出産の支援及び産後うつ等の予防や子育て支援に努めます。
■ 妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診など各種健診の充実を図り、母体の健康管理及び乳幼児の健やかな成長を支援します。
■ 産後ケアにより、産後の母子の心身の健康を保持するための専門的な支援の充実を図ります。
■ 各種教室等により乳幼児の好ましい食習慣や正しい生活リズムの確立の支援など、乳幼児期からの生活習慣病予防を推進します。
■ 感染症予防のため各種予防接種を実施します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和 7 年）
乳幼児健康診査受診率	96.8%	98.0%

(3) 子育て支援の充実

施策目標

子育て支援センターを拠点とし、子育て世代の交流・育児相談など相談体制の充実、地域ぐるみで子育て支援できる環境づくりに努めます。

施策方針 1	相談・支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て家庭の孤立感や育児不安、育児者の交流や情報交換を図るため、子育て支援センターの機能充実を図ります。 ■ 家庭・児童相談に関する総合的な相談体制の充実を図ります。 ■ 関係機関との連携を強化し、より適切な訪問指導や相談活動を進めます。 ■ 子育てアプリの活用により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。
施策方針 2	子育て世帯への経済的支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産時及び子育て期の経済的不安の軽減を図るため、出産・育児祝い金等の創設を検討します。 ■ 児童手当や児童扶養手当など給付金制度や貸付金制度の周知や、子ども医療費の負担軽減など、子育て世帯への支援に努めます。
施策方針 3	障がい児の育児相談・支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい児の育児相談・支援の充実を図ります。 ■ 集団保育が可能な障がい児の保育のため、受入環境の整備に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
子育てアプリ「はぐナビ☆やまのうち」登録者数（累計）	60 件	120 件



（4）保育サービスの充実

施策目標

保護者の就労状況等に応じた保育サービスの拡充を図ります。また、施設整備など安全でより良い保育環境づくりに努めます。

施策方針 1	保育体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常保育の充実を図ります。 ■ 延長保育、一時的保育、休日保育など特別保育の充実を図るとともに、子育て家庭のニーズに対応するサービスの研究に努めます。 ■ 幼児教育、保育無償化の対象者は副食費についても公費で負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
施策方針 2	保育施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園の施設管理や老朽施設の改修など良好な保育環境の整備に努めます。
施策方針 3	小学校・子育て支援センターとの連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 円滑な就学につながるよう、小学校との情報共有や相互理解など緊密な連携に努めます。 ■ 未就園児への園庭開放や、子育て支援センターとの連携に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
保育園利用者の満足度	90%	94%



2. 児童福祉

現況と課題

- 生活意識の変化、地域での連帯意識の希薄化や核家族化により、子育てに関する不安や悩みをもち孤独感を感じる家庭が増え、ストレスの矛先が子どもに向かうなど、子どもを取り巻く環境が変化してきています。
- 住んでいる地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みづくりと、子どもたちが心身とも健やかに発達できるよう、家庭、保育園、小中学校、地域社会が連携し、健全な成長を見守る地域ネットワークが必要となります。

施策の体系

2. 児童福祉

(1) 子どもの居場所づくり

(2) 児童虐待防止等に関する支援体制づくり

施策展開

(1) 子どもの居場所づくり

施策目標

放課後児童クラブ等における活動や異年齢交流を促進し、子どもの安全な居場所づくりに努め、地域で子どもを守るネットワークづくりの推進を図ります。

施策方針 1	子どもの居場所づくり
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 放課後児童クラブの充実を図り、異年齢集団の中で仲間づくりや社会性を養い、子どもの自立を促進します。■ 子どもたちが安全・安心し利用できる遊び場の確保に努めます。
施策方針 2	子どもの安全対策
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 子どもの安全を守る地域活動などを支援します。■ 保育園での親子交通安全教室の開催などを通じて、幼児期の交通安全意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
放課後児童クラブ利用者数	140人／月平均	145人／月平均

（2）児童虐待防止等に関する支援体制づくり

施策目標

関係機関との連携を強化し、家庭・児童相談体制の充実を図り、児童虐待の早期発見に努め、発生時には迅速かつ適切に対応します。

施策方針 1

要保護児童への支援

取組内容

- 関係機関と連携し家庭・児童に関する相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待防止のための広報に努め、早期発見、見守り、再発防止のため、地域や関係機関・団体等との連携を強化します。
- 発生時には正確な情報収集に努め、迅速かつ適切に対応します。



第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

1. 健康増進

現況と課題

- 少子高齢化が進行する中、平均寿命と健康寿命*の差を少なくし、健康寿命を延ばすことが重要となっており、予防・健康づくりの推進が求められています。
そのためには各種健（検）診を受診し、一人ひとりが自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善を図り、病気の予防・重症化予防に努めることが重要です。
- 社会情勢の変化等により家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、こころや体の健康に影響を及ぼしており、個人だけでなく各種機関が連携してこころの健康づくりに取り組む必要があります。
- 健康づくりを推進していくためには、総合的、体系的な予防・保健活動を地域と連携して積極的に取り組む必要があります。

施策の体系

1. 健康増進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進
- (3) こころの健康づくりの推進

施策展開

(1) 健康づくりの推進

施策目標

区や地区公民館及び保健補導員会等と行政が連携し、一人ひとりの健康づくりを支援することで、町民自らの健康意識を高め、健康寿命の延伸に努めます。また、栄養の偏りや食生活の乱れによる生活習慣病を予防するため、食育*を推進します。

施策方針 1

健康づくり事業の推進

取組内容

- 保健補導員会による保健推進活動や関係団体と連携し、健康講座の開催等各地区の健康づくり活動を推進します。
- 各種教室や広報等を通じて健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康ポイント事業の充実等により一人ひとりの健康づくりへの取り組みを支援します。
- 減塩の食環境整備やヘルシーな食事、伝統料理の伝承等、食生活改善推進協議会と連携して食育を推進します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
健康寿命（平均自立期間） （KDB（国保データベースシステム）より）	男性：80.0 歳 女性：84.5 歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

(2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進

施策目標

各種健（検）診の実施及び保健指導の充実により、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防を推進します。また、感染症予防を推進します。

施策方針 1	生活習慣病予防・重症化予防の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯にわたり生活習慣病予防を推進するため、若い世代から後期高齢者まで特定健康診査*及び健康診査の受診を促進します。 ■健診結果をもとに、保健師、栄養士によるハイリスクアプローチ*及びポピュレーションアプローチ*の充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進します。 ■がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診の受診を促進します。 ■歯周疾患の予防のため、歯周疾患検診の受診を促進します。 ■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、後期高齢者への保健事業の取り組みを充実させ、生活習慣病の重症化予防及び認知症、フレイル*等の予防を推進し、医療費及び介護費用の増加抑制を図ります。
施策方針 2	感染症対策の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■情報提供や予防接種の実施等により感染症予防を推進します。

指 標

指標名	現状値 (H26 ~ H30)	目標値 (R1 ~ R5)
脳血管疾患の年齢調整死亡率 (人口 10 万人当たり)	男性：34.5 女性：13.7	男性：33.5 女性：13.3

(3) こころの健康づくりの推進

施策目標

山ノ内町のいちを支える自殺対策推進計画に基づき、こころの健康づくりの推進及び地域全体で見守ることができる体制の強化を推進します。

施策方針 1	こころの健康づくり体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■講演会や広報等による普及啓発活動や相談体制の充実を図り、こころの病気に関する正しい知識と理解に努めます。 ■県や町、専門医による相談体制の充実やゲートキーパー*の養成を図ります。

指 標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和 7 年)
年間平均自殺者数	1.4 人 (H26 ~ H30 の平均値)	1.0 人未満 (R1 ~ R5 の平均値)

2. 地域医療

現況と課題

- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。また、医師不足など医療を取り巻く厳しい現状は全国的に課題となっています。
- 医療体制については、本町には一般診療所が3か所、歯科診療所が3か所あります。広域医療体制として休日緊急診療所、病院群輪番制*病院、感染症指定医療機関が整備され、一定水準の医療は確保されていますが、疾病構造の変化、人口構成の変化により、地域医療に対する需要も多様化、高度化する傾向にあるため、今後も広域的な連携のもとで、適切な医療の確保が必要となっています。
- 本町の国民健康保険加入者は人口の約30.4%であり、町民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、少子化・高齢化が進む中で、被保険者の高齢化や低所得者層が多いという構造的な問題と、増加する医療費で国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、平成27年5月、国民健康保険法が改正され、都道府県が市町村とともに保険者に位置付けられ、平成30年度からは、長野県が財政運営の責任主体となり財政安定化を図っています。
- 国民健康保険事業の健全化を図るため、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾病の早期発見と予防を推進し、町民の健康保持・国民健康保険制度の正しい理解の普及に努める必要があります。

施策の体系

2. 地域医療

(1) 安心して受診できる環境づくり

(2) 国民健康保険制度の安定運営

施策展開

(1) 安心して受診できる環境づくり

施策目標

医師や看護師等、医療従事者の確保を支援するとともに、町民が必要な時に必要な医療が受けられるよう、地元医師会や関係医療機関、近隣自治体と連携を強化しながら地域医療体制及び救急医療体制の充実を目指します。

施策方針 1	地域医療体制の充実
取組内容	■ 医師確保のための補助支援を実施し、地域医療体制の確保に努めます。
施策方針 2	救急医療体制の充実
取組内容	■ 休日緊急診療所への支援など関係団体と連携し、休日における第1次救急医療*体制の確保を図ります。 ■ 病院群輪番制病院の運営に対して支援を行い、休日及び夜間における第2次救急医療*体制の確保を図ります。
施策方針 3	広域医療体制の充実
取組内容	■ 北信総合病院など他の医療機関と連携し、広域医療体制の確保に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
医師研究資金貸付者で北信総合病院に勤務した医師数（制度開始からの延人数）	2人	4人

(2) 国民健康保険制度の安定運営

施策目標

特定健康診査*や特定保健指導*の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト*点検や重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図り、増大する医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険税の収納対策を強化し、国民健康保険制度の安定した運営を図ります。

施策方針 1	国民健康保険事業の安定運営
取組内容	■ 特定健康診査・特定保健指導の実施により生活習慣病予防を推進するとともに重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図ります。 ■ 口座振替の勧奨や納付案内の充実、滞納処分の実施等により保険税収納率向上に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
特定健康診査受診率	52.9%	60.0%
特定保健指導実施率	75.1%	80.0%
国民健康保険税収納率（現年課税）	94.2%	96.0%

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

1. 地域福祉

現況と課題

- 少子化・高齢化の進行により、二世帯世帯や三世帯世帯の割合は減少し、夫婦のみの世帯や単身世帯の割合が増加傾向にあり、特に高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者は増加しています。
- 地域社会のつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人も多くなっています。このような中、障がいのある人やない人、子どもから高齢者まで、地域のつながりを強め、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。
- 町民一人ひとりが福祉を自分たちの問題と考え、行政と連携しながら地域で福祉活動が自発的に行われるよう意識の高揚を図っていくことが重要です。
- 本町では、社会福祉法で地域福祉推進の担い手として位置付けられている社会福祉協議会や民生児童委員を中心に活動が行われていますが、今後は更にこれらの施策を充実させるとともに、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと活動ができ、地域住民とのふれあいの中で安心して生活できるような地域づくりを行うため、ボランティア活動の一層の充実が求められます。
- 経済的自立が困難な低所得者に対しては、民生児童委員、福祉事務所及び自立相談支援機関などによる生活相談や指導の充実により、各世帯の実情に合わせた援護や就労促進等の支援が求められています。

施策の体系

1. 地域福祉

- (1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり
- (2) 地域福祉を支える人材育成
- (3) 生活困窮者への自立支援

施策展開

(1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり

施策目標

社会福祉協議会や民生児童委員を中心に、福祉ボランティア等との連携を強化することにより、町民主体の地域福祉活動を推進し、共に支えあう地域福祉社会の形成を目指します。

施策方針 1	地域福祉推進のための連携強化
取組内容	■ 社会福祉協議会や地域福祉活動団体等との連携を強化し、地域のネットワークを活用することにより、福祉活動の推進を図ります。
施策方針 2	地域福祉活動の推進
取組内容	■ 町民や地域が相互に助け合う地域福祉に取り組む団体等の活動支援に努めます。 ■ 自主防災組織、社会福祉協議会及び町の協働による災害時住民支え合いマップを活用することにより、要援護者に対する支援に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
災害時住民支え合いマップ作成地区数	7 地区	15 地区

(2) 地域福祉を支える人材育成

施策目標

民生児童委員や福祉ボランティア等を中心に、地域福祉の担い手となるような人材の育成、資質向上を図ります。また、広報・啓発活動や小中学校等における福祉教育を実施するなど、福祉意識の向上を図ります。

施策方針 1	地域福祉の担い手の育成
取組内容	■ 地域福祉活動のリーダーである民生児童委員の活動や研修活動を支援します。 ■ 地域福祉の担い手となるボランティアの育成や活動支援に努めます。
施策方針 2	福祉意識の向上
取組内容	■ 社会教育や小中学校等との連携により福祉教育の充実を図ります。 ■ 広報・啓発活動を通じて福祉に関する理解と意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
ボランティア登録者延人数	1,037 人	1,200 人

三 (3) 生活困窮者への自立支援

施策目標

生活困窮者に対する相談支援を充実するため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携を強化します。

施策方針 1

生活困窮者への自立支援

取組内容

- 生活保護を必要とする世帯の生活の安定を図るため、自立に向けた支援を行います。
- 自立支援機関と連携し、生活困窮者への総合的な支援を実施します。



2. 高齢者福祉

現況と課題

- わが国の高齢化は、世界に類をみない速度で進んでおり、特に令和7年頃には、団塊世代がすべて高齢期に入り、高齢者人口が更に急増することが予想されています。
- 本町の65歳以上の高齢人口は、令和2年4月1日現在4,929人で高齢化率は40.6%となっており、特に75歳以上の高齢者の占める割合が高く、生活機能の低下が見られる高齢者が増加する傾向にあります。
- 高齢化が進む社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスが高齢者に適切に提供される必要があります。
- 平成18年に介護保険制度が予防重視型へと転換され、平成24年からは「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組み、平成29年からは介護予防・日常生活支援総合事業が実施され、予防事業の再構築がなされました。本町においても制度改正に対応した老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し計画の実現に取り組んでおり、これらの計画に沿った高齢者福祉事業の充実が求められています。
- 高齢者が生きがいをもち自己実現が図れるよう、その豊富な知識や経験を活かした社会参加を促す取り組みが必要です。

施策の体系

2. 高齢者福祉

- (1) 高齢者の生きがいづくり
- (2) 高齢者の生活環境づくり
- (3) 介護予防事業の充実
- (4) 介護保険サービスの充実

施策展開

(1) 高齢者の生きがいづくり

施策目標

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりに努めます。また、高齢者の健康づくりを推進するとともに、就労やボランティア活動など、高齢者が活躍できる機会を創出します。

施策方針 1	高齢者の生きがいづくり
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中高年からの社会参加を促進し、世代間交流や地域交流事業を推進します。 ■ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。 ■ 高齢者がいきいきと生活できる場の提供に努めます。
施策方針 2	高齢者の健康づくりの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康づくりや学習、スポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出します。
施策方針 3	高齢者の活躍機会創出
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が知識や経験を生かし、その意欲や能力に応じた多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営支援に努めます。 ■ 高齢者の社会活動やボランティア連絡協議会などへの参加を支援します。
施策方針 4	高齢者の閉じこもり予防事業
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の閉じこもりを防ぐ交流の場の充実に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
シルバー人材センター登録者数	223人	1,200人



(2) 高齢者の生活環境づくり

施策目標

高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置や家事支援を行うとともに、住宅改修費の助成や住宅確保の支援など高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりを目指します。

施策方針 1	高齢者の日常生活の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者世帯の緊急連絡体制の確立を図ります。 ■ 日常生活における家事支援を行います。
施策方針 2	高齢者の居住環境の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の住宅改修や住宅確保の支援を行います。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
緊急通報装置設置数	29 件	35 件

(3) 介護予防事業の充実

施策目標

介護保険サービスを使っていない高齢者に対して各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できることを目指します。また、要支援1, 2の通所介護・訪問介護事業と介護予防事業を統合した「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

施策方針 1	一般高齢者介護予防事業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康でいきいきとした生活が送れるよう健康づくり事業と連携し、介護予防事業を推進します。
施策方針 2	生活機能の低下がみられる高齢者事業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活機能の低下がみられる高齢者を早期に把握し、要介護状態にならないよう予防に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率	4.7%	6.0%

(4) 介護保険サービスの充実

施策目標

高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、また重度化しないように介護予防事業の充実を図るとともに、年々増加する介護保険サービス利用希望に対して、介護サービス事業者と連携を図りながら、介護保険サービスの充実を目指します。

また、保険者・地域包括支援センター*を中心に介護サービス事業者等と研修会を開催し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を目指します。

施策方針 1	介護保険サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 住み慣れた地域で暮らせるよう在宅介護サービスの充実に努めます。■ 介護ニーズに応じた施設整備を図ります。■ 介護サービス事業者への指導監督・ケアマネジメント*研修会等を通じて、サービスの質の向上に努めます。
施策方針 2	地域包括支援センターの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 介護予防ケアマネジメントや総合相談、包括的支援体制など地域包括支援センターの機能充実に努めます。■ 保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら要介護状態とならないよう支援します。
施策方針 3	家族介護者の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 家族介護者の負担軽減のため在宅福祉サービス*や介護サービス等で支援します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
要介護認定者の割合	18.1%	20.9%
介護福祉施設等利用者数	173人	185人

3. 障がい者福祉

現況と課題

- 障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・複合化が進み、就労が困難になるなど、障がい者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。しかし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域や家庭で快適に暮らし続けたいと思うものです。
- 障がい者施策は、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に家庭や地域で普通に生活し活動できる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション*」の理念を実現するものです。
障がい者が安全に生活できるまちづくりと、快適に暮らせる生活環境整備が必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり、総合的な施策の推進を一層図っていくことが重要となっています。
- 障がい者スポーツやレクリエーション活動は、障がい者の社会参加の機会であるとともに、町民の理解を高めることが期待されます。今後も障がい者が、いきいきとした生活を送るため、自らの選択によりスポーツ・レクリエーション活動等に主体的に参加できる環境を充実していく必要があります。

施策の体系

3. 障がい者福祉

- (1) 社会参加しやすい環境づくり
- (2) 障がい者の生活支援の充実
- (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

施策展開

(1) 社会参加しやすい環境づくり

施策目標

障がい者地域活動支援センターの運営充実やスポーツ大会の開催など、障がい者の社会参加の機会を創出するとともに、移動支援や手話通訳者の派遣等の各種支援を充実し、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを推進します。

また、各関係機関との連携強化を図るとともに障がい者に対するイベントや福祉講座を開催するなど、障がい者理解のための啓発活動を推進します。

さらに、飯山公共職業安定所や就業支援ワーカー*との連携を図るとともに、事業者に対する障がい特性の理解啓発や就労環境の整備、一人ひとりに合った継続的な就労支援を行い、障がい者の自立を促進します。

施策方針 1

社会参加支援の充実

取組内容

- 障がい者の社会参加・生きがい活動を促進するための支援強化を図ります。
- 障がい者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動などの拡充を図ります。

施策方針 2	障がい理解のための啓発活動の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者に対する理解を深めるためのイベントや研修会の開催など啓発活動に努めます。 ■ 障がい者への差別や虐待防止に関する意識の普及・啓発に努めます。
施策方針 3	障がい者の就労に向けた支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者が就労によって自立し、生きがいをもって暮らしていけるよう雇用・就労支援の充実により、個々の特性に応じた多様な支援に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
障がい者スポーツ大会参加者数	51人	65人

(2) 障がい者の生活支援の充実

施策目標

障がい福祉サービス、医療費の助成等による経済的支援などの充実を図り、障がい者の自立した地域生活を支援します。

施策方針 1	障がい福祉サービスの的確な提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の自立や社会復帰を支援するため、介護給付や訓練等給付などが必要な方に、最適なサービスを提供します。
施策方針 2	地域生活支援事業等の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活用具等の給付や移動支援、相談支援事業を充実します。 ■ 社会生活における居場所としての地域活動支援センター運営を支援します。
施策方針 3	自立支援医療費の助成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の医療費の軽減をするため制度の適正な運用を図ります。
施策方針 4	その他のサービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心身障がい児（者）タイムケア事業*をはじめとする障がい者が生活するうえで必要なサービスや支援の充実に努めます。 ■ 居住環境の充実のため快適に生活できる住宅改修の支援を行います。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地域活動支援センターの1日平均通所者数	8.8人	10.0人

三 (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

施策目標

障がい者や家族に対するきめ細かな相談支援を行います。また、障がい者団体やサークルを育成するなど、障がい者の交流活動を促進します。

施策方針 1	相談支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 障がい者相談支援専門員や地域あんしんコーディネーターによる相談支援の充実を図ります。■ 北信6市町村共同設置による権利擁護センターを通じての相談や支援を図ります。
施策方針 2	障がい者交流活動の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 障がい者団体の育成と交流の場づくりを推進します。



第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち} (教育・文化・スポーツ)

第1節 健やかで未来につながる人を育む

1. 学校教育

2. 青少年の育成

3. 高等学校以上の教育の振興

第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

1. 生涯学習

2. スポーツ活動

第3節 未来につながる文化に親しむ

1. 伝統・文化

2. 町民文化

第1節 健やかで未来につながる人を育む

1. 学校教育

現況と課題

- 様々なことが急速に変化する社会において、多様な価値観の中で生き抜き、自らの力で未来を切り拓いていかなければなりません。そのために、義務教育においては、社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育めるよう、生きて働く知識や技能の習得とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを伸ばし、自ら学ぼうとする意欲と態度、視野を広く柔軟に対応できる力の育成を重視する必要があります。
- 各学校においては、特色ある学校づくりを目指すとともに、グローバル社会が進展する中、国際感覚をもった人材を育成することが求められています。そして、本町の豊かな自然環境や歴史・文化、ユネスコエコパーク*としてのまちの特性など郷土を深く理解する教育にも力を入れ、ふるさと意識の醸成を図りつつ、SDGs*を見据えたESD*の更なる推進により、未来につながるまちづくりの担い手を育むことが必要です。
- 急激に発展する高度情報通信ネットワーク社会において対応できるICT*教育の充実、いじめや不登校の未然防止・適切な対応に向けよりよい人間関係を築く力を高める取り組み、個々の子どもの発達課題に応じた特別支援教育の充実も必要となっています。
- 教職員には、社会情勢に対応した新たな学びを展開できる実践的指導力や専門的知識、地域と連携・協働する力等の向上を図りながら、絶えず指導方法の工夫・改善に努めることが求められています。
- 児童生徒の個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や健やかな身体を育む教育の充実を目指すためには、学校のみならず、保護者や地域住民が学校教育に関心と理解を深め、社会全体での協働体制で取り組むことが重要となり、保護者や地域とともにあり、信頼される学校づくりが必要です。
- 施設面では老朽化が進んでいる施設については計画的な改修を進め、良好で安全・安心な学習環境を確保する必要があります。また、教育の質の向上を図るため、一層の情報化やグローバル化*に対応した教育環境の整備・充実が求められています。
- 児童・生徒数の減少に伴うよりよい学校のあり方についても十分な検討が必要であり、小学校においては適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、3校を1校に統合することを検討します。

施策の体系

1. 学校教育

- (1) 就学環境の充実
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 地域とともにある学校づくり

(1) 就学環境の充実

施策目標

少子化が進行する本町の現状を考慮し、通学区の見直しと学校規模の適正化に努め、児童・生徒の就学機会や学習条件の均衡・公平性の確保を図ります。また、児童生徒の豊かな学びや学校生活を支えるため、時代のニーズに対応した安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実、児童生徒一人ひとりの置かれている状況に応じた就学支援を行います。

施策方針 1	学校規模の適正化と施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出生数、児童数等の推移を見ながら、小学校 1 校統合を検討します。 ■ 老朽化した校舎や設備について、計画的な改修・修繕を進めます。
施策方針 2	情報化に対応した教育環境の整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ICT 教育のための整備を推進し、インターネット等を活用した情報教育の促進と学校間の連携を図ります。
施策方針 3	図書教育の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校図書の蔵書の拡充を図るとともに、読書活動の推進など図書教育を促進します。
施策方針 4	安全・安心な学校給食の提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全・安心な地域食材の使用を促進し、食育*や地域特産の学習など地域の特性を活かした学校給食の充実に取り組みます。また、保護者負担の軽減にも配慮します。 ■ 食の安全に配慮した設備等の整備に努めます。
施策方針 5	遠距離通学児童・生徒への支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ スクールバスの運行や定期券購入助成等により、遠距離通学児童生徒を支援します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和 7 年）
子どもの教育環境に関する 町民満足度（まちづくりアンケート）	63.2%	65.0%

(2) 確かな学力の育成

施策目標

子ども個々の能力、理解度等の実態を把握し、その子のよさを生かしながら、発達段階に応じた学力や体力の向上が図れるよう支援します。また、社会の変化に自ら柔軟に対応できるようにするために地域に根差した体験的な ESD を推進します。そして、表現力を高めるための言語活動の充実や英語表現に慣れ親しむ英語活動・英語科の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や ICT を活用する能力等を身につけた児童生徒の育成を目指します。

このため、教職員の指導方法の工夫と改善を図り、資質向上に努めるとともに、教職員が心身ともに健康で子どもと十分向き合える環境づくりに努めます。

また、児童や生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かく適切な教育的支援を行う指導体制の整備を図ります。

施策方針 1	教育内容の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、発達に応じた学力の向上に努めます。 ■ ユネスコスクール*として、持続可能な地域づくりの担い手となる児童生徒を育む教育である ESD の推進を図ります。 ■ 特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な指導と必要な支援の充実が図れるよう支援します。
施策方針 2	特色ある教育活動の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の人材を活かし、ボランティア活動や自然体験等の幅広い、体験学習を促進します。 ■ ユネスコエコパークにおける自然や社会、歴史・文化を教材にして、主体的・協働的な学びを重視した地域に根ざす ESD の充実を図ります。 ■ ICT 環境を効果的に利活用することで学力・情報活用能力やメディアリテラシー*の向上を図ります。 ■ 小学校の英語科・英語活動においても ALT（外国語指導助手）を配置し、英語に慣れ親しむ児童の指導体制の充実を図ります。
施策方針 3	いじめ・不登校対策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校と家庭、関係機関との密接な連携を通して、いじめや不登校の未然防止、早期発見・適切な対応に取り組めます。 ■ 小中学校におけるスクールカウンセラー*の配置に加え、相談体制の充実を図ります。
施策方針 4	教職員の指導体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員の指導力向上を目指し、指定研修、管理職研修、一般研修等の充実を図ります。 ■ 教職員の研究・研修を奨励し、指導内容・方法の改善・工夫に努めます。 ■ 教職員の働き方改革を推進し、児童・生徒への教育活動の充実に努めます。

三 (3) 地域とともにある学校づくり

施策目標

授業公開をはじめ、学校だより、ホームページ等により積極的な情報公開、そして、信州型コミュニティスクール*の活用を推進し、学校と地域住民の協働による地域とともにあり、信頼される学校づくりを推進します。

また、児童生徒・保護者・学校評議員等からの評価を教職員の意識改革、指導力向上に活かし、学校の教育活動の更なる充実を図ります。

施策方針 1

開かれた学校づくりの推進

取組内容

- 信州型コミュニティスクールの仕組みの活用など、地域とともにある学校づくりに努め、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。
- 学校施設・設備の地域開放においては、社会教育等との連携を図りながら、利活用の促進に努めます。



2. 青少年の育成

現況と課題

- 情報化やグローバル*化の急速な進展により、世界中のあらゆる人々をつながり情報交換が可能になった反面、有害な情報も氾濫しており、判断能力が十分に身につけていない青少年が事件に巻き込まれるなど、様々な問題が表面化し、大きな社会問題となっています。
- こうした近年の情報化、少子化等社会・経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、個人の自由や権利を過度に主張するあまり、社会性や公共性の観点が希薄になるなど、青少年問題は複雑化・多様化する傾向にあります。
- 本町では各地区の教育懇談会等を通じ、町民一人ひとりの意識の高揚を図ってきましたが、今後も家庭、地域、学校、関係団体等が連携し、青少年の健全な心身を育むため、地域での交流を通じ連帯感を更に醸成する必要があります。
- 青少年団体の活動は、スポーツや野外活動など多様であり、町内においても子ども育成会、スポーツ少年団などの少年団体がそれぞれ自主的な活動を展開しています。今後も、これら団体の活動を通じて人間関係を形成する能力を高めるとともに、様々な文化や価値観を尊重しあい「たくましく生きる力」を身につける必要があります。しかし、こうした少年団体活動、学校外活動への関心が高まる中、指導者やジュニアリーダーは不足しており、その担い手の確保と養成には課題を残しています。

施策の体系

2. 青少年の育成

(1) 健全育成のための協働

(2) 豊かな心を育む教育の充実と支援

施策展開

(1) 健全育成のための協働

施策目標

地域ぐるみで子どもを見守り育てることができる環境づくりを進めるため、家庭、地域、学校、関係機関等が相互に協力・連携します。

施策方針 1	家庭・地域・学校・関係機関の協働
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育懇談会の充実を図り支援します。 ■ 学校や警察、地域や関係機関と協力・連携し、パトロール活動等を支援します。 ■ インターネットやSNS*に関する犯罪に子どもたちが巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を充実します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
教育懇談会出席率（小学校保護者）	41.3%	50.0%

三 (2) 豊かな心を育む教育の充実と支援

施策目標

地域の自然、歴史、文化、産業といった教育資源を活かした体験学習等を通じて、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かでたくましい心を育みます。また、青少年リーダーや青少年団体を育成するとともに、青少年の自主的な活動を支援します。

施策方針 1 青少年の健全育成活動の充実と支援

取組内容

- 青少年団体の育成、指導者の育成を図り、青少年交流活動を支援します。
- 社会参加を促進するため、福祉団体やNPO（民間非営利活動団体）、学校などを通じたボランティア活動を支援します。
- 青少年が各種スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、活動内容に応じた支援を行います。



3. 高等学校以上の教育の振興

現況と課題

- 経済的理由により進学意欲のある者が高等学校以上の教育を受けられないことがないよう支援することが求められています。

施策の体系

3. 高等学校以上の教育の振興

(1) 就学の支援

施策展開

(1) 就学の支援

施策目標

奨学資金貸付基金を活用して、次代を担う意欲のある人材の育成を支援します。

施策方針 1	就学の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 奨学資金貸付基金を活用した奨学資金貸付を行います。■ 基金の充実を進めます。
施策方針 2	通学高校生への支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 通学定期券購入助成により、保護者の経済的負担を軽減します。



第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

1. 生涯学習

現況と課題

- 社会環境の変化に伴い、ライフスタイルや価値観等も多様化し、自由時間の増大等の社会の成熟化に伴い、自己に合った学習活動に親しみ、心の豊かさや生きがいを得るための学習需要が増大しています。
- 高齢化が進展する中で、シニアの社会参加の場づくりや、参加への結びつけが課題となっています。
- 本町においては、文化センター、ふれあいセンター等を地域の拠点とし、様々なライフスタイルに応じた多様な学びの機会を創出していく必要があります。
- 町民一人ひとりが生涯にわたり多様な学習をすることができるように、文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、安全で快適な学習環境を提供する必要があります。さらに学習の成果が適切に認められる社会づくりを推進していく必要があります。
- 蟻川図書館は、町民一人ひとりが気軽に利用でき、自己の学習に必要な図書や資料情報を収集・整理・提供する施設として重要です。町の情報提供の拠点として、図書館サービスの一層の向上を図ります。

施策の体系

1. 生涯学習

(1) 生涯学習の充実

(2) 図書館サービスの充実



(1) 生涯学習の充実

施策目標

自然と文化を愛し、誰もが気軽に学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習活動の充実を図ります。また、町民の学習成果の発表・交流機会づくりができる生涯学習施設である文化センター等の維持管理や機能拡充を図ります。

施策方針 1	多様な学習機会の創出
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民ニーズに応じた講座や教室等の多様な学習機会を創出し、幅広く周知します。
施策方針 2	学習グループとの連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い世代を対象とした学習機会の提供に努めます。 ■ 市町村、社会教育関係団体、教育機関、企業等との連携・協力の強化を図ります。
施策方針 3	地域の特色を活かした生涯学習活動の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民が地域の特色を学ぶ活動を支援します。 ■ 地域の人と人や様々な組織等をつなぎ、持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進します。
施策方針 4	生涯学習施設等の施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画的な改修・修繕を進め、安全で快適な学習環境の維持保全に努めます。 ■ 老朽化の進む北部公民館は、新たな施設の建設を進めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
生涯学習への参加者延人数	3,500 人	3,700 人
生涯学習施設の延利用者数	47,000 人	50,000 人

（2）図書館サービスの充実

施策目標

蟻川図書館では、町民が学習に必要な蔵書を充実させることにより、多様な情報や人をつなぐ学びを推進するとともに、地域における読書ボランティア活動を支援します。また、安全で快適な施設環境の整備や蔵書検索システム等の機能拡充を図り、誰もが利用しやすい学習空間づくりに努めます。

施策方針 1	利用しやすい学習環境づくりの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民の学習要求に対応する蔵書の充実を図ります。 ■ 地域や町民に役立つ情報提供サービスなど、図書館機能の拡充を図ります。 ■ 学校図書館との連携を図りながら、調べ学習等の資料提供を図ります。 ■ 施設、設備機器等の計画的な改修・修繕を進め、安全で快適な学習環境の維持保全に努めます。
施策方針 2	子どもの読書活動の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 絵本の読み聞かせボランティアなど町民と協働した図書館運営により、図書館サービスの充実を図ります。 ■ お話し会やブックスタート事業*等により、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
図書館登録者数（累計）	5,100 人	5,500 人
図書貸出冊数	34,000 冊	36,000 冊



2. スポーツ活動

現況と課題

- 情報化社会の進展、利便性の向上に伴い快適な生活ができる一方、体を動かす機会が減り、体力と運動能力の低下が指摘されています。
- それぞれの年齢や目的に応じてスポーツに親しむことは、明るく健康的な生活を営むとともに豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送るうえで極めて大きな意義があります。
- 生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、多様なスポーツ団体への活動支援と指導者の養成が重要です。
- 世界で活躍するトップレベルの選手やチームを輩出することは、スポーツを通じて夢と感動を共有し、郷土への誇りをもつことにつながります。引き続き、全国規模競技大会出場選手への補助や入賞者への表彰、各スポーツ団体の育成支援に努め、競技力の向上を目指す必要があります。

施策の体系

2. スポーツ活動

(1) 生涯スポーツ活動の充実

(2) 競技スポーツの振興

(3) スポーツ環境の充実

施策展開

(1) 生涯スポーツ活動の充実

施策目標

総合型地域スポーツクラブ*等の設立支援やスポーツ推進委員の活動を通して、それぞれの体力や意欲に応じスポーツに親しむことができる地域主体のスポーツ活動を支援します。また、町民スポーツ教室等の開催により、誰もが気軽にスポーツ活動に参加し、交流を深めることができる機会の創出を図ります。

施策方針 1	地域主体のスポーツ活動の推進
取組内容	■ 町民の誰もが参加しやすく、交流を深めることができる機会を創出するため、スポーツ教室の充実を図ります。
施策方針 2	指導者の育成
取組内容	■ 町民のスポーツ活動を支える指導者の育成及び活動支援に努めます。
施策方針 3	生涯スポーツ大会やイベントの充実
取組内容	■ 町民スポーツ・レクリエーションを企画、実施します。 ■ 各種スポーツ大会を開催することにより、する・みる・ささえる機会の拡充に努め、町民のスポーツへの関心を高めます。

施策方針 4	スキーの底辺拡大
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベント等を通じ、地域の特色であるスキー文化の継承と底辺拡大に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町民スポーツ教室参加者延人数	1,186 人	1,200 人
総合型地域スポーツクラブ設立支援	0 クラブ	1 クラブ

(2) 競技スポーツの振興

施策目標

スキーをはじめとするウィンタースポーツなどの各種大会を開催し、町民のスポーツ意識の向上を図るとともに、スポーツ団体の育成支援に努め、競技力の向上を目指します。

施策方針 1	各種大会選手派遣・選手強化の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種大会への選手派遣や競技選手強化の支援を行います。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
全国規模競技大会入賞者数	30 人	35 人

(3) スポーツ環境の充実

施策目標

既存施設の有効活用と適正な管理運営に努め、利便性の向上を図ります。また、町民のニーズに応じたスポーツ施設の機能充実を図ります。

施策方針 1	スポーツ施設の利便性の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近で親しみやすいスポーツ活動を支援するため、既存施設の必要な改修を進めるとともに、学校の体育施設の有効活用を図ります。 ■ 新たな施設については、幅広く町民から意見を募るとともに関係団体等の意見を参考にしながら検討を進めます。
施策方針 2	スポーツ用具の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ用具の充実を図ります。

第3節 未来につながる文化に親しむ

1. 伝統・文化

現況と課題

- 本町には国・県・町指定の文化財や史跡、天然記念物等のほか、伝統行事や郷土芸能などが数多く存在し、町民の貴重な共有財産として誇り、受け継がれています。
- こうした文化遺産は歴史や文化を理解する基礎となり、次世代に継承するため大切に保護していく必要があります。
- 郷土学習や伝承活動を通じて、文化財への関心や保護意識を高めるとともに、まちづくりやまちおこしといった地域振興に文化財を積極的に活用していく必要があります。
- 本町の歴史を次世代に継承するため、町誌についても、年次計画の検討など改編に向けた取り組みが必要です。

施策の体系

1. 伝統・文化

(1) 文化財の保護と活用

(2) 町文化を生かした交流支援

施策展開

(1) 文化財の保護と活用

施策目標

町民が文化財を誇りに思い、大切に次の世代へ引き継げるよう普及啓発と適切な管理・保存に努めます。また、本町の文化的資源として地域振興に積極的に活用します。

埋蔵文化財の発掘や的確な調査研究を推進するとともに、新たな文化財の指定・登録についても研究を進めます。

施策方針 1	有形文化財の保存
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 国・県・町指定有形文化財の保護、保存、活用を図ります。■ 新たに指定・登録する文化財については、登録有形文化財制度等を活用し、本町の財産として保護を促進します。
施策方針 2	無形文化財の継承
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 無形文化財の後継者育成支援に努めます。

施策方針 3	文化財の調査研究
取組内容	■ 必要に応じて埋蔵文化財包蔵地の位置調査について検討します。
施策方針 4	文化財保護意識の拡大
取組内容	■ 町民の文化財保護意識について、普及啓発の推進を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
文化財説明看板等設置・補修	年2件	年3件

(2) 町文化を生かした交流支援

施策目標

本町の歴史や文化、芸能の保存、伝承するとともに、歴史に慣れ親しむ機会を創出します。

施策方針 1	歴史・文化の普及啓発の推進
取組内容	■ 町内で開催されるイベント等にあわせ、歴史や文化に親しむ機会を創出します。
施策方針 2	伝統芸能、民俗芸能の伝承
取組内容	■ 本町の伝統芸能や民俗芸能の催しを通じ、伝承に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
文化財公開講座（セミナー等）	年2回	年3回

2. 町民文化

現況と課題

- 価値観の多様化が進む中、ゆとりのある生活や心の豊かさを求めて、文化芸術への関心が高くなっています。
- 本町では、文化活動の拠点となる文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、町民の自主的な文化芸術活動の支援に努めてきました。
- 今後も、多様な文化芸術活動を支援するため、創作活動や発表の場を広く提供し、身近に参加できる場の創出や充実に努め、質の高い文化芸術にふれあうことのできる鑑賞機会の充実に努める必要があります。
- 美術館は町の文化の拠点施設ですが、年々入館者が減少しているため今後のあり方を検討する必要があります。

施策の体系

2. 町民文化

- (1) 文化芸術活動の充実
- (2) 文化芸術団体、指導者の育成

施策展開

(1) 文化芸術活動の充実

施策目標

文化祭や各種イベント等を開催し、幅広く町民が文化芸術とふれあうことのできる鑑賞機会の充実に努めます。

施策方針 1	特色ある地域の歴史・伝統・文化芸能活動の充実
取組内容	■ 地域の歴史、伝統、文化を、地域資源・観光資源として活用し情報発信による地域活性化を図ります。
施策方針 2	文化芸術にふれる鑑賞機会の創出
取組内容	■ 文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。 ■ 町民の文化芸術活動への参加機会の充実に努めます。
施策方針 3	志賀高原ロマン美術館の活用
取組内容	■ 文化の拠点施設としてどうあるべきか、具体的に検討します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
新規文化芸術クラブ団体数（累計）	1 団体	5 団体
美術館入館者数	4,957 人	5,050 人

三 (2) 文化芸術団体、指導者の育成

施策目標

町民の自主的な文化芸術活動を促すため、多様な文化芸術団体及び担い手や指導者の育成・確保に努めます。

施策方針 1 文化芸術活動推進体制の充実

取組内容

- 文化や芸術等を保存・継承する団体に対する支援の充実を図ります。
- 文化交流、文化芸術の担い手や指導者の育成支援の推進を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
文化協会加盟団体数	39 団体	45 団体



第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち} (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土^{まち}をつくる

1. 土地利用

2. 住宅環境

3. 交通体系

4. 上・下水道

5. 公園・緑地

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土^{まち}をつくる

1. ユネスコエコパーク

2. 景観

3. 環境・衛生

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土^{まち}をつくる

1. 交通安全・地域安全

2. 消費生活

第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土^{まち}をつくる

1. 防災

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

1. 土地利用

現況と課題

- 本町の大部分は上信越高原国立公園内の自然豊かな山林や高原で、宅地は夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街と農村部の集落に分布し、その周辺部が農地として利用されています。
- 農地では耕作放棄が増加しており、山際の農地は耕作がされず山林化が進んでいます。
- 地籍調査事業は令和2年度をもって終了し、今後は調査成果の有効な活用を進める必要があります。
- 用途地域に指定された中心市街地は、比較的規制の緩やかな商業地域などが多くを占めています。近年は空き店舗をリニューアルする利活用も進んでおり、観光ニーズに応じた更なる都市基盤の整備・長寿命化を図る必要があります。
- 中心市街地の産業振興を図りながら、転入者や定住者を増やす居住環境の整備を図る必要があります。
- 高齢社会への対応や観光産業の再生などを視野に、人にやさしいまちづくりに努めるとともに、観光客など来訪者を迎え、安全・快適、にぎわいのある市街地の形成を図る必要があります。

施策の体系

1. 土地利用

(1) 国土利用計画との調整

(2) 適正な土地利用の誘導

(3) 魅力ある街並みの形成

施策展開

(1) 国土利用計画との調整

施策目標

令和2年度策定の本町の土地利用における総合的な指針となる「山ノ内町国土利用計画*」に基づき、一体的、総合的な土地利用を推進し、国土利用計画に則した農業振興地域整備計画*や都市計画マスタープラン*の見直しを行うとともに調整を図ります。

施策方針 1

国土利用計画の運用

取組内容

- 山ノ内町国土利用計画の適切な運用に努めるとともに、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画マスタープランの見直しを進めます。

(2) 適正な土地利用の誘導

施策目標

土地利用に関する法令や条例、関連計画の町民への周知に努めるとともに、各地域の特性を活かしつつ、互いに連携・補完する適正な土地利用を図ります。

施策方針 1	計画的な土地利用の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた計画的な土地利用を図ります。 ■ 都市計画用途区域内にあって農業振興に欠かせないエリアについては区域の見直しを行い適正な利用形態に調整します。

(3) 魅力ある街並みの形成

施策目標

本町は、多くの観光客が訪れることから、懐かしく温もりを感じられる温泉街の景観を保全し、文化や歴史を感じさせる魅力あるまちづくりを目指します。

施策方針 1	魅力あるまちづくり形成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風情ある温泉街の保全に努めるため、地域と連携した街並み整備を進めます。 ■ 条例に基づく景観形成を推進し、住民や事業者の景観意識の醸成と、観光地としての魅力や地域の活性化を図ります。



2. 住宅環境

現況と課題

- 本町の公営住宅については、町営 68 戸（町営住宅 65 戸、町民住宅 3 戸）、県営 36 戸が整備されていますが、県営住宅は廃止の方向となり、町営住宅については、山ノ内町公営住宅長寿命化計画に基づき、28 戸を改修しました。
- 住宅やホテルなどの耐震化を促進するために、広報による啓発を行っていますが、多額の費用が必要なため、耐震改修まで至る件数が多くありません。
- 町内に現存する空き家の有効活用を図れるよう各種補助制度の周知を行い、移住の促進と周辺住民が安心できる住環境の整備が必要です。
- 定住を促進するためには、住宅環境の確保や整備が不可欠であるため、空き家バンク*を通じ町内に現存する空き住宅の有効活用を進めるとともに、新たな住宅環境の研究を進める必要があります。

施策の体系

2. 住宅環境

- (1) 良好な住環境づくり
- (2) 公営住宅の整備・改善

施策展開

(1) 良好な住環境づくり

施策目標

良質な住宅環境を整備するとともに、景観住民協定の締結等を促進し、良好な住環境の創出に努めます。

移住者や若者の定住促進を図るため、住宅分譲の必要性を調査するとともに、公営住宅の後利用についても研究を進めます。

また、建築物のバリアフリー*化や克雪住宅*化の普及を支援し、建築物の安全性の確保と快適な住宅の普及に努めます。

施策方針 1	適切な建築指導
取組内容	■ 耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。
施策方針 2	移住定住の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移住者を含む若者の定住促進を図るため、住宅新築・改修補助や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援の検討をします。 ■ 若者が住みたくなる住宅の確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。 ■ 空き家を活用した住宅の改修や購入など移住定住を支援するための制度を継続するほか、移住定住しやすい環境を促進します。
施策方針 3	克雪住宅の普及促進
取組内容	■ 豪雪地域に暮らす町民にとって、雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援します。

(2) 公営住宅の整備・改善

施策目標

社会情勢の変化を踏まえ、長寿命化計画に基づく既存公営住宅のリフォームを推進し適正な維持管理に努めます。また、改修に適さない公営住宅は、除却や跡地利用の検討を進めます。

施策方針 1	公営住宅の整備
取組内容	■ 計画的な公営住宅の整備、改修、管理を行います。
施策方針 2	公営住宅の除却・跡地利用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別施設計画に基づき改修に適さない公営住宅は除却を検討します。 ■ 公営住宅の跡地利活用の検討を進めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町営住宅改修件数	28 戸	51 戸

3. 交通体系

現況と課題

- 市民の日常生活や産業活動、観光客の入込等において、人や物の交流が円滑に行われるためには、道路や公共交通などの交通網が体系的に整備されている必要があります。
- 本町の道路網は、国道 292 号及び国道 403 号が幹線道路として機能しています。
- 都市計画道路は 8 路線で、改良率 55.50% と長野県内では高い整備水準にありますがその大半は国道 292 号が占め、市街地中心部では未整備な計画路線が残り、計画決定から 60 年経過しています。
- 北陸新幹線飯山駅につながる国道 403 号については、落合地区の橋梁が改築され良好なアクセスが確保されていますが、更に円滑な交通や安全を確保するため、交差点改良などを行う必要があります。
- 長期未整備な都市計画道路や町道網の全面的見直しに取り組み、都市計画マスタープラン*見直しに合わせ、社会情勢の変化に応じたまちづくりや道路整備が必要です。
- 橋梁、トンネルなどの道路施設は長寿命化計画に基づき適正な管理、修繕を行うとともに、施設の長寿命化を進めライフサイクルコスト*の低減に努める必要があります。
- 冬季における克雪・除雪対策など道路の適切な維持管理も引き続き重要な課題です。身近な生活道路については、道路幅員が狭い区間や屈曲した箇所がみられるほか、歩行時の危険性も指摘されるなど、その改良・整備が求められています。
- 今後の道路整備については、単に輸送効率を追求するだけでなく、ユニバーサルデザイン*化の推進や安全性、防災性、快適性、文化性といった多様な側面に配慮した道づくりが求められており、特に観光産業を基幹産業の一つとする本町においては、景観への配慮が欠かせないものになっています。
- 児童・生徒や高齢者など、自動車運転免許を持たない方の移動手段として公共交通機関は必要不可欠です。関係機関との連携のもと運行本数や乗り継ぎの利便性など、サービス水準の維持に配慮しつつ、利用促進策の検討や運行事業者への支援等により、公共交通手段の維持・確保を図る必要があります。
- 全国的に高齢者による自動車事故の件数が増加する中、自ら免許を返納される方が増えています。地域公共交通の確保とともに市町村運営有償運送の充実を図り利用促進を進めます。

施策の体系

3. 交通体系

(1) 地域を結ぶ道路づくり

(2) 人にやさしい道づくり

(3) 地域公共交通の充実

施策展開

(1) 地域を結ぶ道路づくり

施策目標

本町と周辺市町村を結ぶ、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図ります。
また、町内の中心市街地と周辺集落を結ぶ生活道路の整備及び改善に努め、町民生活や地域経済を支える道路づくりを進めます。

施策方針 1	道路の整備
取組内容	■ 町内の生活道路等の計画的な整備・改良を促進します。
施策方針 2	町内幹線道路網の見直し
取組内容	■ 社会情勢の変化に考慮した都市計画道路や1・2級町道を含めた町内幹線道路網の見直しを進めます。

(2) 人にやさしい道づくり

施策目標

歩きやすい歩道の整備や散策路・周遊路として親しめる道づくりに努めるとともに、除雪対策を強化するなど、誰もが安全で安心して通ることができる道路づくりを進めます。

施策方針 1	快適な道路空間づくり
取組内容	■ 歩行者通行が多い道路では、歩行者空間を確保するとともにユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。 ■ 道路や歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの意識啓発に努めます。
施策方針 2	除雪対策の強化
取組内容	■ 民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備など体制強化を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町民が進める町道除雪	29箇所	35箇所

(3) 地域公共交通の充実

施策目標

子どもや高齢者、自動車運転免許返納者などの移動手段として地域公共交通の確保を図るとともに、市町村運営有償運送の充実を図るため、関係機関や近隣市町村との研究を進め利便性の向上に努めるほか、楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。

施策方針 1	公共交通の維持確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持に努めます。 ■ 路線バスについては、乗車人員の向上に向けた広報を強化するほか、補助金による支援を行い安定確保に努めます。
施策方針 2	市町村運営有償運送の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村運営有償運送として導入した地域コミュニティバス*「楽ちんバス」の安定運行を図るとともに、関係機関との地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行に努めます。 ■ 最小限の支出で最大限の利便を得られるよう楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
人口に対する「楽ちんバス」利用者数の割合	0.62	0.68



4. 上・下水道

現況と課題

- 上水道は、健康で快適な生活を送るために必要なライフラインであり、まちを支える社会基盤です。本町の水の供給は、上水道、簡易水道、その他飲料水供給施設、簡易給水施設により供給され100%に近い普及率を達成しています。
 今後は、上水道需要に対応する水源の安定した確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組み給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められています。
- 下水道は快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保つために欠かせない施設です。本町の下水道事業は、平成22年度にすべての面整備事業が完了しています。
 今後は最終処理段階で発生する汚泥について、広域的な連携も視野に入れた対応や施設の改築更新を進め処理施設等の適正な維持管理を図るほか、加入の促進や適正な料金設定による下水道事業経営の安定化を図ることが重要です。

施策の体系

4. 上・下水道

- (1) 飲用水の安定供給
- (2) 水道事業の健全運営
- (3) 下水道事業の推進
- (4) 下水道事業の健全運営

施策展開

(1) 飲用水の安定供給

施策目標

老朽化した水道施設の計画的な更新に努めるとともに、水源の環境保全に努め水質の保全、安全な水の供給に努めます。

施策方針 1	飲用水の安定供給
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水需要予測の結果から得られた水源地の確保と水質保全のための環境維持を図ります。 ■ 水の安定供給を図るため、水道施設の維持・管理に努めるほか、施設整備・老朽管布設替事業を計画的に推進します。 ■ 老朽化が激しい東部浄水場の建設及び設備の更新を進めます。

(2) 水道事業の健全運営

施策目標

水道事業の経費を見直しながら安定した経営を図ります。また、水道料金収納対策強化を推進するとともに、経営状況に応じて水道料金の見直しを行います。

施策方針 1	水道事業の健全運営
取組内容	■ 水道事業の経営分析を行うことにより経費や水道料金の見直しを図り、事業の健全化、透明化に努めます。

(3) 下水道事業の推進

施策目標

下水道等処理施設の適正な維持管理に努めます。

施策方針 1	下水道事業の推進
取組内容	■ 平成 22 年度にすべての下水道面整備事業が完了したため、下水道の接続促進を図ります。 ■ 下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。

(4) 下水道事業の健全運営

施策目標

下水道の接続促進を図るため積極的な PR 活動を行うなど、使用料収入の確保に努めます。また、下水道事業運営の健全化を図るとともに、下水道等処理施設の維持・管理の適正化を図りながら、状況に応じて使用料の見直しを行います。

施策方針 1	下水道事業の健全運営
取組内容	■ 下水道接続率向上に向けて町民意識の啓発に努めます。 ■ 下水道事業の健全化に努めるとともに経理内容の明確化及び透明化を図ります。

5. 公園・緑地

現況と課題

- 健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、交流の場、子どもの遊び場であるとともに、環境や景観の保全機能をもつ重要な施設です。
- 本町における都市公園は5か所、7.46haが供用されていますが、都市計画区域内の人口一人当たりの公園面積は6.2㎡で、都市公園法施行令に定める面積の標準である10㎡を下回っています。そのため、都市公園のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用しています。
- 公園は、子どもの遊び場として子育て世代を中心に施設整備の要望をいただいていることから、やまびこ広場のリノベーションを中心に、子どもから高齢者、さらには観光客などの来訪者にも楽しめる公園の整備を進めています。しかしながら、町内には老朽化の進む公園施設もあることから、利用者のニーズをふまえた施設の更新を図る必要があります。

施策の体系

5. 公園・緑地

(1) 公園・緑地の整備

施策展開

(1) 公園・緑地の整備

施策目標

公園は町民や来訪者の憩いの場となることから、老朽化した施設改修など既存施設の適正な維持管理を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた施設等の整備について検討を進めます。また、地域における緑化活動を促進し、緑化空間の創出を図ります。

施策方針1	公園・緑地の整備推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■やまびこ広場のリノベーションなどの公園整備にあたっては、町民から来訪者までが楽しめる施設になるよう、利用者のニーズを踏まえた施設の検討、整備を進めます。 ■防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。 ■老朽化したベンチ等など施設更新や公園内樹木等の適正管理を行います。
施策方針2	子どもの遊び場の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■やまびこ広場の親水施設などは、子育て世代の利用ニーズが高いことから、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。 ■街中の空地について、子どもたちが身近に利用できるポケットパークなどを検討します。
施策方針3	公園施設の共同管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステム*を促進します。

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土^{まち}をつくる

1. ユネスコエコパーク

現況と課題

- 私たちの暮らしには、豊かな自然の恵みにより発展を遂げてきた歴史があり、伝統は今なお息づいています。自然の恵みは、独自の食文化や伝統工芸を生み出したほか、身近な自然への感謝の心が信仰や祭りとして表れ伝承されるなど、独特の文化も受け継がれています。
- 自然の恵みは、地域の生業の基盤として、主要産業である農業や観光業にも活用されてきました。これにより成り立っている私たちの生活文化は、先人より受け継がれた遺産と捉え、今後も次世代へ引き継いでいかなければなりません。
- 気候変動や自然破壊など地球を脅かす諸問題や、また時代の流れもあって、いくつかの自然環境や伝統文化は存続の危機を迎え、すでに消失したものもありますが、それらを保存復元して次世代へ引き継いでいこうとする「学び」の取り組みがすでに始まっているなど、子どもから若者、また年長者まで参加する持続可能な社会の構築に向け、ユネスコエコパーク*の理念に基づく地域づくりは今後も積極的に進めていく必要があります。
- 町民や観光客も含めたあらゆる関係者により、それぞれの立場で理解を深め、互いが連携しながら、自然環境の保護保全、自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育、文化的・社会経済的に持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。
- ユネスコエコパークはSDGs*達成に貢献するモデル地域として国際的な位置付けを有していること、また国内や世界ネットワークの一員として様々な貢献が求められていることを踏まえて進める必要もあります。

施策の体系

1. ユネスコ エコパーク

- (1) 自然環境の保護保全
- (2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育
- (3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

(1) 自然環境の保護保全

施策目標

様々な啓発活動を実施することにより、町民や来訪者のユネスコエコパークに対する認知度や理解度の向上を図るとともに、自然環境の保護保全に対する意識の高揚を図ります。

また、希少・固有・在来種の保護復元や外来生物対策など生物多様性保全活動を実施するとともに、その活動を促進するための支援、管理や連携体制の確保に努めながら、他の認証制度の活用や連携なども視野に進めます。

施策方針 1	保護保全意識の高揚
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の恵まれた自然環境を知り学ぶためのセミナーや説明会を継続して開催します。 ■ 保護保全のための監視や指導、ルールやマナーを周知する取り組みを実施します。
施策方針 2	保護保全活動の実施と連携支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省・信州大学や地域関係団体等との継続連携、民間企業等との新たな連携、更なる官学連携を図り、自然保護のための調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。 ■ 各種保全活動に取り組む団体を支援するとともに、ボランティア活動の促進を図ります。 ■ 志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営のための計画策定やエリア見直しを関係町村と連携して取り組みます。 ■ ラムサール条約*登録湿地制度や日本ジオパーク制度など、国内外の自然文化に関する各種認証制度の活用や連携を図ります。 ■ 国立公園内における開発行為については、環境省や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
「ユネスコエコパークの普及啓発と活用について」の重要度（まちづくりアンケート）	評価点 1.0	評価点 全体設問の平均以上

(2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育

施策目標

志賀高原ユネスコエコパークは“ESD*の先進地”とも言われており、この特色をPRしつつ引き続き環境教育を推進するとともに、ユネスコスクール*でのESD実践を支援するなど次世代の人材育成のための取り組みを進めます。

また、ユネスコエコパーク管理運営に必要な調査研究のための人材育成や体制整備、国際化や情報化への対応を見据えた取り組みを進めます。

施策方針 1	環境教育の推進と次世代の人材育成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習プログラムのブラッシュアップへの支援や、更なる体験者の誘致に向けた支援を行います。 ■ 自然の大切さや関わり方、生き物に対する思いやりなど、豊かな人間性を育むための子どもを対象とした自然体験イベントを開催するなど、ユネスコエコパークを活用した次世代の人材育成の取り組みを進めます。 ■ ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を支援します。 ■ ユネスコスクール活動やESD*推進につながる環境整備や支援充実を図ります。
施策方針 2	管理運営のための人材育成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 志賀高原での環境学習や、移行地域*における自然文化体験の促進を図るため、ガイドや指導者の養成、受入体制の整備を進めます。 ■ 学校・地域・社会のつながりを通じた特色あるイベントを開催するなど、広く町民や地域関係者を対象とした人材育成の取り組みを進めます。 ■ 国際的位置付けを有するユネスコエコパークに関連させたグローバル教育やグローバル人材育成の取り組みを進めます。

(3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

施策目標

ユネスコエコパークの知名度向上を図る取り組みを国内外に向け進めるとともに、ユネスコエコパークを絡めた産業間連携、農産物・特産品の高付加価値化、地域固有の魅力・文化の見つめ直しと観光資源化を図る取り組みなど、産業活性化を中心とした持続可能な地域づくりを進めます。

施策方針 1	ユネスコエコパークの知名度向上と産業活性化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベント出展やフェア開催、テレビ放映やSNS*活用など、様々な手法を用いて広報活動を実施し、更なるユネスコエコパークの知名度向上を図ります。 ■ インバウンド*推進や海外のユネスコエコパークとの交流や連携を視野に、国外に向けた情報発信の充実を図ります。 ■ 観光と農業が連携するグリーンツーリズムなど、ユネスコエコパークを中心に産業間が連携できる取り組みの検討を進めます。 ■ 環境にやさしい農業の推進やロゴマークを活用した農産物の産地保証とともに、民間事業者とも連携しながらユネスコエコパークブランドの研究・確立に取り組みます。 ■ 里山資源や文化資源の掘り起こしと磨き上げにより、新たな観光資源としての活用や商品開発に向けた検討、支援を行います。

2. 景観

現況と課題

- 豊かな自然環境や情緒あふれる温泉街、山麓や扇状地に広がる果樹・田園地帯など、本町には魅力ある景観があります。これらの景観は、町民が快適に暮らせる環境、来訪者を迎えられる魅力ある観光地を形成する重要な要素です。
- 太陽光発電設置に関する景観条例を平成30年に改正しましたが、今後も時代に合った条例改正に努めるとともに、住民の景観に対する意識を高める取り組みが重要です。
- 本町の良好な景観を維持するため、景観住民協定により地域に根差した自主的な取り組みを支援しています。また、魅力的な景観形成を推進するため、花と緑の風景づくり等の取り組みが重要です。
- アダプトシステム*団体においては近年減少傾向にあり、良好な景観を形成する新たな団体の発掘・育成が必要です。
- 地域による河川内の草刈りや清掃など河川愛護の取り組みを支援し、うるおいを与える親水空間を保全していく必要があります。

施策の体系

2. 景観

- (1) 良好な景観の形成
- (2) 町民の景観育成活動の促進

施策展開

(1) 良好な景観の形成

施策目標

景観行政団体*として関連する条例や計画に基づき、良好な景観形成に努めます。また、道路・施設等の公共事業においても景観に配慮した取り組みを推進します。

施策方針1	景観形成の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色ある里山や農村風景、温泉街等の町の景観保全及び形成を図ります。 ■ 景観住民協定の締結を促進するなど町民と協働による景観形成を推進します。
施策方針2	建築物基準の適正な指導
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観条例等に基づいた適切な指導、誘導に努めます。
施策方針3	公共事業における景観形成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路整備や公共施設整備において、周囲の景観との調和に配慮します。

(2) 町民の景観育成活動の促進

施策目標

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、町民主体の景観づくり活動を支援するとともに、町民が主体となる協定づくりや地域のルールづくり、活動支援を促進します。

施策方針 1	景観を守り育てる町民活動の促進
取組内容	■ 景観に関する意識啓発と町民主体の地域ルールづくりを支援します。
施策方針 2	緑化の推進
取組内容	■ 花と緑の風景づくり事業を推進し、沿道や地域を花で飾り、町民や来訪者に潤いと温かさが感じられるまちづくりを図ります。 ■ アダプトシステム登録団体の啓発を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
アダプトシステム団体登録件数 （町との協定数）	7 団体	10 団体



3. 環境・衛生

現況と課題

- 全国的に循環型社会*の形成が求められる中、ごみの減量化に向け、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）*の3R運動をはじめとする様々な取り組みが展開されています。
- 本町においても、5市町で構成する北信保健衛生施設組合により事業を行っていますが、ごみ処理については4市町で処理を行っており、廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」によって義務化されている4品目を含め8品目の分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、町民意識の啓発などを進めています。
- 循環型社会形成の推進は、町民、企業、行政が一体となり、町全体で取り組まなければ解決できない重要な課題です。特に可燃ごみの処理については、ごみ排出量の減量化に向けて、分別をより推進する目的から、処理費の有料化を検討しましたが、当面は分別の徹底等による、可燃ごみの排出量削減に向けた取り組みを行うこととしています。
 今後も町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理のほか、持続的な収集・処理体制の確立を図るとともに、ごみも資源であるという観点から、ごみの減量化や再資源化に努めていくことが重要です。
- し尿処理については、下水道の進展により収集・処理量ともに減少傾向にあることを考慮し、令和元年度から北信保健衛生施設組合による共同処理から市町の単独処理に移行し、現在は町施設で下水道汚水とともに一体処理を行い、処理の効率化が図られております。
 今後も、衛生面においては、人口の動向や下水道の普及状況を勘案しながら、収集及び処理体制の維持と残存する合併処理浄化槽の適正管理に向けた指導にも継続して取り組む必要があります。
- 公害防止への対応としては、個々の発生源に対する指導體制や監視体制の強化に努め、公害のない快適な環境づくりを進める必要があります。
- 地球温暖化*問題が世界的に重大な関心事となっている中で、長野県が宣言した「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」並びに「気候非常事態宣言」に本町としても賛同しており、今後も近隣市町村とともに温室効果ガス*排出抑制への具体的な取り組みを検討していく必要があります。
- 地域の特色を活かした新エネルギー*の導入を町民、事業者とともに協働しながら取り組むことから、身近な問題として地球環境の負荷を軽減する意識付けが必要です。

施策の体系

3. 環境・衛生

- (1) 快適な生活環境づくり
- (2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

施策展開

(1) 快適な生活環境づくり

施策目標

快適な生活環境づくり活動を支援し、公衆衛生の確保を図りながら、環境衛生の向上に努めます。さらに、騒音・悪臭や水質・大気汚染などを防止する公害対策に努め、快適な生活環境の維持に努めます。

施策方針 1	生活衛生の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 旅館及びホテル等におけるレジオネラ症の発生の危険性を除去すべく、環境保全設備の整備を支援します。■ 狂犬病予防注射の接種を促進します。■ 地域で取り組む害虫等の共同防除を支援します。■ 協働による地域美化活動を推進します。
施策方針 2	公害の防止
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発により公害防止に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
公害に関する苦情件数	30件	15件

(2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

施策目標

ごみ減量化に対する町民意識を更に高めるとともに、衛生自治会等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めつつ、適正な廃棄物処理を行います。ごみ焼却施設及び最終処分場については広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保に努めます。また、不法投棄をさせないよう活動を強化し、不法投棄の防止に努めます。

し尿処理については、効率的な収集・処理体制を維持しつつ、国の指導から単独浄化槽設置世帯には合併浄化槽への切り替え促進や、合併浄化槽世帯には浄化槽の適正管理指導を継続します。

「山ノ内町新エネルギービジョン*」に基づき、町の自然・地形・資源を活かした新エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みを支援し、地球温暖化問題への貢献と循環型社会の構築を図ります。

また、安全性能が高く人にも環境にも優しい自動車等の啓発に努めます。

施策方針 1	ごみの減量化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生自治会等と連携しつつ、ごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。
施策方針 2	ごみ収集・処理体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率的なごみ収集体制の維持と衛生自治会との連携による収集場所の衛生管理に努めます。 ■ 北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用に努めます。 ■ 一般廃棄物処理業を行う許可業者の適正な監督や指導に努めます。
施策方針 3	不法投棄等監視体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種機関や町民との連携により不法投棄等監視体制の強化を図ります。
施策方針 4	し尿処理体制の維持・確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道の進展による接続率向上に努めつつ、長期的な視点から必要なし尿収集・処理体制を維持します。
施策方針 5	地球にやさしいエネルギーの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉熱や雪氷熱、太陽光など、地域の特性に合った自然エネルギーを有効活用した取り組みの支援を行います。 ■ 公共施設や宿泊施設、防犯灯などのLED化更新を進め省エネルギーの推進を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
リサイクル率	17.2%	20.0%
太陽光及び温泉熱補助の申請件数	28	33

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土^{まち}をつくる

1. 交通安全・地域安全

現況と課題

- 交通事故は全国的に減少傾向にあるものの、重篤な事故の高齢者が占める割合は年々増加傾向にあり、高齢化が進行する中で憂慮される状況です。
- 本町の道路環境は、道幅が狭い箇所が多いほか、冬期間の路面凍結や積雪は事故発生の大きな危険要因となっています。また、車を利用して訪れる旅行者も多いことから、必要な道路交通規制の見直しや交通安全施設の整備、交通事故危険箇所の調査・改善による安全な道路交通環境づくりを推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、交通弱者を中心とする交通安全意識の啓発を一層推進するとともに、危険箇所の把握と交通安全施設の整備、交通安全運動や、交通安全教育の推進や運転マナー向上の促進に努めるなど、交通安全対策の総合的な取り組みが求められています。
- 犯罪は全国的に減少傾向にあるものの、高齢者が被害者となる特殊詐欺が多発しています。現在、本町には交番・駐在所が設置されており、地域の安全確保にあたっています。
一方では地域コミュニティ*の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向もみられます。
- 町民が犯罪に巻き込まれないためにも、犯罪に関する情報提供を迅速に行うとともに、地域の強い結束力を活かし、地域に密着した防犯機能の確立・強化に力を入れていく必要があります。さらに、犯罪発生を、未然に防ぐためにも、町民の防犯予防意識の啓発・高揚を図ることが求められています。

施策の体系

1. 交通安全・地域安全

(1) 交通安全対策の充実

(2) 地域防犯対策の充実

(1) 交通安全対策の充実

施策目標

長野県高齢者交通安全モデル地区における各種事業や高齢者交通安全ふれあいアドバイザー事業などとも連携し、主に高齢者を対象とした交通安全教育を推進するなど、交通安全に関する普及啓発に努めるとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実に努めます。

さらに、冬場の除雪について、町民との協力体制の充実や路面凍結に対する安全対策を図りながら、歩行者及びドライバーの安全を確保します。

施策方針 1	交通安全に関する普及啓発の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動期間中に警察署や交通安全協会など関係機関により行われる街頭指導所や広報誌を通じた情報提供により、交通安全に対する意識の高揚と啓発活動を推進します。
施策方針 2	交通安全活動の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 山ノ内町交通安全推進本部との連携や交通安全活動の支援を図ります。
施策方針 3	交通安全施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。 通学路を中心に安全対策事業等を通じ危険箇所の把握に努めるとともに安全確保を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
交通事故発生件数（対人対物）	17件／年	12件／年

(2) 地域防犯対策の充実

施策目標

警察署や防犯協会などとの連携を図りながら、地域における自主防犯組織を育成するなど、地域防犯力の強化を図ります。また、広報やホームページなどを活用して、犯罪に関する情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。

施策方針 1	地域防犯力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 山ノ内町防犯協会や自治会等と連携し、地域防犯パトロール等の活動支援に努め、防犯力の強化を図ります。■ 小中学校や自治会等との連携により、危険箇所における防犯灯整備を支援します。
施策方針 2	防犯に関する普及啓発の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 警察署や防犯協会からの防犯情報の迅速な提供に努めるとともに防犯意識の啓発を推進します。■ 小中学校と連携し、防犯用品の配布や少年犯罪の抑制に向けた協力体制、啓発活動の充実を図ります。■ 携帯電話やインターネットの安全な利用環境の周知と啓発活動の充実を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
刑法犯の犯罪発生件数	49 件／年	39 件／年



2. 消費生活

現況と課題

- 高度情報化の進展などを背景に商品やその販売形態が多様化するなど消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費契約に関わるトラブルが増加傾向にあり、振り込め詐欺や架空請求などの特殊詐欺による被害が多く発生しています。
- 今後も消費者の安全と利益を守るため、正しい知識をもつことでトラブルを未然に防止できるよう、関係機関と連携し、特殊詐欺に関する情報の提供や相談体制の充実、特殊詐欺の被害防止等、消費者の保護と育成を図っていく必要があります。

施策の体系

2. 消費生活

- (1) 消費生活に関する啓発活動の推進
- (2) 消費生活相談の充実

施策展開

(1) 消費生活に関する啓発活動の推進

施策目標

長野県北信消費生活センターなど関係機関と連携し、各種契約トラブルの相談や解決に向けた対応のほか悪質商法・振り込め詐欺防止協力員及び相談員の協力を得ながら、行政情報やパンフレット配布等を通じ、巧妙化する犯罪被害にあわないよう啓発に努めるほか、自立した消費者の育成のための啓発活動や情報提供を推進します。

施策方針 1	啓発活動の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者被害未然防止のため、契約トラブルや悪質商法などの情報提供や出前講座による地域学習会の実施など、啓発活動を推進します。

(2) 消費生活相談の充実

施策目標

消費生活トラブルの未然防止と発生後の早期解決を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、町民に最も身近な役場において適切な助言が行えるよう、相談業務に係るスキルアップを図ります。

施策方針 1	相談体制の充実
取組内容	■ 消費生活センターや弁護士との連携、各種研修会への派遣等のスキルアップを図り、相談、支援体制の拡充に努めます。
施策方針 2	消費者団体の活動支援
取組内容	■ 消費者団体等の活動支援と育成に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
消費者相談件数（情報提供を含む）	60 件／年	90 件／年



第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土^{まち}をつくる

1. 防災

現況と課題

- 平成 23 年の東日本大震災、長野県北部地震、平成 26 年長野県神城断層地震、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震、さらに令和元年東日本台風などを経て、防災に対する人々の意識が年々高まる中、全国的に防災体制の充実強化が強く求められています。
- 本町は自然景観に恵まれている反面、急峻な山容を源とする急流河川を擁しているため、土砂災害や河川の氾濫などが生じる可能性が少なくありません。また、県では「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした洪水浸水想定区域が公表されることとなり、警戒レベルに応じた避難行動が求められています。また、特別豪雪地帯に指定されているように雪害に対する備えも求められています。
- 本町は観光地であり、旅館やホテルなどの木造建築物が多く立地していますが、全体の約半数が昭和 55 年以前に建築されていると推計されます。特に温泉街は、家屋が密集していますが、道路幅員が狭く、延焼の危険性が高いことに加え、消火や避難活動に支障が生じることも懸念されています。
- 志賀高原・北志賀高原など町中心部から離れた観光地も有しており、本町の消防救急体制は、中野市と構成する岳南広域消防組合により火災などの多種多様化する災害に備え、災害対応資機材を計画的に配備するなど、消防救急機能の充実強化を図るとともに、地域防災の中核として欠くことのできない消防団の時代に即した改革を推進し、消防団員の確保・育成強化に努めていく必要があります。また、消防施設関連では、公共施設個別施設計画に基づく、適正な維持管理に努め、消防車両等の更新、施設整備、消防水利を継続的に整備拡充する必要があります。
- 山ノ内町地域防災計画の防災ビジョンでは、人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、防災をめぐる社会構造の変化に対しても、町民、消防団、自主防災組織などの「自助」「共助」の防災意識の高揚や連携、強化を図るなど、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

施策の体系

1. 防災

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 防災体制の充実強化
- (3) 災害未然防止対策の充実

施策展開

(1) 地域防災力の向上

施策目標

「逃げ遅れゼロ」に向け、防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援及び消防団との連携強化に努めるとともに防災知識の普及に努め、町民の防災意識の向上、地域防災力の強化を図ります。

施策方針 1	地域防災力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。■ 「地域の命は地域で守る」ことを基本に、地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を図ります。■ 自主防災組織の地域間連携及び自主防災アドバイザーの育成・活用を推進します。
施策方針 2	防災知識の普及と防災意識の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地区防災計画の策定	0	8

(2) 防災体制の充実強化

施策目標

地域防災計画や災害対応時のマニュアル等の充実を図るとともに、地域防災情報システム*や避難体制の整備、消防救急体制の強化を推進するなど、災害に備えた体制の強化を図ります。

また、万一災害が発生した場合に迅速な災害対応が行えるよう、周辺自治体や各種団体等との災害時応援協定の締結、関係機関との連携強化を図ります。

施策方針 1	災害に備えた体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じ地域防災計画や防災マップ*の見直しを進め、防災体制の強化を図ります。 ■ 災害時の迅速、正確な情報の伝達を図るため、気象情報及び警報レベル発令時の詳細な情報収集に努め、防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民及び来訪者にやさしい情報伝達を目指します。 ■ 災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。 ■ 防災拠点の充実を図るため、あらためて代替庁舎の検討を行います。 ■ 災害に備え、災害対応備蓄品の充実、避難場所、避難所の見直し等を進めるとともに避難所等の開設時は、感染症対策に配慮した運営に努めます。
施策方針 2	消防力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岳南広域消防本部と連携した広域消防体制及び多種多様化する災害対応の推進や計画的な消防施設及び消防水利の整備、更新による消防力の強化を図ります。
施策方針 3	消防団の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防団員の確保・育成に努め、各種災害における対応能力及び安全管理の向上や装備の充実を図ります。 ■ 現状の消防団の課題に対し、時代に即した消防団のあり方検討を行い、改革を推進し、更なる消防団の強化を図ります。
施策方針 4	防災ネットワークの強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における、地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充に向け、SNS*の活用も含めた多様化・多重化を推進し、より多くの方へ迅速で正確な広報を行うことで災害の未然防止、減災に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
消防水利充足率	94.5%（256/271）	100%
防災情報等の 受信人口カバー率の向上	10%	40%

(3) 災害未然防止対策の充実

施策目標

町民等に地震災害に対する意識啓発を推進し、住宅等の建築物の耐震化を促進します。また、避難施設に指定されている公共施設の耐震化を推進します。

一方、集中豪雨等の対策として河川改修等により治水対策の推進を図るとともに、県と協力し急傾斜地崩壊対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策を推進します。また、市街地など集落地における雨水排水対策を推進します。

施策方針 1	住宅・公共施設等の防災対策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 住宅や民間施設の耐震化を促進するため、長野県と連携した耐震診断や耐震化への相談体制の整備及び支援に努めます。■ 公共施設等の計画的な耐震化など、防災拠点としての整備を進めます。■ リフォームとあわせた耐震改修への広報啓発に努めます。
施策方針 2	台風や集中豪雨対策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災マップによる危険か所情報の提供に努めます。■ 河川改修、土砂災害防止対策、雨水排水対策等を計画的に進めます。



第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる^{まち}郷土 (協働・行財政・人権)

第1節 みんなが活躍する協働の^{まち}郷土づくり

1. コミュニティ

2. 町民参加

第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の^{まち}郷土づくり

1. 行政サービス

2. 行財政運営

3. 広域行政

第3節 人と人との尊重し合う絆の^{まち}郷土づくり

1. 人権の尊重

2. 男女共同参画社会

第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり

1. コミュニティ

現況と課題

- 地域で行われるイベントや行事などを通じ、住民相互のふれあいや交流が行われています。地域の連帯感や認識の共有化は重要なものであり、町外から地域の取り組みに参加される方などが関係人口*となり地域を盛り上げる力となることから、地域住民の積極的な参加で交流を深めることが求められています。
- 地域コミュニティ*を育むことは地域の見守りや気配りにつながります。予想を超える災害の発生が増えており、日ごろから地域の結束力を高めておく必要があります。
- 夏まつりなどの毎年実施するイベントを継続し、地区をはじめ町民全体の連帯感を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化が進むことで地域のコミュニティ維持が困難になる可能性があります。地域の活動やイベントには子どもたちを含め多くの大人たちの協力が必要です。大人たちは子どもたちに多様な価値観や地域資源について教え、子どもたちはそれらを学ぶ体制が下積みとなり、町への愛着が育まれます。一定の経験を積んだ多くの子どもたちが、地域のリーダーとして活躍できるように郷土意識の醸成を図り将来のまちづくりの担い手を育成していく必要があります。

施策の体系

1. コミュニティ

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の充実

施策展開

(1) コミュニティ意識の醸成

施策目標

地域でのかかわりを強化し、住民一人ひとりが地域コミュニティの役割や重要性を認識できるような啓発や情報の提供を行い、みんなで自分たちの地域を創り守っていく意識の醸成を図ります。また、地域の子どもの関わりを通じて、将来の地域リーダーの育成を推進します。

施策方針 1	コミュニティ意識の醸成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民全体の連帯感の醸成を図るため、夏まつりの継続や地域づくり事業の支援を通じ、住民自ら行う地域づくりに対する意識の高揚を図ります。 ■ 広報やホームページ、SNS *等を活用したコミュニティ意識の醸成を図ります。 ■ 転入者や若年世帯に対し、コミュニティ活動への積極的な参画を促すとともに行政情報の提供などを行い、地域の一員としての意識付けを図ります。
施策方針 2	若年層に向けた意識啓発
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若い人たちがまちづくりなどの会議に参加しやすい広報や募集方法を検討し、会議では意見の言える雰囲気づくりを図ります。 ■ 地域や学校、または地域と学校等が連携し、子どもたちや若い人が地域住民とふれあう機会の創出に努めます。

(2) コミュニティ活動の充実

施策目標

コミュニティ活動の活性化を促すため、地域における活動の育成や支援、地域間交流の促進に努めます。

また、町への転入者や若者とのコミュニティのあり方について検討するとともに、町民全体の融和が図れるよう支援に努めます。

施策方針 1	コミュニティ活動の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内で行うコミュニティ活動や地域活性化事業には、補助金等により支援を行い、地域の自主的な活動のサポートを図ります。 ■ 町民の自主性と自発性に基づく、コミュニティ活動への参画を促進するため、コミュニティ活動のための情報提供に努めるとともに、関係人口の創出を支援します。
施策方針 2	ボランティア活動の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア活動の中心となっているつつみ住民活動センターを拠点として、ボランティア活動への参加意識の醸成を図り、活動支援を行います。

2. 町民参加

現況と課題

- 町民が求める多様なニーズをまちづくりに活かすには、町民一人ひとりの協力が必要となります。町民と議会、行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことが重要です。そのためには、町民それぞれが積極的にまちづくりに参画する意識を醸成していくことが大切であるため、町の情報を町民に迅速かつ正確に提供することが必要です。
- 議会や審議会など会議の公開や会議内容の情報提供を推進するとともに、町民アンケート調査やパブリックコメント制度*などの広聴活動の充実や、公文書公開条例に基づく適正な公文書公開にも力を入れ、町民のニーズに応えていく必要があります。
- 「広報やまのうち」の発行や町ホームページ等を活用した町の情報提供を継続するほか、SNS*などの活用により、分かりやすく伝わりやすい伝達方法を研究し、町内、町外を問わず情報を必要とする方へ速やかに提供できる体制の強化が必要です。
- 個人情報保護条例*、情報セキュリティポリシー*に基づき、行政情報の適正な管理と個人情報の保護に万全を期す必要があります。

施策の体系

2. 町民参加

(1) 協働のまちづくりの推進

(2) 情報共有の充実



(1) 協働のまちづくりの推進

施策目標

町民が一体となって協働によるまちづくりを進めるための理解を深めるとともに、町民が各種計画の策定や施設管理などに気軽に参画できる環境づくりに努めます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政が求める役割を軽減しながら協働のまちづくりを進めるように努めます。

施策方針 1	協働意識の醸成
取組内容	■ 役割による負担感を減らしながら、協働意識の醸成を図ります。
施策方針 2	協働の仕組みづくりの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町政参画と協働の拡充につながる新たなルール、仕組みづくりの推進を図ります。 ■ 協働によるまちづくりに若者の声を反映させるため若者の参加呼びかけを強化します。
施策方針 3	町民団体の活動促進
取組内容	■ 町民活動団体の育成・支援と協働事業の効果的な連携・協力を図ります。
施策方針 4	地域コミュニティ活動の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域コミュニティ*で自主的活動を行っている各種団体、グループへの支援に努めます。 ■ 地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たなまちづくり活動を支援します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地域おこし協力隊定住率	28.6%（2/7人）	50.0%

（2）情報共有の充実

施策目標

町からのお知らせは広報誌やホームページ等を通じて発信していますが、インターネットの普及により、特に若い世代ではその場で直感的に情報を入手する手段が好まれています。SNSを通じ必要とする行政情報を世代問わず確認できる方法を検討するとともに、住民アンケートや懇談会、会議等の公開を積極的に実施し、町民との協働によるまちづくりに向けて、行政と町民との情報共有を図ります。

施策方針 1	情報提供の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌やホームページ、SNS など多様なメディアを活用し適正かつ迅速な行政情報の提供に努めます。 ■ 情報を発信する対象となる方に伝わる情報提供の方法を検討します。
施策方針 2	広聴活動の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的に沿った地域での懇談会の開催や、町民と広聴体制を構築するとともに、パブリックコメント制度など広聴活動の充実を図ります。 ■ 懇談会等に若い方の意見を求める場合には、参加し意見を言いやすい方法をとるほか、最善の方法で通知を行います。 ■ 議会報告会を開催し、住民からの意見・要望等を集約し議員活動の充実を図ります。
施策方針 3	適正な情報公開の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の公式な会議である議会や審議会等を公開し、その会議等の状況を明らかにすることにより、町政に対する町民の理解を深め、開かれた町政の推進を図ります。 ■ 行政情報の適正な管理と個人情報保護に配慮した情報公開と提供を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和 7 年）
審議会等の開催回数に対する一回当たり傍聴者の数	0.6 人	1.0 人

1. 行政サービス

現況と課題

- 地方分権の進展により、町民に身近な自治体として、その果たすべき役割がますます重要となっており、多様化、高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。
- 本町は、総合計画を施策推進の指針とし、「山ノ内町行政改革大綱」を踏まえながら効率的な行政運営を推進し、一定の成果をあげてきましたが、新たに解決していかなければならない課題は少なくありません。
- ICT*の著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。町づくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用の可能性があることから、住民の利便性向上や効率的な行政運営に資する活用を進めていく必要があります。
- 厳しい財政状況の中で、これらに対処していくためには、人材や財源、施設、情報など町がもつ行政資源を最大限に活用していくことが必要です。
また、種々の施策・事業を適正かつ効果的に実施していくため、行政評価*を行い、その効果を政策に反映させていくことも必要です。
- 町民サービスについては、「おもてなし宣言」の理念に従い、窓口を訪れた町民の皆さんが、安心して気持ち良く行政サービスを受けることができるよう、担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施や町民にわかりやすい申請書類の見直しと併せ、行政手続のデジタル化などを行い、町民が利用しやすい親切で質の高いサービスを提供することが求められています。
また、個人情報の管理にあたっては、不用意に漏えいすることがないように、適正な管理が求められています。

施策の体系

1. 行政サービス

- (1) 窓口サービスの充実
- (2) 職員の資質向上の推進

施策展開

(1) 窓口サービスの充実

施策目標

担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより、利用者が理解しやすい申請書類の見直しを行うなど、来庁者の利便性を重視した日常業務の改善に努め、接遇の徹底や研修による接遇レベルのスキルアップを行い、親切で質の高い窓口サービスの提供を図ります。

また、国によるマイナンバー制度*を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るとともに、ICTを有効活用した電子申請の充実や行政手続のデジタル化など電子自治体*サービスの充実を図ります。

施策方針 1	窓口サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政手続のデジタル化を基本とした行政手続きの簡略化やワンストップサービス*の確立を目指し、更なる住民サービスの向上を図ります。 ■ 担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより接遇の向上を図ります。
施策方針 2	電子自治体サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の利用予約や行政手続きのデジタル化の拡充検討を進めます。 ■ マイナンバーカードの取得促進とカードにより利用可能な各種サービスの拡充に合わせ、更なる利便性の向上を図るとともに、利用の推進を図ります。 ■ 情報システムが便利になる一方、システムが複雑化し職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高める必要があります。より安全な情報管理と運用に努めるとともに、セキュリティインシデント*対応計画に沿った適正な運用を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
行政手続のデジタル化 （申請・予約・納付等の電子化）件数	0 件	5 件

(2) 職員の資質向上の推進

施策目標

職員採用においては、本町が求める職員としての資質を見極め、住民ニーズの多様化・高度化に対応できる人材を確保できるよう、民間経験者や実務経験者といった多彩な人材の採用、または試験制度の見直しなどにより、適正な職員採用を目指します。

総合的な人材育成を図るとともに、職員研修等により職員一人ひとりの意識改革や自己啓発意欲を高め、町民の目線に立ち、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成を目指します。

施策方針 1	職員資質の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員研修により、町職員としての義務と責任の理解や意識の向上、専門知識や技能の習得、派遣での情報収集や発信を行える人材育成体制を構築して職員資質の向上を図ります。 ■ 中央府省庁、県、広域連合、民間団体への研修派遣や人事交流を積極的に推進し、社会や経済の動きに対応する人材育成を図ります。 ■ 人事評価制度の見直しにより、公平で客観的な業績評価・能力評価を行い、昇格・昇給に反映し、職員の自己啓発意欲を高めるとともに、人材育成を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
専門研修への参加人数（累計）	4 人	8 人

2. 行財政運営

現況と課題

- 未知の感染症の拡大や頻発する自然災害は、町の基幹産業である観光と農業にも大きな影響を及ぼします。様々な状況においても行政機関としての機能を止めることなく継続していくための財政運営が大切となります。
- 限られた財源の中「自助・共助・公助」による協働のまちづくりを基本とし、地元との懇談会や現地調査を進め優先順位をつけながら効率的な事業執行を心がけていく必要があります。
- 少子高齢化や固定資産税評価額下落の影響等により、町税収入の減少が見込まれる中で、近い将来、収支状況の悪化や財政の硬直化が進行することも予想されます。そうした状況の中、収支バランスの均衡を図り、安定した行財政運営を継続するためには、町税を中心とした歳入確保と、事業の選択と集中による歳出抑制が必要となってきます。
- 老朽化が進む公共施設等においては、適正な維持管理と最適な配置について、総合的かつ計画的に検討し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。
- 納期内納税の推進により、町税の安定的な確保を図るとともに、税の公平負担の観点からより一層の滞納処分を進めるほか、多様な納付方法に対応する基盤整備を検討していく必要があります。また、使用料・手数料等の見直しを行うなど安定した財源の確保の施策が必要となっています。
- ふるさと納税制度の普及により、寄附金収入が増額しています。今後も返礼品のメニュー等を一層充実し、制度利用者の促進と納税額の拡大を進める必要があります。

施策の体系

2. 行財政運営

(1) 行政経営の効率化

(2) 健全な財政運営

施策展開

(1) 行政経営の効率化

施策目標

町民ニーズに柔軟で効率よく対応できる組織体制を保ちつつ、事務事業の適正な評価及び見直しを行いながら、組織の合理化・効率化を図ります。

また、計画的に適正な職員の配置に努めます。

施策方針 1	適切な行政経営の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■「山ノ内町行政改革大綱」を継続策定し、スリムで効率的な行政経営、持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、町民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に努めます。
施策方針 2	組織の合理化・効率化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■事務事業の見直しとともに、行政需要に対応した組織機構の見直しと庁内プロジェクトチームの活用など横断的対応による効率化、合理化を図ります。
施策方針 3	職員の適正管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■定員適正化計画を改定し、計画に基づく職員の階層別・年齢別の平準化と職員数の適正管理を図ります。 ■民間経験者、実務経験者など社会人枠や就職氷河期世代の積極的な採用、知識や経験が豊富な人材の採用、障がい者の法定雇用率の確保など、社会の変化に対応した人材の確保を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
職員採用における社会人枠採用者数	0人	5人

(2) 健全な財政運営

施策目標

社会情勢の変化により財政状況が不透明な中、事業の選択と集中の観点から、事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成、また自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営を目指します。

国・県等の補助金や交付金などの特定財源の活用、ふるさと納税制度による基金の造成・充実、公有財産の売却や、町ホームページ・広報誌等の広告収入の拡大、または新たな財源の調達により自主財源の確保に努めます。

また、公共施設等の維持管理について、最適な規模での維持・更新・複合化を検討し、財政負担の軽減・平準化に努めます。

施策方針 1	安定した財政運営
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し、健全な財政運営に努めます。
施策方針 2	自主財源の確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納期内納税の推進及び長野県税事務所や長野県地方税滞納整理機構等の活用により、徴収体制の強化に努めます。 ■ コンビニ収納や、バーコード決済による電子マネーを利用した納付方法等を整備し、時代のニーズに即した多様な納税方法に努めます。 ■ ふるさと寄附金*（ふるさと納税制度）の拡大・促進を図り、安定した収入の確保に努めます。
施策方針 3	公共施設等の適正な管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設ごとの個別施設計画（長寿命化計画）をもとに、メンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減、平準化を目指します。 ■ 指定管理者制度*を導入している公共施設では、引き続き民間企業等の団体を活用します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
経常収支比率*	78.7%	81.3%
実質公債費比率*	8.4%	9.9%
将来負担率*	80.5%	105.0%
ふるさと納税額	249,000 千円	300,000 千円



3. 広域行政

現況と課題

- 交通網の整備や生活様式の多様化により、町民の生活は市町村の行政区域を越えた広域的な活動となっています。また、地方分権の進展により、行政サービスの多様化や高度化が求められており、市町村の枠組みを超えた対応が求められています。
- 本町では、北信広域連合、岳南広域消防組合、北信保健衛生施設組合において、特別養護老人ホームの運営や消防業務、ごみ処理等の広域的共同事業を実施するとともに、各種の協議会等に参画して広域的な課題の解決に引き続き取り組んでいます。
- 関係市町村との連携・協調に配慮しつつ、取り組むべき広域課題について協議し、適正な経費負担のもとで、より効率的で実践的に取り組み、高齢化に対応した施設の整備、広域消防防災体制の強化、救急医療体制の充実、環境衛生事業の効率化など、町民にとって最適な広域行政サービスの一層の充実と多様な地域間連携を図ることが必要です。

施策の体系

3. 広域行政

(1) 広域行政の推進

施策展開

(1) 広域行政の推進

施策目標

行政事務の広域化や町民ニーズの多様化に対応できるよう、国・県・関係自治体や北信広域連合等との連携強化に努めつつ、機能強化と充実を図ります。

施策方針 1	広域行政の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 国や県、北信広域連合等関係機関との連携により、公共公益施設の共同建設及び運用を促進します。■ 北信地域定住自立圏構想*による「北信地域定住自立圏共生ビジョン」に沿った、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組みます。
施策方針 2	推進体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 北信広域連合等広域行政組織との連携を図り、推進体制の強化に努めます。

第3節 人と人との尊重し合う絆の郷土づくり

1. 人権の尊重

現況と課題

- 日本国憲法第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。
- 本町においては、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを目的とし、「差別撤廃と人権擁護に関する条例」を施行し、すべての町民が安心して生活し、交流の輪が広がるような「人権のまちづくり」を目指しています。
- 差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子・高齢化や国際化、情報化の進展や未知の感染症の流行等の社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。
- このような実情を踏まえ、「第 3 次山ノ内町人権に関する総合計画」に基づいた人権施策を推進し、一人ひとりが人権問題を「自分のこと」として捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合うことのできる共生社会を目指す必要があります。
- 平和な社会を形成するため「平和の町宣言」を行い、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、平和に関する取り組みを進めてきました。今後も、いままでの取り組みを継続し、平和の尊さについて町民自らが考え、行動できるような取り組みが必要です。

施策の体系

1. 人権の尊重

- (1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり
- (2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり
- (3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり
- (4) 人権課題別施策の推進
- (5) 平和のまちづくりの推進

施策展開

(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

施策目標

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を推進します。

施策方針 1	「人権尊重の視点」に立った町政
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■積極的な接遇や個人の意思や人格を尊重した行政サービスの提供など、職員一人ひとりが基本的職務の遂行に努めます。■あらゆる公共施設等のバリアフリー*化及びユニバーサルデザイン*の視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進します。

(2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり

施策目標

人権問題への正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマに翻弄されず正しい情報を見抜く力をつけるために、行政、保育園・学校、家庭・地域、企業・職場などあらゆる場において、効果的で実践につながる教育・啓発及び交流を推進します。

施策方針 1	教育・啓発と交流の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■町職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員研修の充実を図ります。■保育所・学校において、発達段階に応じた人権・同和教育や主体的な人権学習の促進を図るとともに、保育所職員や教職員、保護者への教育・啓発を推進します。■家庭・地域における町民主体の人権学習のための支援及び公民館事業等を通じた人権学習の機会の拡大を図ります。■企業に対する研修内容の充実や企業内研修の拡充のための支援・環境整備を推進します。■あらゆる場において、多種多様な媒体や手段、機会を通じた教育・啓発に取り組むとともに、偏見・差別を体験した当事者との出会いの場や交流の機会を作ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
差別をなくす町民大会参加者数	208人	250人

(3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり

施策目標

庁内の各課等はもとより、国や県、関係機関との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりに努めます。

施策方針 1	相談・支援体制の整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めます。 ■ 様々な手段・媒体による相談対応や職員のスキルアップ、マニュアルの作成等を通じて、相談窓口機能の強化と支援体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援制度等の広報の充実にも努めます。 ■ 人権問題発生後の迅速かつ適切な対応及び被害者一人ひとりに寄り添った支援を行います。

(4) 人権課題別施策の推進

施策目標

同和問題、女性、障がい者、子どもなど従来からの人権課題の他、情報化の進展や価値観の多様化などにより生まれた新たな人権課題の実態を見据え、あらゆる対象への人権施策の推進を図ります。

施策方針 1	人権課題別施策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策方針 1～3 における取組を基盤に、あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進します。

(5) 平和のまちづくりの推進

施策目標

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを伝えるため、「平和の町宣言」の精神に基づき、町民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進し、平和な社会の実現を目指します。

施策方針 1	平和教育の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学生の平和記念式典参加や学習会の開催など平和教育の推進を図ります。
施策方針 2	平和意識の高揚
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戦没者追悼式や人権尊重の趣旨に基づいた各種講座等の開催により意識の向上を図ります。 ■ 平和首長会議への参画や交流事業を通じて、内外に町の姿勢を発信するとともに意識の向上を図ります。

2. 男女共同参画社会

現況と課題

- 現代社会では、性別に関わりなくお互いにその人権を尊重し合いながら、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 家庭や地域、職場等において、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。このような固定的な意識を遁減させるために、男女共同参画の視点に立った意識改革や制度・慣行の見直しを行うとともに、次代を担う子どもたちへの男女平等教育を進めていく必要があります。
- 本町では、「第5次やまのうち男女共同参画プラン21*」の計画に沿った各種施策を推進し、啓発活動や講座等を開催しています。また、行政に女性の意向が広く反映できるように各種審議会委員及び町職員の管理職等への女性の登用にも努めています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりの意識の向上や労働環境の整備、暮らしの支援を図り、男女が性別に関係なく、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことのできるまちを目指します。

施策の体系

2. 男女共同参画社会

- (1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
- (2) 男女がともに活躍できる環境づくり
- (3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

施策展開

(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

施策目標

国際情勢を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消、慣習やしきたりの見直しのための広報・啓発活動に取り組みます。また、あらゆる場において、男女共同参画社会を推進するための教育・学習に努めます。

施策方針1

意識改革のための教育・啓発の推進

取組内容

- 行政、保育園・学校、家庭、企業、地域などあらゆる立場の町民に対し、研修や広報啓発を通じて、男女共同参画意識を醸成するための教育・啓発を推進します。

指標

指標名	現状値（令和2年）	目標値（令和7年）
「男は仕事、女は家庭」の考え方を肯定する人の割合	4.1%	0%

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

施策目標

あらゆる場への女性の参画を促進するとともに、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに社会に参画しやすい環境づくりに努めます。

施策方針 1	政策・方針決定の場への女性の参画拡大
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業、行政における管理職、審議会や区・組・各種団体等における方針決定の場への女性の参画を推進します。 ■ 女性のエンパワーメント*の促進を図ります。
施策方針 2	男女がともに働きやすい環境の整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業、観光商工業等の自営業における労働環境の整備を図ります。 ■ 男女雇用機会均等についての啓発や女性の就業・キャリアアップ*支援の充実を図ります。
施策方針 3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、各種制度の普及に努めます。 ■ ワークライフバランス*を推進するための教育・啓発を行います。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
審議会等における女性委員の割合	23.7%	30.0%

(3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

施策目標

あらゆる暴力等を解消し、一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすための支援の充実を図ります。

施策方針 1	あらゆる暴力等の予防と根絶
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発を行います。 ■ 被害者救済のために、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。
施策方針 2	生涯を通じた心と体の健康づくり支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 性や生殖、母性保護等に関する教育・啓発を推進します。 ■ 各種健（検）診等の受診や啓発事業、生涯活動への参加を通じ、ライフステージに応じた心身の健康づくりを促進します。

施策方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

取組内容

- 障がい者や高齢者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる環境を整備します。
- 女性の防災・減災活動への参画拡大を促進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
女性消防団員数	9人	10人以上



第6章 イノベーション戦略プラン 2.0（重点施策）

重点施策の考え方

人口減少・少子高齢化は喫緊の課題であり、平成27年度に策定した第5次山ノ内町総合計画後期基本計画「イノベーション戦略プラン」においても、重点的に取り組むべき課題として捉え、積極的に事業を実施してまいりました。しかしながら、人口減少と少子高齢化、東京圏への人口一極集中は依然として進行しており、本計画の将来フレーム（人口動態）においても緊急を要する課題として挙がっています。

本計画の町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}」の実現には、急速に変化する社会情勢の動きを把握し、引き続き、イノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）を起こしていく必要があります。

人口減少に歯止めをかけ、あらゆる世代が健康で、未来に羽ばたく子どもたちへ夢と希望のある郷土^{まち}をつなぐため、人口減少・少子高齢化対策として重点的に取り組むべき項目を抽出するとともに体系的に整理し、イノベーション戦略プランを練り直すとともに「イノベーション戦略プラン 2.0」として積極的な事業展開を図ります。

重点施策の体系

第1節

産業活性化で、
稼ぐ郷土^{まち}をつくる

1. 地域資源を活かした観光地の競争力強化
2. 農産物ブランド化による成長戦略
3. 海外市場の拡大強化
4. 企業・経営安定支援
5. 働きやすい就業環境と担い手の確保

第2節

新しい人の流れで、
住みたくなる郷土^{まち}をつくる

1. 情報発信の強化による移住・定住の推進
2. 住環境の整備による移住・定住の推進
3. 経済的支援による移住・定住の促進
4. 新しい働き方支援による移住・定住の促進
5. 関係人口*の創出・拡大

第3節

出会いから子育てまでの
サポートで、希望がかなう
郷土^{まち}をつくる

1. 出会いのサポート
2. 妊娠・出産のサポート
3. 子育てのサポート
4. 児童育成・教育のサポート

第4節

魅力的なまちづくりで、
活力あふれる郷土^{まち}をつくる

1. 安全・安心な生活圏の形成
2. 魅力的な地域圏の形成
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進
4. 健康寿命*の延伸

第1節 産業活性化で、稼ぐ郷土をつくる

本町には、ユネスコエコパーク*に登録された豊かな自然環境や温泉資源、そこから派生する特有の伝統文化、清流に育まれた農産物など、他地域にはない魅力的な地域資源が豊富にあります。

地域特有の強みを磨き上げるとともに、独自のブランド力を強化することにより、地域産業の更なる活性化と働く場所の確保を図り、稼ぐ地域づくりを目指します。

1. 地域資源を活かした観光地の競争力強化

(1) ユネスコエコパークの特性を活かした観光地づくり

- 地域の自然や歴史などを地域の魅力として捉え、守りながら活用するエコツアーの創出を検討、支援します。
- 環境学習プログラムの拡充や対外PRなど、受入体制の充実に向けて支援します。
- 民間企業も含め各種団体と連携を図りながら、誘客につながる商品開発を検討、支援します。

(2) 国立公園を活用した観光地づくり

- 地域関係団体と連携し、廃屋対策を進め魅力的な景観形成を推進します。
- 遊歩道や登山道などの改修・修繕を進め、安全で手軽に楽しめる観光地づくりを推進します。

(3) 観光地の魅力アップ

- ニーズや志向に合わせた魅力的な参加体験型・長期滞在型観光の推進を図ります。
- 農業などの他産業とつなぐことにより、更なる観光地の魅力向上を図ります。
- 地形・気候・自然を活かした各種ツーリズムの推進を図ります。
- 既存イベントのグレードアップや、季節に合ったイベントの企画立案を行います。
- 安全・安心な観光地づくりによる様々な形態の旅行者の受入推進を図ります。
- 様々な媒体を活用した幅広い世代への情報発信の推進を図ります。

(4) おもてなしの観光地づくり

- 信州型ユニバーサルツーリズム*を推進し、地域のリーダーとなる人づくりを進めます。

2. 農産物ブランド化による成長戦略

(1) 地域特性を活かしたブランド化の推進

- トップセールスなどにより、市場へのブランドイメージの定着と販路拡大を図ります。
- 消費者ニーズに対応した市場性の高い優良品種・品目の導入を支援します。
- 「志賀高原ユネスコエコパーク*」を活かした、産地間競争に負けないストーリー性をもったブランド構築を推進します。
- 友好交流都市及び大量消費地での直接販売によるマーケティング・PRを実施し、園芸産地としてのブランドイメージ向上を図ります。

(2) 観光業との連携

- グリーンツーリズムを推進し、地域の食を活かした町のブランド力向上を推進します。

(3) 企業とのコラボレーション

- 首都圏企業とのコラボレーション*を推進し、首都圏におけるブランド力と果樹産地としての産地競争力の強化を図ります。

3. 海外市場の拡大強化

(1) 外国人観光客の受入体制整備

- 施設や看板などに多言語標記やピクトグラム*を併記し、外国人が訪れやすい観光地整備を進めます。
- 外国人観光客のニーズに対応した商品開発を支援します。
- 外国人の受け入れのための研修会や外国語教室を開催し、外国人観光客を温かく迎えるための人材育成を図ります。
- 外国人から特に需要の高い、無料 Wi-Fi*を含めた通信環境の整備促進や、キャッシュレス決済*導入を検討します。

(2) 海外向けプロモーションの強化

- ユネスコエコパーク*や国立公園の外国人認知度を活用したプロモーション強化を図ります。
- 地域の食と風土、伝統文化等の魅力を味わっていただく取り組みを強化します。
- 海外旅行会社の商談会参加や海外メディアへの露出を図り、外国人観光客へのPR活動を強化します。
- パンフレットやホームページ、プロモーションビデオなど多言語で情報発信します。

4. 起業・経営安定支援

(1) 起業支援の充実

- 起業支援の充実・空き店舗等を活用した起業家に対して、改修等に係る補助事業の拡充を図ります。
- 事業所開設等に係る補助事業を継続し、起業を支援します。

(2) 経営基盤の強化

- 金融機関等と連携し、企業の経営安定化や農業経営基盤の強化を図るため、融資制度の拡充に努めます。
- 地域特性に応じた多様な職業訓練の場の創出を図ります。

5. 働きやすい就業環境と担い手の確保

(1) 地域産業が連携した就業支援の充実

- 繁忙期と閑散期が異なる農業と観光業が連携し、通年雇用に結びつく就業支援体制の構築を検討します。

(2) 新規就農支援の充実

- 新規就農者に対して、生活・農業基盤の確保等受入体制整備を地域と行政が一体となって支援し、担い手の確保を図ります。



第2節 新しい人の流れで、住みたくなる^{まち}郷土をつくる

人口減少を食い止めるためには、転出者を減らし転入者を増やす（社会移動の転入超過）こと、特に若者の定着が不可欠と言えます。

東京圏への人口一極集中の是正に向けて、本町への人の流れをつくるため、「山ノ内町にこそ、チャンスがある」と思われるような、夢と希望を抱いて本町へ移住する動きを支援するとともに、多くの方に知っていただけるよう情報提供を強化します。

さらに、様々な形で本町と継続的に関わる関係人口*の創出・拡大に取り組み、新しい人の流れをつくる必要があります。

1. 情報発信の強化による移住・定住の推進

（1）移住希望者への情報提供

- 移住定住に関する情報提供や相談体制を強化し、町の魅力を広く発信します。
- 東京圏や大都市圏での移住セミナーや相談会に参加し移住希望者の掘り起こしを進めます。
- 年齢や趣向など、ターゲットを絞った移住希望者への呼びかけを強化します。

（2）移住体験の推進

- 移住体験住宅「須賀川んち」を活用し、移住希望者に対して生活体験を推進します。
- 田舎暮らし体験ツアーやオーダーメイドツアーの開催により、魅力体験の充実を図ります。

（3）空き家情報の収集・提供

- 空き家提供者へ家財道具等を処分するための費用の補助を行い、空き家バンク*の登録促進と移住の円滑化を図ります。
- 空き家バンクを活用し、空き家等の住宅情報の提供とあっせんを民間事業者と連携して進めます。

（4）シティプロモーション*の推進

- 町を誇りに思い愛着をもってもらえるような広報活動を充実し、郷土愛の醸成を図ります。
- ペルソナ設定*による戦略的な移住推進を図り移住者の獲得を進めます。

2. 住環境の整備による移住・定住の推進

(1) 住居の確保

- 空き家バンク登録物件の掘り起こしと相談体制の強化を図ります。
- 改修に適さない公営住宅は除却を検討するとともに、跡地利用についても検討します。
- 若者が住みたくなる住宅確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。

(2) 良好な居住環境の整備

- 町営住宅の改築・リフォーム工事を行い、快適な住宅を提供します。

(3) 公園の充実

- 子育て世代の利用ニーズが高い、やまびこ広場やどんぐりの森公園は、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。

3. 経済的支援による移住・定住の促進

(1) 住居確保補助事業の拡充

- 町内に一戸建て住宅を新築・購入し生活する若者、移住する者が空き家を購入または賃貸し改修を行う事業に対し補助による支援を継続します。
- 結婚を機に町内に居住する者への家賃補助や、町外から移住する者への家賃補助等の制度内容を検証し、町内居住への支援を強化します。

(2) 空き家活用改修等補助事業の実施

- 空き家を改修し移住・定住する者に対して、住宅改修に係る補助事業を実施し、定住の促進を図ります。

(3) 就学に伴う定住支援

- 町内に居住する学生を対象とした奨学金について、卒業後町内にUターンし定住する場合には償還の一部を免除し、定住の促進を図ります。
- 高校へ通学する学生の定期券購入助成により、保護者の経済的負担を軽減します。

4. 新しい働き方支援による移住・定住の促進

(1) テレワーク支援

- 「新しい生活様式*」によるテレワーク*オフィス開設を支援します。
- 長野県との協働によるリゾートテレワークを推進し、取り組み主体の活動支援を行います。

5. 関係人口の創出・拡大

(1) 関係人口*の獲得

- 本町の魅力を知ってもらうため、ふるさと納税返礼品の拡充に努めます。

第3節 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土^{まち}をつくる

子育てや教育にかかる経済的な負担は大きく、これまで出産・子育て・教育に対する支援を実施する中で、本町の出生率は上昇の兆しがありますが、人口減少に伴う出生数の減少は引き続き重要な課題となっています。

また、結婚については個人の選択という側面もありますが、出会いの場が社会として作り出せていないという現状もあり、年々未婚率の上昇と晩婚化が進んでいます。

これらの問題について、結婚を望む男女に対して出会いの機会を提供するとともに、子どもを望む世帯及び子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができ、「もう一人子どもがほしいな」と思える切れ目のない支援を講じる必要があります。

1. 出会いのサポート

(1) 男女への婚活支援

- 婚活に向けて、服装や会話等のセミナーを開催し、参加者の意識と資質の向上を図ります。
- 共通体験型の出会いイベントを拡充し、カップリングを図ります。
- 広域の合同イベント等の情報提供を行い、出会いの機会の増加を図ります。
- 相談体制の強化に向け、地域おこし協力隊の採用を検討します。

2. 妊娠・出産のサポート

(1) 妊娠・出産の支援

- 不妊及び不育症に悩む夫婦への相談体制の充実と治療費助成を実施し、妊娠を希望する人を支援します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる継続的・包括的な切れ目のない支援に努めます。
- 妊産婦健診や妊婦歯科健診を実施し、健やかな妊娠出産を支援します。
- 出産・育児祝い金等の創設を検討し、出産時及び子育て期の経済的不安の軽減を図ります。

3. 子育てのサポート

(1) 子育て支援サービスの充実

- 児童相談に関する総合的な相談体制の充実を図るとともに、子育てアプリやホームページ、広報等による子育て情報の提供を推進します。
- 子育て支援センターの機能充実を図り、子育て家庭間の交流や情報交換の場を提供し、子育て家庭の孤立感や育児不安の解消に努めます。

(2) 母子保健の充実

- 子育て世代包括支援センターを中心に継続的・包括的な相談支援により、産後うつ等の予防や育児不安等の解消を図り、安心して子育てができるよう支援します。
- 乳幼児健診や各種教室等により、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。

(3) 保育の充実

- 延長保育や休日保育など特別保育の拡充を図るとともに、子育て家庭のニーズに対応するサービスの研究に努めます。
- 多人数の中での人間関係構築能力を養うため、保育園間の交流を活発に行います。

(4) 子育て世帯の経済的支援の拡充

- 延長保育や休日保育などの特別保育料の軽減を継続します。
- 幼児教育・保育無償化の対象者は副食費についても公費で負担し、完全無償化を継続します。
- 0歳から18歳までの子ども医療費の負担軽減を継続します。

4. 児童育成・教育のサポート

(1) 児童育成の充実

- 放課後児童クラブの時間延長措置を継続します。
- 放課後児童クラブの利用日の拡大を図ります。

(2) 教育の整備

- 小学校の適正規模・適正配置の方針に基づき、現状の3小学校を1校に統合することを検討します。
- 高度情報通信ネットワーク社会に対応する、ICT*教育のための整備を推進します。
- ユネスコスクール*として、持続可能な地域づくりの担い手となる児童生徒を育む教育であるESD*の推進を図ります。
- 信州型コミュニティスクール*の仕組みの活用など、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。
- 食の安全に配慮した学校給食設備等の整備に努めます。

第4節 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土をつくる

人口減少の進行とともに、地域活動の担い手不足や空き家の増加など、新たな社会問題が顕在化しています。

住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、都市機能・日常生活サービス・公共交通などを維持・確保する必要があります。

また、急速な高齢化に対応し、人々が地域において安心して暮らすことのできるよう、医療・福祉サービスの機能を確保し生涯現役の社会づくりを推進するとともに、安全・安心に生活できるよう防災や交通安全の確保を図る必要があります。

1. 安全・安心な生活圏の形成

(1) 防災対策

- 地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を実施し、地域防災力の強化を図ります。
- 防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民や来訪者にやさしい情報伝達を目指します。
- 時代に即した消防団のあり方の検討や改革を推進し、更なる消防団の強化を図ります。
- 防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。

(2) 道路環境の整備

- 道路改良や修繕を計画的に推進し、交通の利便性及び安全・安心な交通を確保します。
- ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。
- 誰もが快適な歩行者空間を確保するために、ユニバーサルデザイン*に基づく環境整備を推進します。
- 冬期間の安全・交通を確保するため、道路除雪路線等の除雪体制維持に努めます。

(3) 浄水場の更新

- 安全・安心な飲料水の供給を図るため、東部浄水場の更新を実施します。

(4) 地域公共交通の充実

- 関係機関と連携し、鉄道や路線バスの利用促進と維持に努めます。
- 地域コミュニティバス*「楽ちんバス」の適正な運行管理と安定運行に努めます。
- 地域公共交通網形成計画の策定を進め、利便性の高い地域公共交通網の検討を進めます。

2. 魅力的な地域圏の形成

(1) 定住自立圏構想の推進

- 近隣市町村と地域経済・生活圏形成のため連携し、北信地域定住自立圏構想*を推進します。

(2) 都市間連携の推進

- 北信広域連合等関係機関との連携による共同事業を実施し、広域的な課題の解決と快適な生活基盤の維持に努めます。

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

(1) 生涯学習の充実

- 町民ニーズに応じた講座や教室等の多様な学習機会を創出し、幅広く周知します。
- 老朽化の進む北部公民館は、新たな生涯学習施設の建設を進めます。

(2) 生涯スポーツの推進

- 交流を深める機会を創出するため、スポーツ教室の充実を図ります。
- 町民スポーツ・レクリエーションを企画・実施します。

4. 健康寿命の延伸

(1) 健康づくり

- 各種健（検）診の受診促進及び保健指導の充実により、生活習慣病の予防・重症化予防に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、重症化予防及び認知症・フレイル*等の予防を図り、高齢者の健康増進と介護予防に努め健康寿命*の延伸を図ります。
- 減塩の食環境整備やヘルシーな食事、伝統料理の伝承等、関係団体と連携して食育*を推進します。

(2) 地域医療の充実

- 病院群輪番制*病院運営や医師確保の補助支援を実施し、地域医療体制の確保に努めます。
- 医療関係団体等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。

(3) 介護予防の充実

- 要介護状態にならないように、また重度化しないよう介護予防事業の充実を図ります。

資料編

- 山ノ内町総合計画策定の経過
- 山ノ内町総合計画審議会・諮問
- 山ノ内町総合計画審議会・答申
- 山ノ内町議会・附帯決議
- 山ノ内町総合計画審議会条例
- 山ノ内町総合計画審議会委員名簿
- 山ノ内町総合計画審議会 部会員名簿
- 山ノ内町まちづくりアンケート結果
- 用語解説

山ノ内町総合計画策定の経過

年月日	事項	主な内容等
令和元年 10 月 2 日	第 2 回 総合調整会議 幹事会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 10 月 15 日	第 3 回 総合調整会議 幹事会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 10 月 29 日	第 1 回 総合調整会議 本部会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 11 月 7 日	第 1 回 総合計画審議会	・第 6 次総合計画 諮問 ・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 11 月 15 日 ～ 12 月 13 日	まちづくりアンケート調査	・まちづくりアンケート調査実施 町内在住の満 16 歳以上の男女 1,000 人 回答率：82.8%
令和元年 11 月 18 日	第 2 回 総合計画審議会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 12 月 16 日	第 1 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 5 次後期基本計画の検証について
令和 2 年 2 月 12 日	第 2 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 2 月 17 日	第 1 回 庁内策定委員会 第 2 回 総合調整会議 本部会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 2 月 25 日	第 3 回 総合計画審議会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 4 月 24 日	第 3 回 庁内策定委員会 幹事会	・専門部会について ・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想「施策の大綱」について
令和 2 年 5 月 12 日	第 4 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 5 月 26 日	第 5 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 1 日	第 2 回 庁内策定委員会 第 1 回 総合調整会議 本部会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 11 日	第 4 回 総合計画審議会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について ・専門部会の設置について
令和 2 年 6 月 17 日	令和 2 年 6 月議会 議会全員協議会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 30 日	第 6 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本計画の作成について ・第 6 次総合計画重点項目の事業提案について

年月日	事項	主な内容等
令和2年7月14日 ～8月18日	保育園保護者懇談会	・現在通園している園児の保護者もしくは通園を予定している保護者を対象 参加者総数 181名 〈町内5保育園〉 7/14 かえで 7/21 すがかわ 7/22 ほなみ 8/12 志賀高原 8/18 よませ
令和2年7月29日 ～8月6日	地区懇談会	〈町内5地区〉 7/29 東部(下) 7/30 西部 8/4 南部 8/5 北部 8/6 東部(上)
令和2年9月16日	第7回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について ・庁内専門部会の開催について
令和2年9月16日 ～10月2日	庁内策定委員会 専門部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について ・第6次総合計画 重点項目について ・懇談会意見の検討について
令和2年10月5日	第3回 庁内策定委員会 第2回 総合調整会議 本部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について
令和2年10月12日 ～10月15日	庁内・審議会合同専門部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について
令和2年10月15日 ～10月19日	産業別若者懇談会	10/15 商工業 10/16 農業 10/19 観光業
令和2年10月16日	第8回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年10月22日	第9回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年10月23日 ～11月12日	パブリックコメント	・意見なし
令和2年10月26日	第4回 庁内策定委員会 第3回 総合調整会議 本部会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年11月9日	第5回 総合計画審議会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年11月16日	第6回 総合計画審議会	・第6次総合計画(案)について
令和2年11月19日		・第6次総合計画(基本構想・前期基本計画) 答申
令和2年12月15日	第6回 山ノ内町議会定例会	・第6次総合計画(基本構想・前期基本計画) 議決

元山総第 326 号
令和元年 11 月 7 日

山ノ内町総合計画審議会
委員長 畔上善治 様

山ノ内町長 竹節義孝

第 6 次山ノ内町総合計画について（諮問）

第 6 次山ノ内町総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定するにあたり、山ノ内町総合計画審議会条例（昭和 54 年山ノ内町条例第 24 号）第 2 条の規定により、基本構想及び前期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年11月19日

山ノ内町長 竹節義孝様

山ノ内町総合計画審議会
委員長 畔上善治

第6次山ノ内町総合計画について（答申）

令和元年11月7日付け元山総第326号で諮問のありました、第6次山ノ内町総合計画について、本審議会で慎重審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、本審議会の審議経過及びまちづくりアンケートや懇談会で寄せられた意見を尊重するとともに、下記の事項に配慮されたい。

記

- 1 財政状況や社会情勢の変化などを総合的に勘案し、事業の効率化に努めるとともに、計画的かつ効果的な施策の執行を図られたい。
- 2 本計画の趣旨や内容、各事業等の情報をわかりやすく町民に周知するとともに、各計画や進捗状況等を公表し、広く町民の理解と協力が得られるよう努められたい。
- 3 本町の人口減少・少子高齢化を喫緊の課題としてとらえ、重点施策として挙げた施策に関しては、創意工夫や新たな視点を常に検討するとともに、万全を期して取り組むよう努められたい。

議案第66号に対する付帯決議

「議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について」は、2部会で構成する特別委員会を設置し慎重に審査した。その審査過程においては様々な課題も明らかになった。

第5次総合計画基本構想（平成23～令和2年度）の初年度には東日本大震災やそれに起因する福島第一原発の過酷事故、そして最終年度においては未曾有の経済危機を作り出している新型コロナウイルス感染症の発生と歴史的な大きな出来事に挟まれた計画期間となった。この間、人口減少が進むなか喫緊の課題とされた東京一極集中の状況は是正されず今に至っている。地方における、さらなる人口減少は地域経済の縮小や担い手不足のほか、地域での生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる状況も生まれている。このような困難な状況に対応するためには、より大胆な発想と迅速な取り組みが求められている。加えて感染症においてはワクチンの開発など明るい兆しは見えるものの、現時点では収束の見通しは立っていない。コロナ後を見据え、新しい生活様式に対応した社会活動やこれまで是としてきたグローバル経済の修正が議論され始めている。まさにこれまでの施策の延長ではなく、人と自然が調和する持続可能なまちづくりに向けての新たな視点が求められている。

第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画は町の課題解決に向けた新たな指針であり、町民一丸となって実現を目指し努力することが重要であると考えている。その上で次の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

- 将来人口目標値の達成に向け、危機感を持って婚活支援をはじめ多様な施策を、各課横断的に取り組むこと。
- 人口減少対策として、移住・定住を推進し、効果を上げること。
- 危機管理に対しては、的確かつ迅速に対応し、町民の安全・安心につなげること。
- 観光客増をはかるため、受け入れ態勢と基盤整備を積極的にすすめること。
- 基幹産業などの持続・発展につなげるため、担い手の育成・確保を推進すること。
- 「空家等対策計画」に基づいて、空き家の積極的な利活用や除却をすすめること。
- 子どもの権利保障の視点に配慮した教育行政をさらにすすめること。
- 0歳から中学校を卒業するまで、一貫した子育て理念を持って支援につとめること。
- 地球環境を守るため、再生可能エネルギーの導入や省エネに取り組むこと。
- 施策の進捗状況については、年次ごとに報告すること。

上記決議する。

令和2年12月15日

山ノ内町議会

山ノ内町総合計画審議会条例

山ノ内町総合計画審議会条例

昭和54年10月1日
条例第24号

改正 平成17年3月29日条例第2号 平成19年6月29日条例第15号
平成21年3月23日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、山ノ内町の総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 山ノ内町長の諮問に応じ、山ノ内町総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行なうため、山ノ内町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員50名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 議会議員 6名以内
- (2) 区長会 16名以内
- (3) 民生委員 4名以内
- (4) 農業委員会委員 2名以内
- (5) 教育委員会の委員 1名
- (6) 学識経験者 5名以内
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、団体の役職員についてはその役職の任期中とする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審議会は委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもってあてる。
- 3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第15号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山ノ内町総合計画審議会 委員名簿

順不同・敬称略

委員長	畔上 善治	町長推薦	
副委員長	小坂 保夫	山ノ内町区長会 会長（横倉区長）	～令和2年3月
副委員長	養田 功	山ノ内町区長会 会長（菅区長）	令和2年4月～
	望月 貞明	山ノ内町議会 総務産業常任委員会 委員長	
	高山 祐一	山ノ内町議会 社会文教常任委員会 委員長	
	渡辺 正男	山ノ内町議会 広報常任委員会 委員長	
	三木 良久	山ノ内町区長会 副会長（湯田中区長）	～令和2年3月
	竹節 行則	山ノ内町区長会 副会長（穂波温泉区長）	～令和2年3月
	吉池 寿幸	山ノ内町区長会 副会長（須賀川区長）	～令和2年3月
	小田 孝志	山ノ内町区長会 副会長（上条区長）	令和2年4月～
	畔上 時雄	山ノ内町区長会 副会長（宇木区長）	令和2年4月～
	萬年 義久	山ノ内町区長会 副会長（須賀川区長）	令和2年4月～
	望月 千弘	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	～令和2年3月
	矢野 和枝	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	令和2年4月～
	宮崎 眞太郎	山ノ内町農業委員会 会長代理	
	堀米 ひろみ	山ノ内町教育委員会 教育長職務代理	
	金子 博之	山ノ内町観光連盟 会長	
	小根澤 祐子	山ノ内町観光連盟 会員	
	宮崎 憲一郎	山ノ内町観光連盟 会員	
	田中 篤	山ノ内町商工会 会長	
	青木 好枝	山ノ内町商工会 女性部長	
	小林 幸正	山ノ内町商工会 青年部長	
	柳沢 和久	山ノ内町消防団 団長	～令和2年3月
	山本 明彦	山ノ内町消防団 団長	令和2年4月～
	北沢 啓子	山ノ内町保健補導員会 副会長	
	海野 善弘	山ノ内町校長会 会長	
	富岡 重雄	山ノ内町体育協会 理事長	
	今井 良幸	山ノ内町金融団 代表	～令和2年3月
	川端 敦志	山ノ内町金融団 代表	令和2年2月～3月
	北澤 幸浩	山ノ内町金融団 代表	令和2年4月～

	徳竹 栄一	ながの農業協同組合 地区担当理事	
	池田 元子	ながの農業協同組合 志賀高原女性部地区部長	
	滝沢 強志	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	～令和2年3月
	畔上 健吾	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	令和2年4月～
	竹節 みどり	女将の会「ゆのか」 会長	～令和2年3月
	児玉 布佐子	女将の会「ゆのか」 会長	令和2年4月～
	下田 久子	食生活改善推進協議会 会長	
	山本 光俊	志賀高原観光協会 会長	
	山本 進	志賀高原旅館組合 組合長	
	竹節 稔	湯田中渋温泉郷旅館組合長会 会長	
	徳竹 栄子	北志賀高原観光協会 会長	
	佐々木正明	山ノ内町社会福祉協議会 会長	
	竹節 喜栄	一般財団法人 和合会 理事長	
	山本 政宏	一般財団法人 共益会 理事長	
	佐藤 正樹	北信州森林組合 理事	～令和2年3月
	小嶋 秀治	北信州森林組合 理事	令和2年4月～
	平原 富雄	山ノ内町南部協議会 会長	～令和2年3月
	田中 文二	山ノ内町南部協議会 会長	令和2年4月～
	柳沢 正義	山ノ内町西部協議会 会長	～令和2年3月
	徳竹 達行	山ノ内町西部協議会 会長	令和2年4月～
	青木 昌美	夜間瀬かんがい排水事業組合 理事長	
	原 隆文	山ノ内町中央公民館 館長	
	春原 哲男	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	～令和2年10月
	下田 裕一	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	令和2年11月～
	野口 暢子	町長推薦（長野県立大学）	
	竹節 和久	町長推薦（株式会社 長野放送 前専務取締役）	
	黒岩 俊之	町長推薦（町顧問弁護士）	

山ノ内町総合計画審議会 部会員名簿

【産業・交流・移住定住部会】

部会長	小嶋 秀治	北信州森林組合 理事	
副部会長	田中 篤	山ノ内町商工会 会長	
	宮崎 眞太郎	山ノ内町農業委員会 会長代理	
	金子 博之	山ノ内町観光連盟 会長	
	徳竹 栄一	ながの農業協同組合 地区担当理事	
	兒玉 布佐子	女将の会「ゆのか」 会長	
	山本 光俊	志賀高原観光協会 会長	
	山本 進	志賀高原旅館組合 組合長	
	竹節 稔	湯田中渋温泉郷旅館組合長会 会長	
	徳竹 栄子	北志賀高原観光協会 会長	
	青木 昌美	夜間瀬かんがい排水事業組合 理事長	

【保健・医療・福祉部会】

部会長	佐々木 正明	山ノ内町社会福祉協議会 会長	
副部会長	畔上 時雄	山ノ内町区長会 副会長	宇木区長
	高山 祐一	山ノ内町議会 社会文教常任委員会 委員長	
	矢野 和技	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	
	小根澤 祐子	山ノ内町観光連盟 会員	
	北沢 啓子	山ノ内町保健補導員会 副会長	
	下田 久子	食生活改善推進協議会 会長	
	畔上 善治	町長推薦	

【教育・文化・スポーツ部会】

部会長	原 隆文	山ノ内町中央公民館 館長	
副部会長	堀米 ひろみ	山ノ内町教育委員会 教育長職務代理	
	萬年 義久	山ノ内町区長会 副会長	須賀川区長
	小林 幸正	山ノ内町商工会 青年部長	
	畔上 健吾	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	
	海野 善弘	山ノ内町校長会 会長	山ノ内中学校長
	富岡 重雄	山ノ内町体育協会 理事長	
	野口 暢子	長野県立大学	

【都市基盤・環境・防災部会】

部会長	小田 孝志	山ノ内町区長会 副会長	上条区長
副部会長	宮崎 憲一郎	山ノ内町観光連盟 会員	
	望月 貞明	山ノ内町議会 総務産業常任委員会 委員長	
	山本 明彦	山ノ内町消防団 団長	
	竹節 喜栄	一般財団法人 和合会 理事長	
	山本 政宏	一般財団法人 共益会 理事長	
	田中 文二	山ノ内町南部協議会 会長	
	徳竹 達行	山ノ内町西部協議会 会長	

【協働・行財政・人権部会】

部会長	養田 功	山ノ内町区長会 会長	菅区長
副部会長	竹節 和久	(株)長野放送 前専務取締役	
	渡辺 正男	山ノ内町議会 広報常任委員会 委員長	
	青木 好技	山ノ内町商工会 女性部長	
	北澤 幸浩	山ノ内町金融団 代表	JA ながの 志賀高原支所長
	池田 元子	ながの農業協同組合 志賀高原女性部地区部長	
	春原 哲男	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	～令和2年10月
	下田 裕一	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	令和2年11月～
	黒岩 俊之	町顧問弁護士	

山ノ内町まちづくりアンケート結果

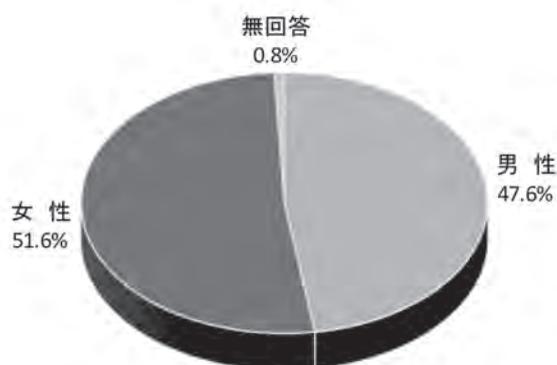
1. 調査の概要

- 調査目的 山ノ内町のあるべき将来像を定め、魅力あるまちづくりの実践にあたって、町民の日常生活の状況や町（行政）に対する要望等を尋ね、第6次総合計画の新たなまちづくりの方向性を検討するための資料とするため、本アンケート調査を実施しました。
- 調査対象 山ノ内町内に在住する16歳以上の男女1,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 実施時期 令和元年11月15日～12月13日
- 配布回収方法 町統計調査委員による配布回収
- 調査実施主体 山ノ内町総務課
- 配布調査票数 1,000票
- 有効回収票数 828票（有効回収率82.8%）

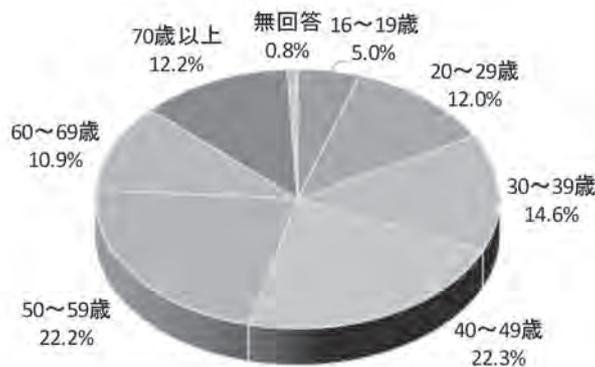
2. 集計結果と分析

(1) 回答者の属性(問1～5)

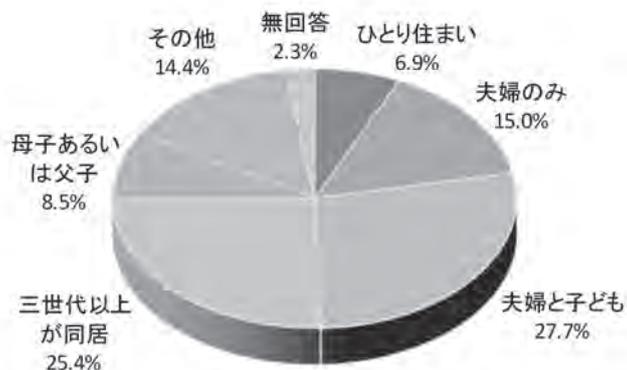
【問1】性別（回答者数＝828）



【問2】年齢（回答者数＝828）



【問3】世帯構成（回答者数＝828）



【問4】居住地区（回答者数＝828）

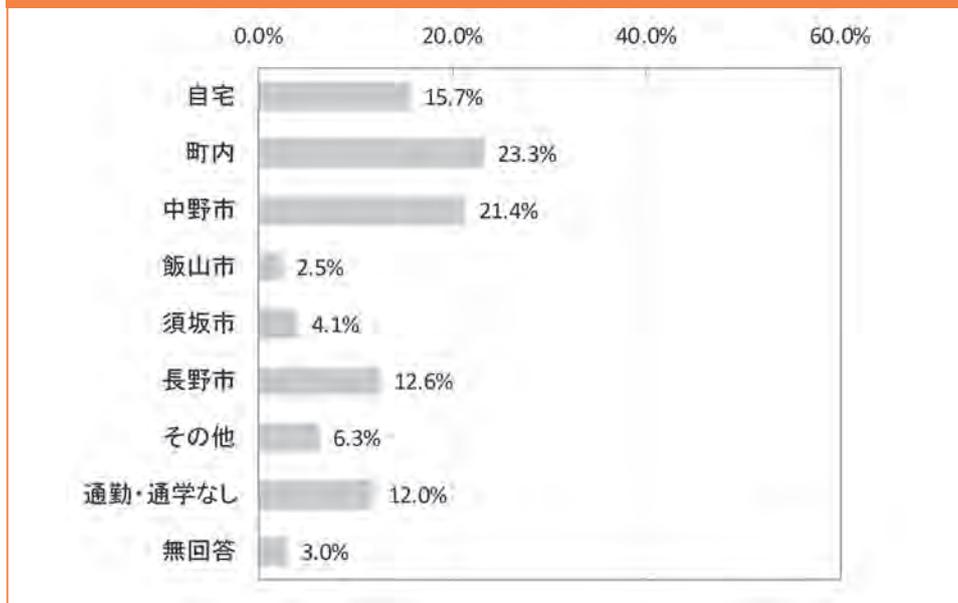


【問5】職業（回答者数＝828）

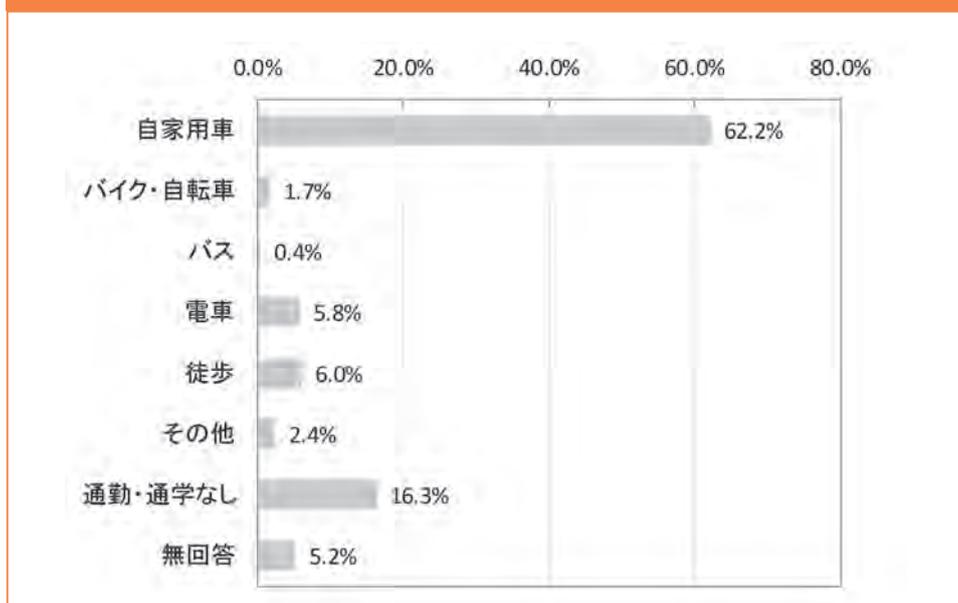


(2) 日常の生活について(問6～9)

【問6】勤務地・通学地（複数回答）（回答者数＝828）

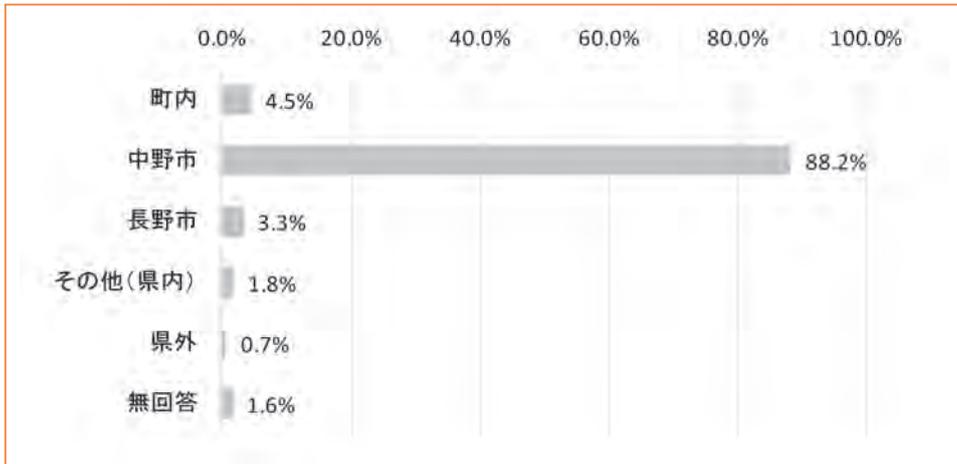


【問7】勤務・通学の交通手段（1つ回答）（回答者数＝828）

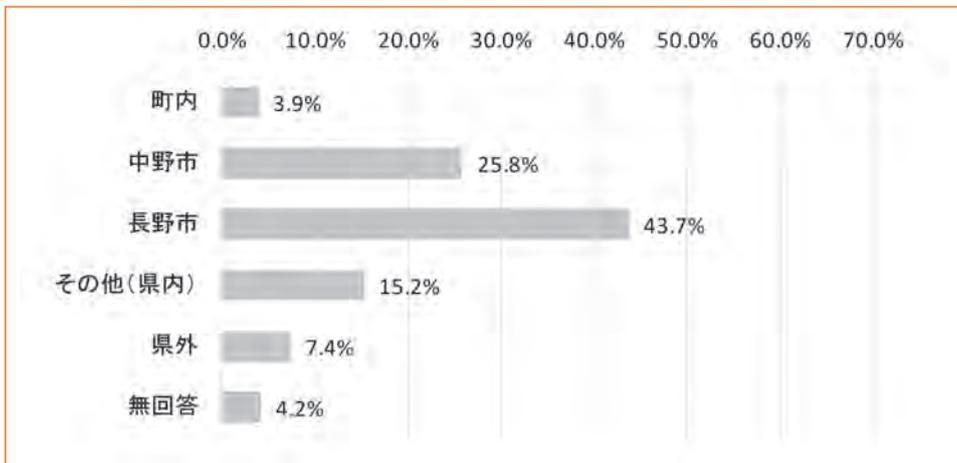


【問8】生活行動圏（1つずつ回答）（回答者数＝828）

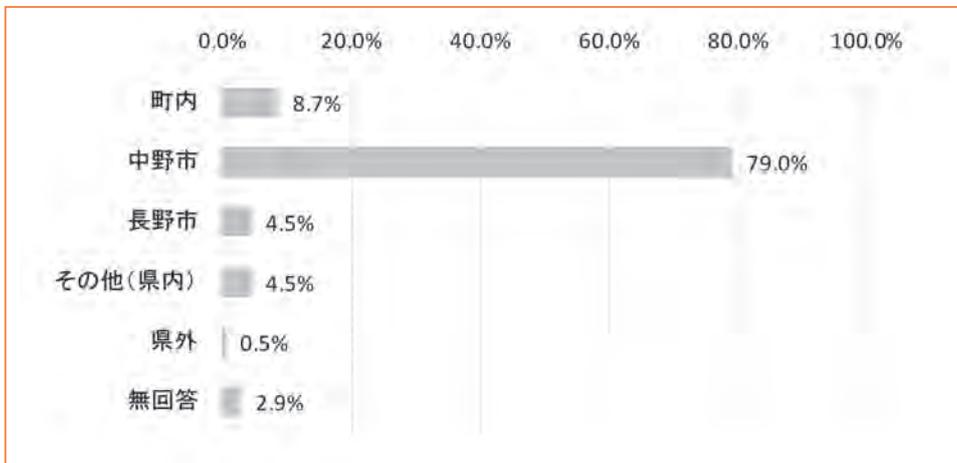
◆買い物先



◆休日・遊び



◆通院先

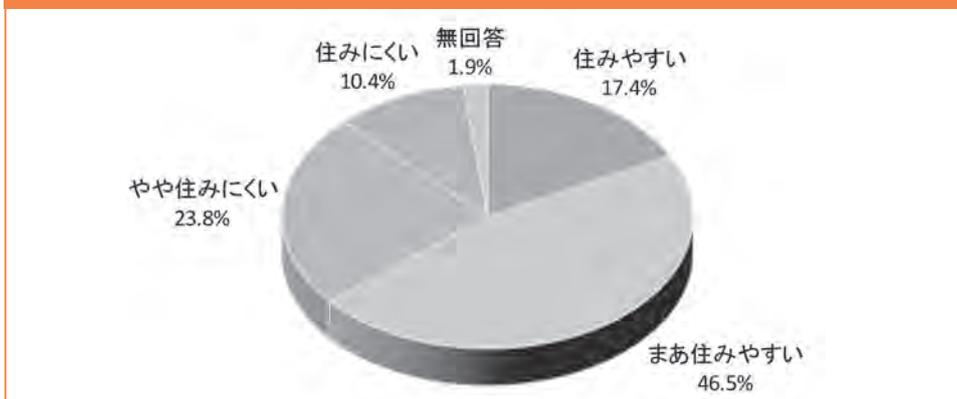


【問9】山ノ内町のイメージ、誇れるもの（3つまで回答）
（回答者数 = 828）

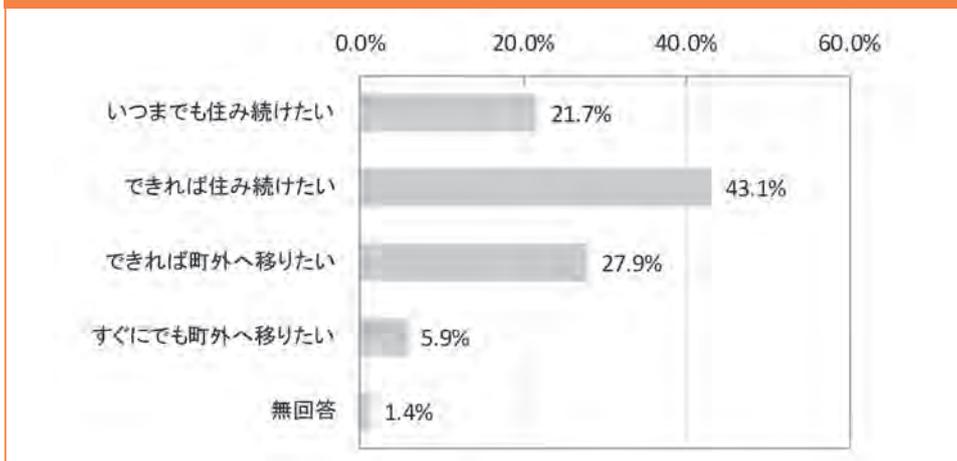


(3) 山ノ内町の住みやすさや生活環境などについて（問10～11）

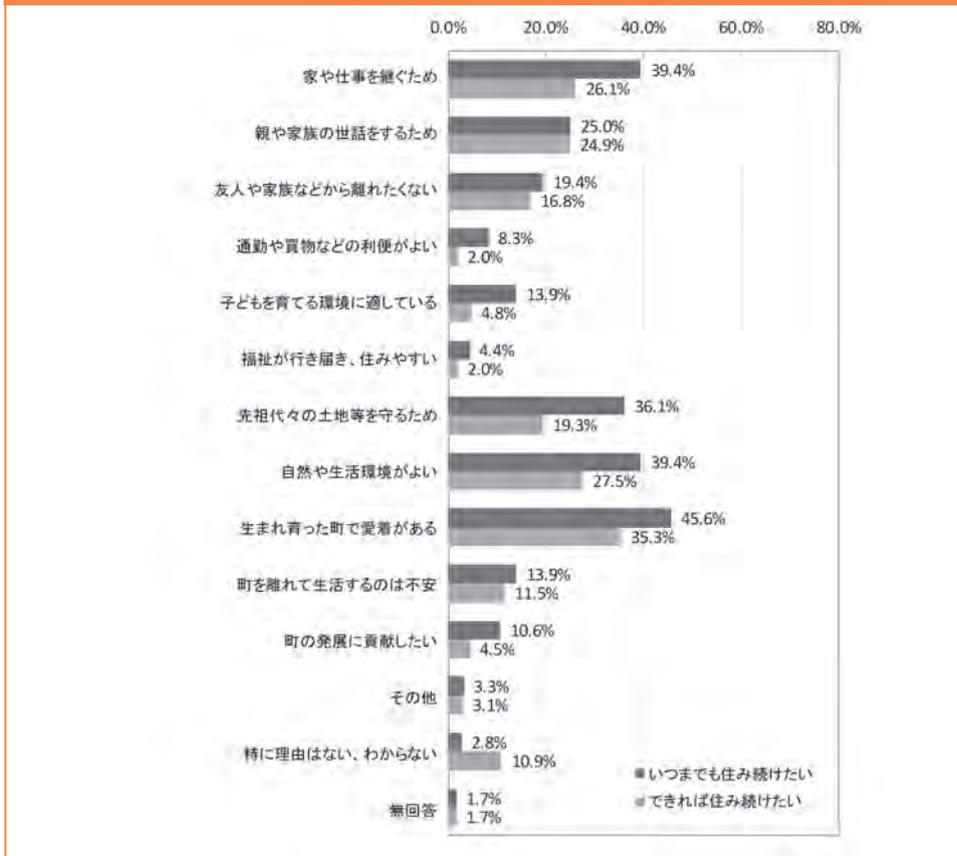
【問10】住みやすさ（回答者数 = 828）



【問11】定住意向（回答者数 = 828）

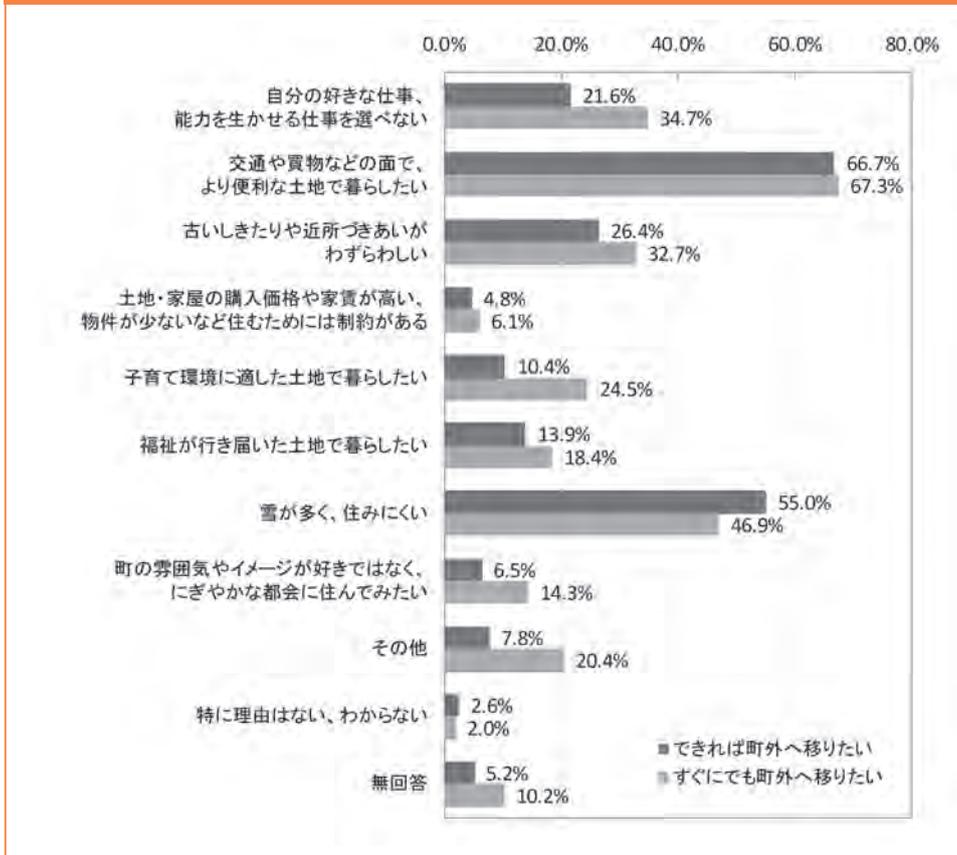


【問 1 1-①】住み続けたい理由（いくつでも回答）
 （いつまでも住み続けたい 回答者数 = 180）（できれば 回答者数 = 357）



資料編

【問 1 1-②】移りたい理由（いくつでも回答）
 （できれば移りたい 回答者数 = 231）（すぐにでも 回答者数 = 49）



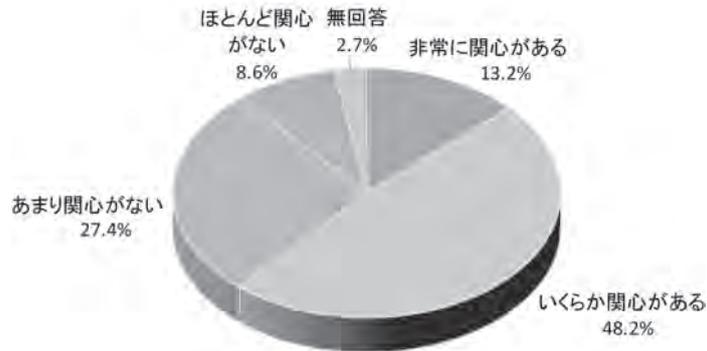
(4) 山ノ内町の現状と今後の取り組みについて

【問12】社会環境評価 (回答者数 = 828)

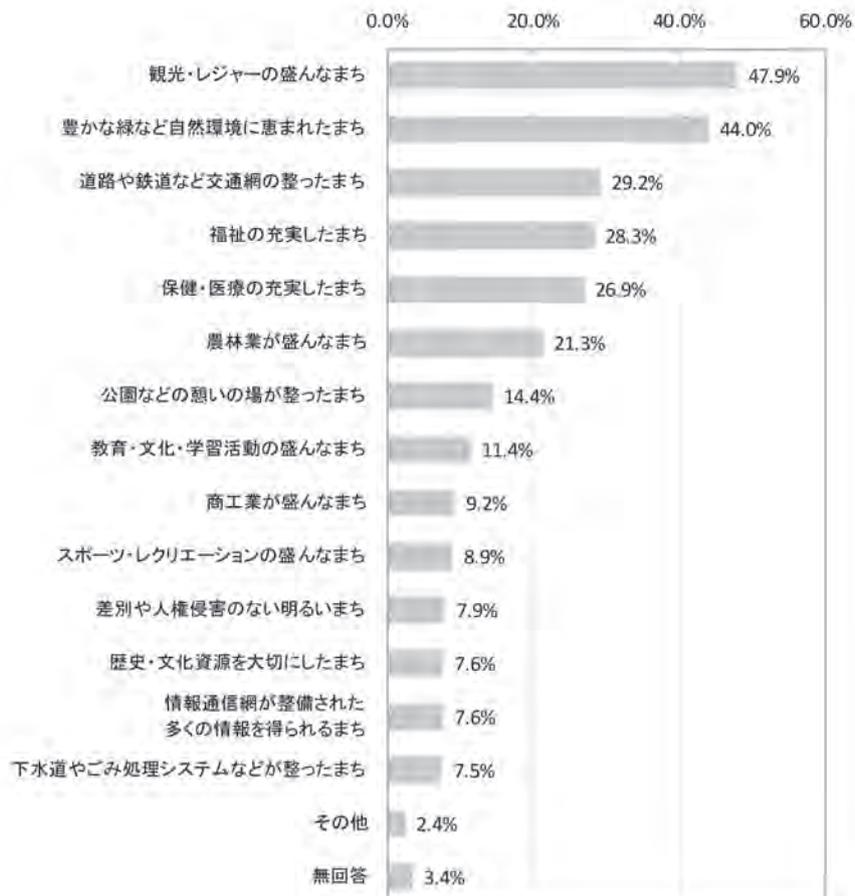


(5) 今後のまちづくりについて (問 13～19)

【問 13】まちづくりに対する関心 (回答者数 = 828)



【問 14】望ましいまちの将来像 (3つまで回答) (回答者数 = 828)

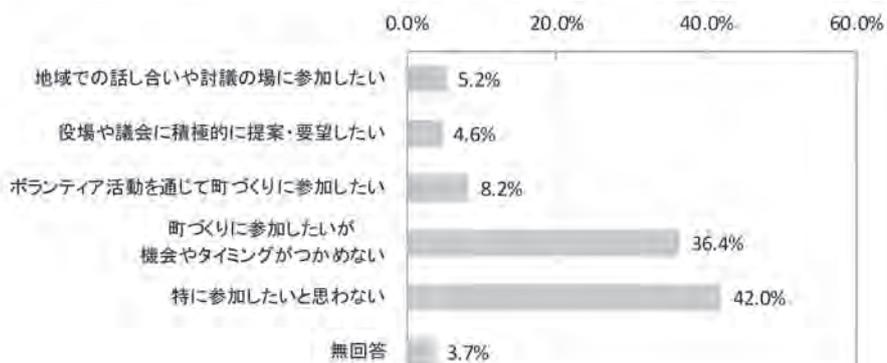


【問 15】将来像実現のために必要な取り組み（3つまで回答）

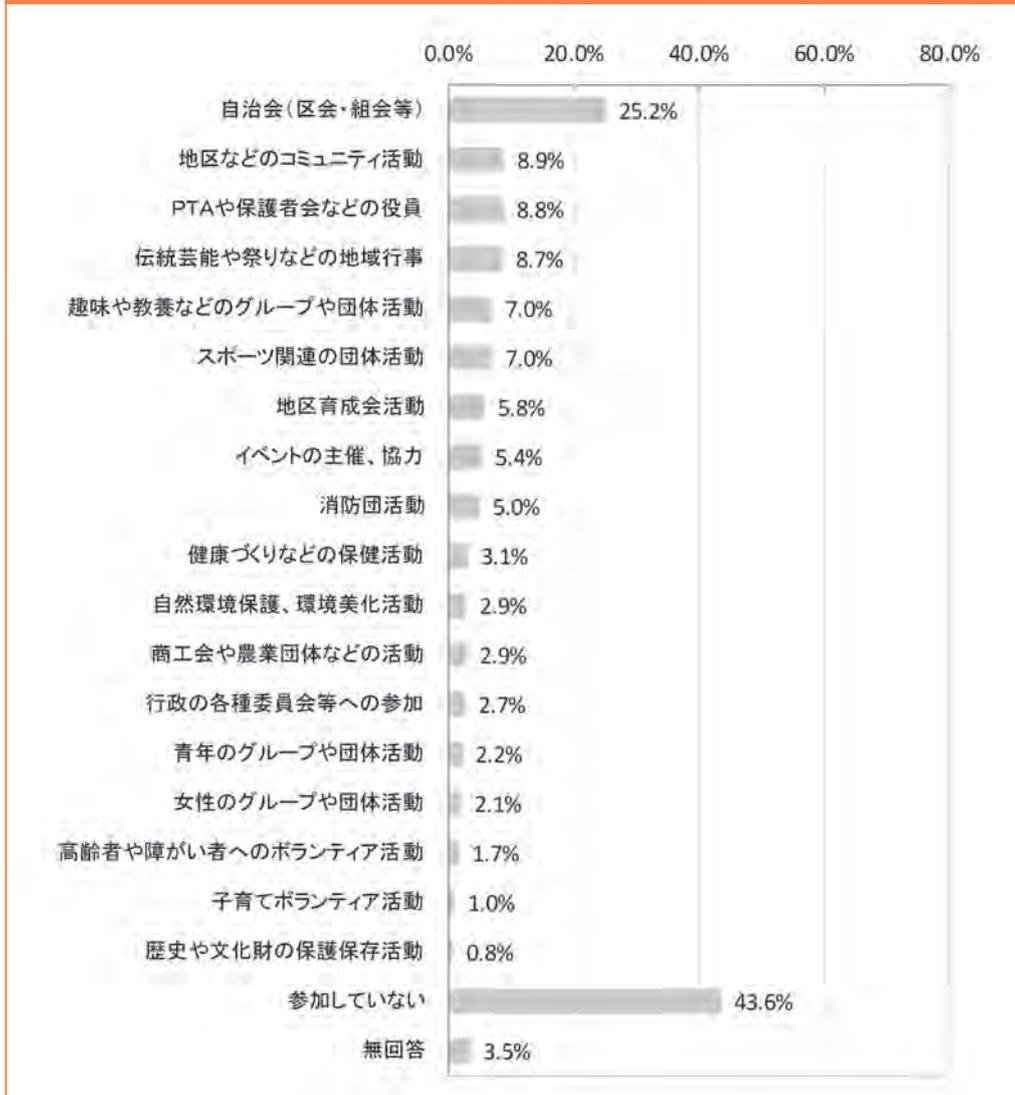
（回答者数 = 828）



【問 16】まちづくりへの参加について（回答者数 = 828）

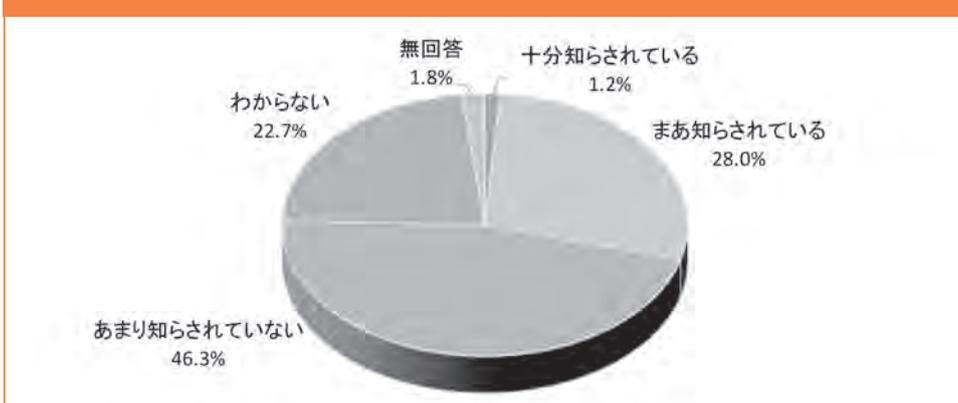


【問 17】参加しているまちづくり活動の参加形態について（いくつでも回答）
（回答者数 = 828）

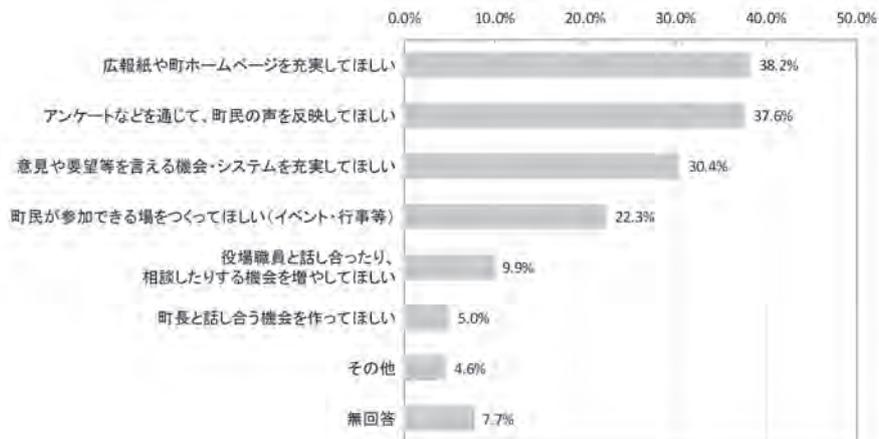


資料編

【問 18】まちの仕事内容、計画などの周知について（回答者数 = 828）

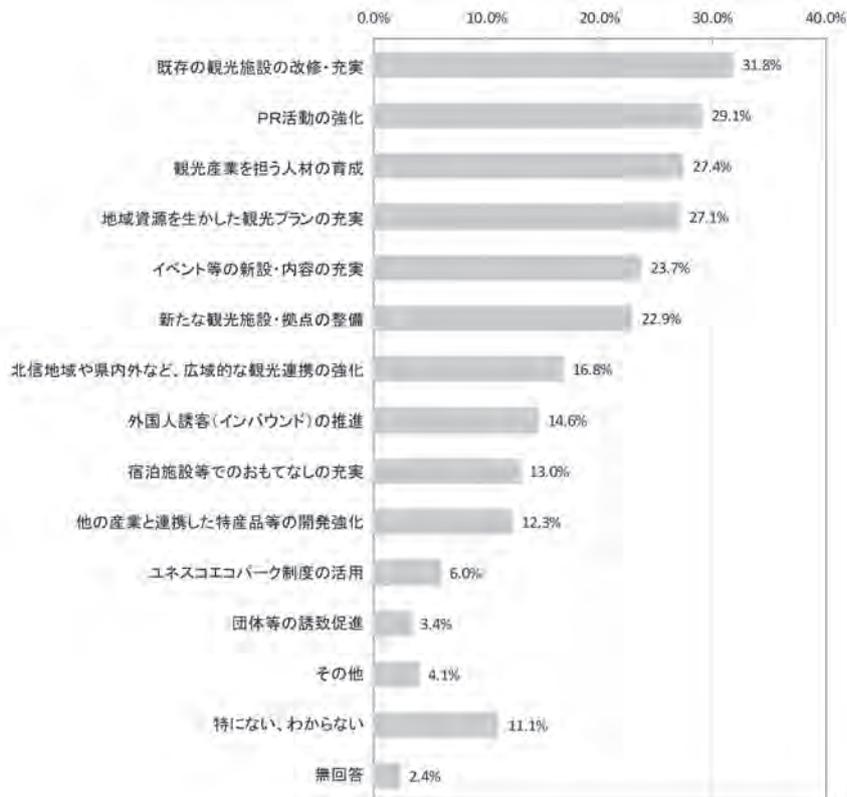


【問19】 町政への住民参加の具体的な方法について（2つまで回答）
（回答者数 = 828）



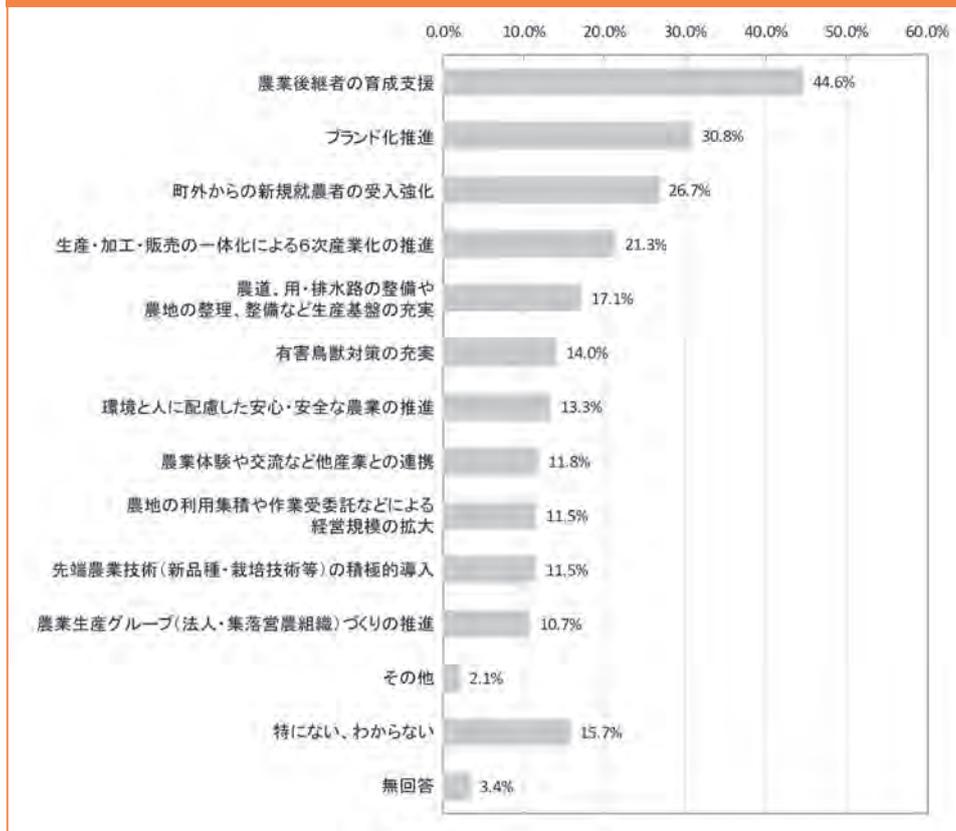
(6) 産業の活性化について (問20～21)

【問20】 観光振興のための今後の重点事項（3つまで回答）
（回答者数 = 828）



【問21】農業振興のための今後の重点事項（3つまで回答）

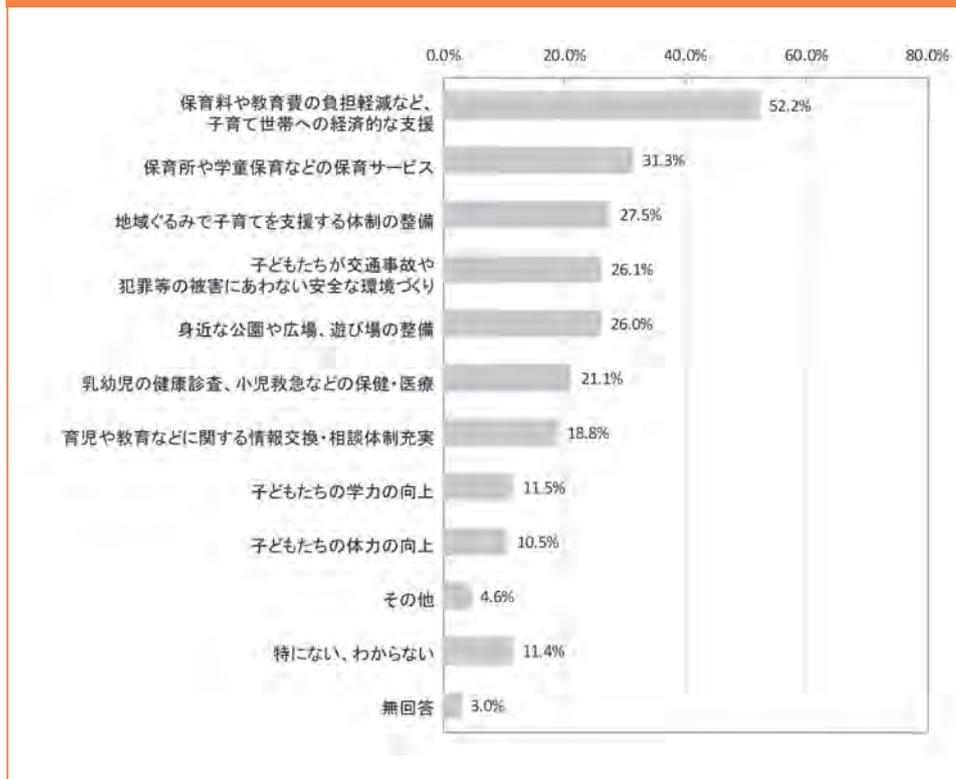
（回答者数 = 828）



(7) 子育てや教育について（問22）

【問22】子育てや教育についての今後の重点事項（3つまで回答）

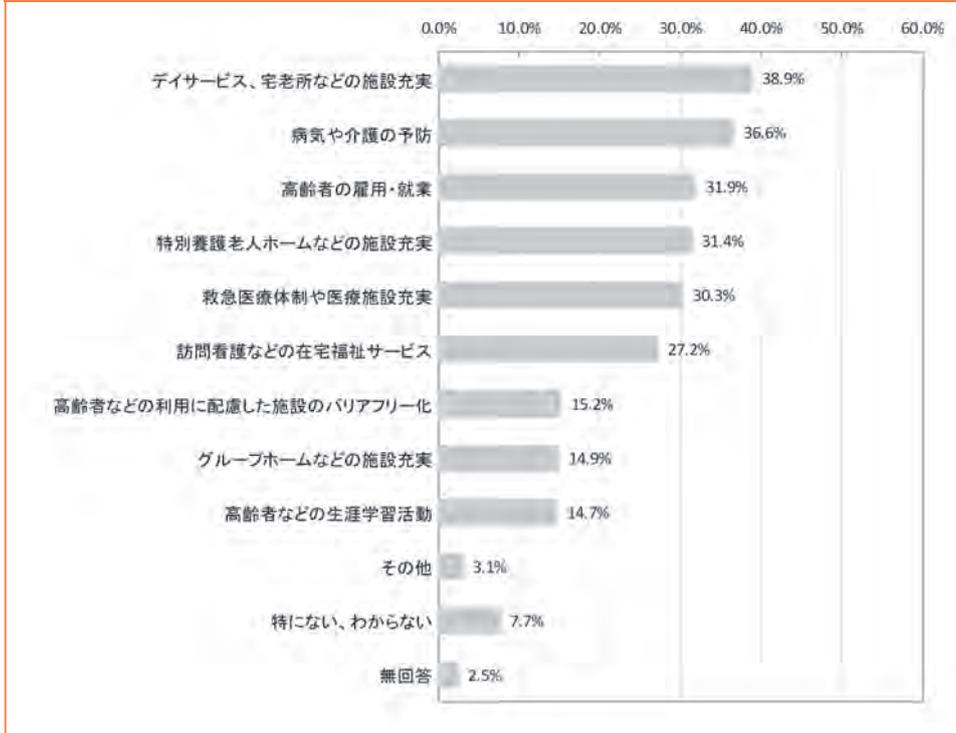
（回答者数 = 828）



(8) 福祉について (問 23)

【問 23】福祉についての今後の重点事項 (3つまで回答)

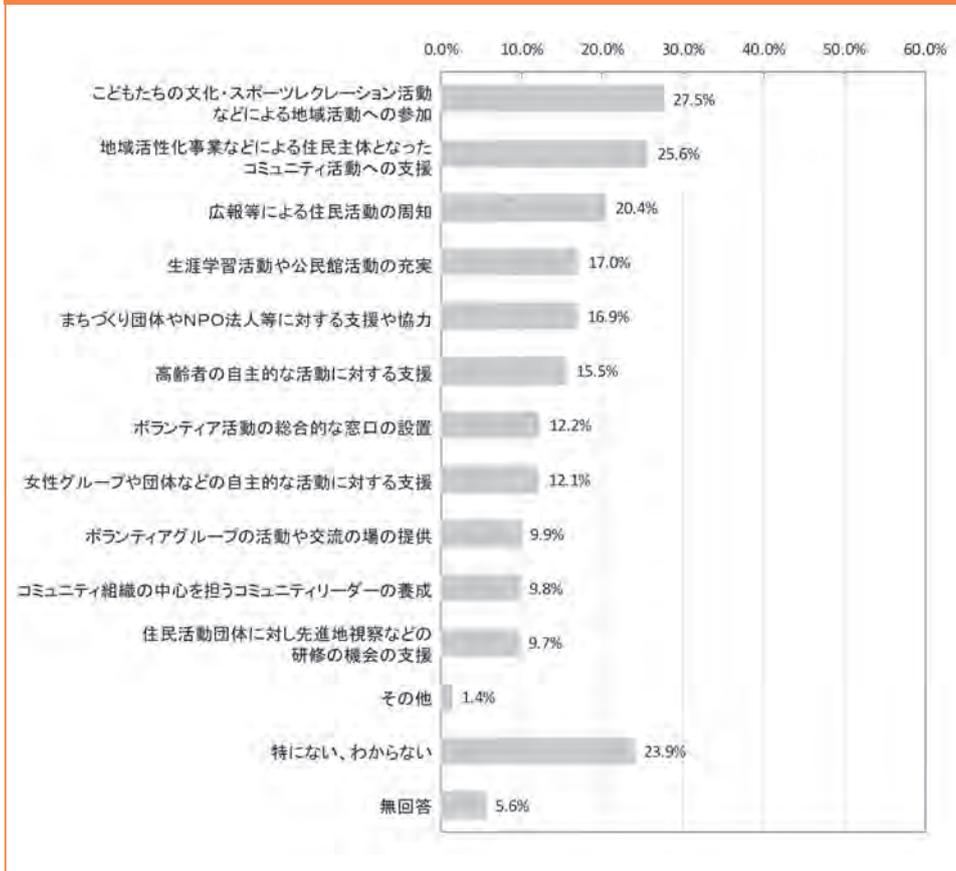
(回答者数 = 828)



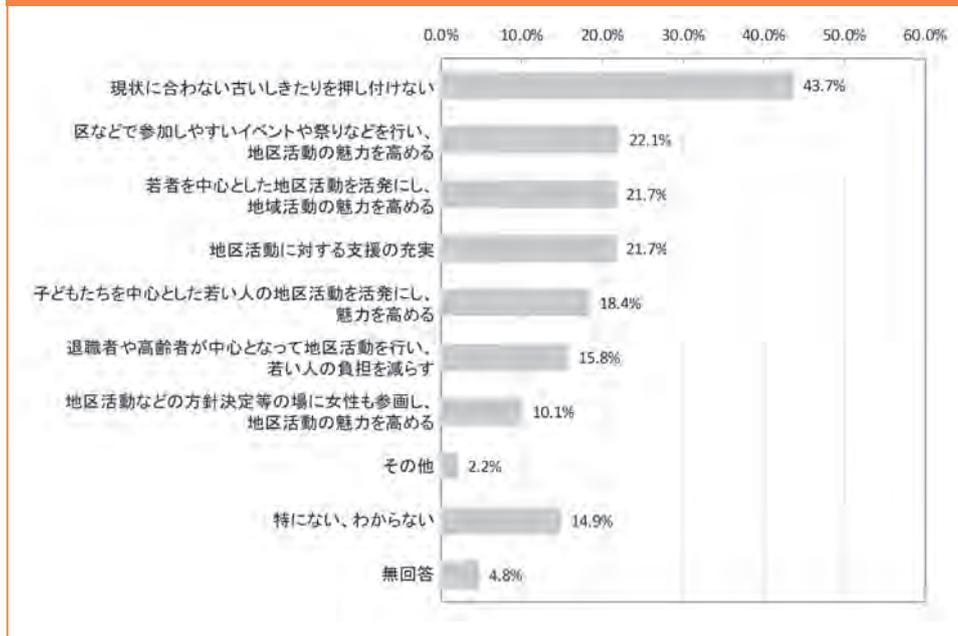
(9) 住民活動、地域活動の活性化について (問 24 ~ 25)

【問 24】住民活動を活発にする方法について (3つまで回答)

(回答者数 = 828)



【問25】地域・地区活動の活性化する方法について（2つまで回答）
（回答者数 = 828）

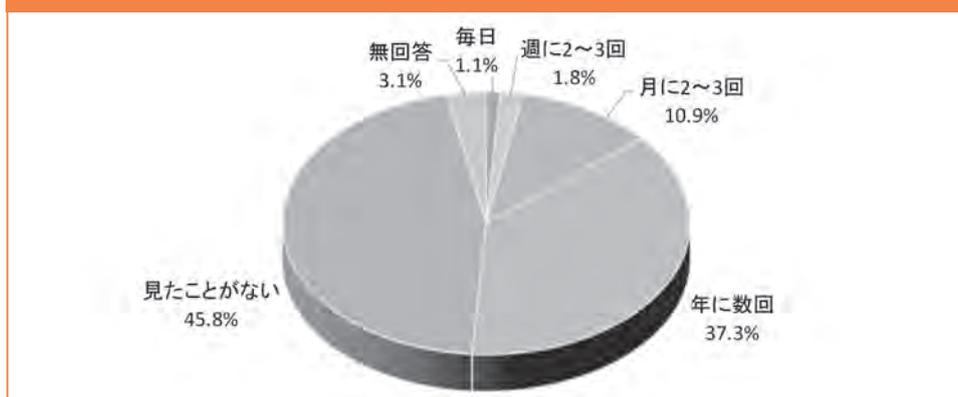


(10) 町の情報化について（問26～28）

【問26】町からの情報の入手方法について（いくつでも回答）
（回答者数 = 828）



【問27】町ホームページの閲覧状況について（回答者数 = 828）



【問28】町の不足している情報について（3つまで回答）

（回答者数＝828）



A～Z

■ ABMORIプロジェクト

歌舞伎役者の市川海老蔵氏の提案により、「いのちを守る森」づくりとして2014年から始まった志賀高原での植樹活動。植樹活動にとどまらず、ドングリの播種・育苗・生育観察を含めた森林再生プロジェクトのこと。

■ AI (Artificial Intelligence)

人工知能と訳される。人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムのこと。

■ ESD (Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育と訳される。持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を育成する教育のこと。

■ ICT

(Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。

■ IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

■ SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」社会の実現を目指すもの。

■ SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。

■ Society 5.0

内閣府が提唱している未来社会のコンセプトのこと。革新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と同時に、様々な社会課題の解決を図り、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を享受できる未来社会のこと。

■ UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻ることに。Iターンは大都市圏出身者が地方へ移住すること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。

■ Wi-Fi

無線LANの規格の一つで、電子機器を無線でネットワークに接続する技術のこと。

あ行

■ アウトソーシング

業務を外部組織・機関に委託すること。

■ 空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方につなぐ制度のこと。

■ 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症が長期間にわたって拡大することを防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させる生活様式のこと。

■ アダプトシステム

自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に管理や美化活動を進める制度のこと。

■ 移行地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。人々が居住し生活を営んでおり、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデルとなる取組が行われている地域のこと。

■ インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

■ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指すツーリズムのこと。

■ エンパワーメント

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

■ 温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収・再放出することにより温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

か行

■ 核心地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。多くの貴重な動植物が生育しており、法的にも厳しく保護され、長期的に保全されている地域のこと。

■ 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

■緩衝地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域のバッファーとしての機能を果たす。ユネスコエコパークのための実験的研究だけでなく、教育や研修、森林セラピー、エコツーリズムなど、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われている地域のこと。

■キャッシュレス決済

現金ではなく、クレジットカード、電子マネー、スマートフォンやインターネット等を使ってお金を払うこと。

■キャリアアップ

職業経験を積むこと、経歴を高めること。

■行政評価

政策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善を目指す仕組みのこと。

■グローバル化

政治、経済、文化など、様々な側面で従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

■ケアマネジメント

高齢者や障がい者、またその家族などへの情報提供や様々な相談に対応するとともに、個々のニーズを的確に把握した上で、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする手法のこと。

■景観行政団体

地域における景観行政を担う主体として景観法で規定された市町村（政令指定都市、中核市、県と協議しその同意を得た市町村）及び都道府県のこと。

■経常収支比率

町の財政構造の弾力性を判断する指標のこと。「町税・地方交付税」など使途が定められていない収入が、「人件費・扶助費・公債費」など経常的に必要な経費に使われている割合を示す。数値が小さいほど町独自の施策が進めやすくなる。

■ゲートキーパー

自殺のサインに気づき、家庭や地域で見守りを行ったり、専門相談機関へつないだりする役割を担う人材のこと。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立した生活ができる生存期間のこと。

■交流人口

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光など様々な人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

■克雪住宅

雪下ろしによる負担軽減及び危険防止を図るため、屋根に融雪・落雪のための措置を講じた住宅のこと。

■国土利用計画

国土利用計画法に定められた基本理念に即し、総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画（将来構想）で、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

■国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

■個人情報保護条例

町が保有している個人の情報について具体的な取扱いのルールを定めるとともに、本人からの請求により開示や訂正などができるよう制定した条例のこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団のこと。

■コミュニティバス

公共交通空白地の補完、高齢者や障がい者などの移動支援、公共公益施設の利便性向上などを目的に、自治体が運行するバスのこと。

■コラボレーション

異なる立場の人々による協力・連携・共同作業のこと。

■コワーキングスペース

事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うことができる場所のこと。異なる職業や仕事を持った人たちが同じスペースで仕事を行うことにより、さまざまなメリットが生まれる。

さ行

■在宅福祉サービス

高齢者が自立した生活を過ごし、長年住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援するためのサービスのこと。

■サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

■実質公債費比率

地方債等の償還の割合を示す指標のこと。償還の一部に措置される地方交付税相当額を除いた「公債費」と「公営企業会計・一部事務組合への公債費負担相当額」が「標準的な税収入額（標準財政規模）」に占める割合を示す。一定基準を超えると一部の地方債の発行ができなくなる。

■指定管理者制度

「公共施設」の管理・運営を、株式会社やNPO法人などさまざまな法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

■シティプロモーション

物産や観光資源をはじめ地域の魅力を内外にPRすることで、地域イメージのブランド化を図り交流人口・定住人口の増加や地域活性化を目指す取り組みのこと。

■社会インフラ

社会生活の基盤となる道路や鉄道、学校などの教育施設や病院などの医療施設、あるいは上下水道等、生活に欠かすことのできないもの。

■就業支援ワーカー

すでに就業している障がい者の職場定着支援、就職希望のある障がい者の職場実習等を通じた就業支援を専門に担当する者のこと。

■集落営農組織

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織のこと。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。

■循環型社会

限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。

■将来負担率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。一般会計の借入金残高、将来負担することが決まっている支出予定額と合わせ、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金残高のうち一般会計の負担額、さらに第三セクター等に伴う一般会計の負担予定額が対象となる。

■情報セキュリティポリシー

企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

■食育

食に関する正しい知識の普及や情報を提供し、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の保持・増進が図れるような取り組みを行い、自らの食に関する理解を深め、食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■新エネルギー

「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」において「新エネルギー利用等」として定義されたエネルギーのこと。太陽光発電や熱利用など技術的には実用段階まで達しているが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーのために特に必要なもの。

■信州型コミュニティスクール

学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校のこと。

■信州型ユニバーサルツーリズム

国籍（言葉の通じない外国人）、年齢（小さなお子様やご高齢者）、ハンディ（障がいのある方・妊婦さん・ベビーカー利用）などに関わらず、気兼ねなく全ての人が楽しめるように考えられた旅行のこと。長野県ではハード整備のみでなく、県民が相互に連動し、温かい心で受け入れる対応のこと。

■森林セラピー

森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。

■スクールカウンセラー

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心の問題に対応するため、学校に配置される専門家のこと。

■セキュリティインシデント

情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。ウイルス感染や不正アクセス、アカウント乗っ取り、Web サイト改ざん、情報漏えい、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃（DoS 攻撃）などが含まれる。

■総合型地域スポーツクラブ

「誰でも」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」いろいろなスポーツを楽しむことのできる、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのこと。

た行

■第1次救急医療

入院や緊急手術を伴わない医療のこと。

■第2次救急医療

手術や入院を必要とする重傷者に対する救急医療のこと。

■タイムケア事業

障がい児（者）とその家族等が求める短期間で日常的な援助の要望に対し、家族等に代わり一時的に障がい児（者）の介護等を行い、地域生活を支援する事業のこと。

■地域ブランド

他の地域と比べた優位性や魅力を効果的にアピールし、人々が良いイメージを持ち、行きたいや住んでみたいと思う気持ちを誘引する力を有すること。

■地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していく上で介護だけではなく、医療や虐待防止など様々な問題に対して、総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関のこと。

■地域防災情報システム

地盤・地形、道路、行政機関、防災施設などに関する情報を必要に応じあらかじめデータベースとして登録し、この防災情報データベースを基礎として、災害対策に求められる各種の分析や発災後の被害情報の管理を行うシステムのこと。

■地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋など地球の気候系の平均気温が長期的に上昇すること。

■定住自立圏構想

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策のこと。中心市と周辺市町村が協力し、地域全体で生活環境の確保に取り組む。

■テーゼ（These）

命題。定立（ていりつ）。

■テレワーク

パソコンやスマートフォンを活用し、場所や時間にとらわれず柔軟に働くこと。

■電子自治体

自治体が ICT（情報通信技術）を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みのこと。

■特定健康診査

生活習慣病の発症や重病化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

■特定保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者または予備者とされた人や生活習慣病リスクの高い人に、医師や保健師、管理栄養士などが運動習慣やバランスのとれた食生活の定着などに関する指導を行い、生活習慣の改善を図ること。

■都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。おおむね 20 年後を見通した都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方針を定めたもの。

な行

■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村が認定した農業者のこと。

■農業振興地域整備計画

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）に基づき市町村が定める計画のこと。

■ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などすべての人々が、家庭や地域社会で、共に生活していける社会が通常の社会であるという考え方のこと。

は行

■ハイリスクアプローチ

疾患を発症しやすい高いリスクを持った個人に絞り込んだ予防法のこと。

■バリアフリー

段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方、もしくは具体的に取り除いた事物のこと。

■パブリックコメント制度

生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を町民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

■ピクトグラム

誰にでも伝わりやすい単純化されたデザインの絵文字等により、情報や注意を表示した視覚記号のこと。

■ビジット・ジャパン・キャンペーン

訪日外国人旅行者の増加を目的とした、国をあげて取り組む戦略的な訪日プロモーション事業のこと。

■ビッグデータ

インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などの ICT の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種大容量のデータのこと。

■病院群輪番制

地域内の病院が連帯して、輪番制方式により休日や夜間における二次救急医療を実施する体制のこと。

■ブックスタート事業

赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として平成 22 年 9 月から開始している取り組みのこと。4 か月健診に合わせて、8 種類の絵本から選んでもらった 2 冊を図書袋に入れて贈呈している。

■負のスパイラル

連鎖的に悪循環が生じること。

■ふるさと寄附金

任意の地方自治体に寄付することにより、寄付した額の一定限度額分が控除される個人住民税の制度のこと。

■フレイル

高齢者が要介護へ移行する中間の段階のこと。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

■ペルソナ設定

ターゲットとなる顧客モデルを本当に存在するかのよう仮定したマーケティング手法の 1 つ。

■ 防災マップ

洪水や土砂災害などが発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し、避難場所や経路などの情報を記載したもののこと。

■ ポピュレーションアプローチ

疾病予防や公衆衛生の向上のために、ハイリスク群以外の人々にも働きかける普及啓発活動のこと。

ま行

■ マイナンバー制度

「社会保障・税番号制度」のこと。複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入が決定したもの。

■ メディアリテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。

や行

■ やまのうち男女共同参画プラン 21

男女共同参画社会の実現を目指し、町の取り組むべき方針、方策を示すとともに、町民一人ひとりがどのように行動するべきかを示した計画のこと。

■ 山ノ内町新エネルギービジョン

町内で新エネルギーを導入・普及していくための基本的・長期的な指針のこと。

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別に関わらず多様な人々、誰もが使いやすいように考慮されたデザインのこと。

■ ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が行う「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」の一事業で、「生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）」を目的としている。

■ ユネスコスクール

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の理想（ユネスコ憲章）を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。

ら行

■ ライフサイクルコスト

製品や構造物などの調達・製造・使用・廃棄に必要な費用をトータルして考えること。

■ ラムサール条約

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地の保存に関する条約のこと。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

■ リーマンショック

米国の投資銀行（リーマン・ブラザーズ）が経営破綻をしたことを機に、連鎖的に世界規模の金融危機が発生した事象のこと。

■ リユース・リデュース・リサイクル

リユース（再使用）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リサイクル（再資源化）の意味で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取り組みのこと。

■ レセプト

医療費の請求明細のことで、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合など）に医療費を請求する際の明細書のこと。

■ 6次産業

第1次産業（農業）、第2次産業（加工・製造）、第3次産業（流通・販売・観光）の機能を複合させた総合産業のこと。

■ ローリング方式

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に生じた食い違いを一定期間ごとにチェックし、実績に合わせて計画を見直し目標達成を図る方法のこと。

わ行

■ ワークライフバランス

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ ワークেশョン

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。リゾートなどでリモートワーク等を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

■ ワンストップサービス

申請者が一度の手続きで関連する作業をすべて完了することのできるサービスのこと。

第6次山ノ内町総合計画

発行日 令和3年3月
発行 山ノ内町
編集 山ノ内町 総務課 企画係
〒381-0498
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1
TEL 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527
メールアドレス kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp
ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Shiga Highland
Biosphere Reserve since 1980
Man and the Biosphere Programme



ユネスコエコパーク

